

第七十一回国会
衆議院
大蔵委員会
議録第十八号

昭和四十八年三月二十八日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 村山 達雄君

理事 阿部 助哉君

理事 荒木 宏君

愛野興一郎君

越智 通雄君

金子 一平君

栗原 祐幸君

三枝 三郎君

中川 一郎君

坊 秀男君

毛利 松平君

佐藤 鶴樹君

塚田 庄平君

広瀬 秀吉君

村山 喜一君

小林 政子君

広沢 直樹君

竹本 孫一君

出席國務大臣

内閣總理大臣 田中 角榮君

出席政府委員

内閣法制局第三部長 茂申 俊君

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 長岡 實君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省銀行局長 吉田太郎一君

大蔵省國際金融局長 林 大造君

委員外の出席者

文部省大学學術局學生課長 遠藤 丞君

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

國稅庁次長 江口 健司君

委員の異動

三月二十八日

辭任

塩谷 一夫君

萩原 幸雄君

同日

辭任

愛野興一郎君

竹中 修一君

同日

辭任

愛野興一郎君

竹中 修一君

同日

辭任

愛野興一郎君

竹中 修一君

同日

辭任

愛野興一郎君

竹中 修一君

同日

辭任

愛野興一郎君

竹中 修一君

同日

辭任

愛野興一郎君

竹中 修一君

同日

本日の會議に付した案件

所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

○木村(武千代)委員長代理 これより會議を開きます。

委員長所用のため、その指名により、私が委員長の職務を行ないます。

所得稅法の一部を改正する法律案、法人稅法の一部を改正する法律案及び租稅特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。小林政子君。

○小林(政)委員 私は、所得稅法の問題について、特にその中でも昨日来から問題になっております課稅最低限の問題について、まずお伺いをいたしたいと思います。

政府は、わが國の課稅最低限はすでに先進諸國の水準に達しているから、したがって今後は大幅な手直しをする必要がないであろう、こういう立場に立っておりますけれども、円の事実上の切り上げが実施をされ、そして従来の産業優先、企業第一主義の稅制というものを切りかえて、そしてほんとうに國民の生活を向上させていく、あるいはまた生活を優先するという立場に立つて稅制がこの問題を取り上げるということ、私は非常に重要な問題であろうというふうに考えます。

このような視点に立つて、具体的な納稅者の生活実態がどうなっているのか、あるいはまた所得水準や蓄積水準というふうなものがある事実上一体どうなっているのか、具体的な事実上即してこれを正しく認識すると同時に、大幅な改善を行なうということが私はいまきわめて重要であろうというふうに考えます。特に私はこのような観点に立つて、課稅最低限、人的控除の引き上げ等を中心に据えて質問をいたしたいと思います。

まず第一にお伺いをいたしたいのは、基礎控除とは一体何を基準にしているのか、この点についてお伺いをいたしたいと思います。

○高木(文)政府委員 昨日も山田委員の御質問に對してお答えを申し上げましたが、所得稅はどの程度のものかは別として、最小限の生活費についてこれは課稅をするのはおかしいのではないかと。いわゆる生活費についての非課稅の原則というふうな考え方は私も必ずしも賛成をいたしませんけれども、しかしやはり何といましても生活がでないところに稅が食い込んでくるというふうのはおかしいわけでございますから、その意味で、まず本人の所得の中から生活と見合つてある程度

の控除をする、生活費に見合つてある程度の控除をするという性格のものであらうと思ひます。その場合に、それでは基礎控除の額を具体的にどのよう生活実態とにらみ合わせてきめていくかということになりまして、これは必ずしも基礎控除あるいは配偶者控除あるいは扶養控除のそれぞれに對してそういう目安を立てていくわけではございませんで、一人であれば、つまり稅法上の单身者であれば、夫婦者であれば、子供があれば幾らというふうな組み合わせを考えまして、いわば世帯別にある程度のバランスをとれるように基礎控除と配偶者控除と扶養控除というもので組み合わせるわけでございます。その組み合わせによつていわゆる課稅最低限の計算が出てくるわけでございますが、その課稅最低限というものは、何よりもやはり最小限といふか最低限の生活費に食い込まないという趣旨のものであらうかと思ひます。

○小林(政)委員 昨日の說明を聞いておりますと、いわゆる納稅者の稅負担をどの程度の所得層から求めるかという一つの基準である、こういうことをいわれておるわけでございますけれども、いわゆる課稅最低限、特にその中でも私はその基礎になるべき人的控除、これについてはいま世帯の構成等によつての組み合わせによつていわゆる最低生活の維持ということを保障していくものだ、このようにいわれたと思ひますけれども、そのように受けとめてよろしうございませうか。

○高木(文)政府委員 基礎控除なり配偶者控除なり扶養控除なりの額あるいは制度を考えます場合に、直ちにそれが最低生活費の保障ということにつながるかどうか、そこはたとえば課稅最低限をこえまして、御存じのようにまず課稅が始まります段階は稅率が一割でございますから、稅というものは、それをこえまして場合にすべてにかか

というわけではなくて、税率が割の場合は一割がかかるわけですが、また基礎控除等を引き上げた額が四十万円をこえた額につきましては、今度は上積み一二%ということになっているわけですが、直ちにそれが全部がこの税になってくるわけではないのでございまして、生活保護の場合のように、何といひますか、生活の保障という概念と、いまの税の仕組みのような場合とはや趣が異なっておるのではないかと考えています。

○小林(政)委員 非常に抽象的で、何を言っているのか国民はわからないだろうと思うのです。この程度の所得の水準のところから課税を行なっていくと、逆の裏のことはで言え、こゝまでは税金は徴収いたしません、こゝいうことがきめられるのが一つの意味の課税最低限、こゝいうふうに言われているだろうというふうに考えますけれども、この場合に、どここのところの一つの目安を国民は置くべきなのか。これは一方的に大蔵省が、この程度が適当であろうというようにできめていくのかどうか、はつきりしていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 基礎控除、配偶者控除、扶養控除、そういうものを合計して、いわば課税最低限というふうな概念が説明として出てきておりますけれども、基礎控除、扶養控除、配偶者控除というふうな基礎的な控除は、それは必ずしも単にどこから課税が始まるかということだけを意味するものではないと思ひます。まさにそれは結果としてそこから課税が始まるということではございまして、現在の所得税の累進の形式は、所得から控除を引きまして、その控除を引きましたものに税率がかかるわけでございますので、控除の引き方、大きさ、そういうものは必ずしもその境界のところだけでなくて、その上のすべての所得層の税額計算に響いてくるという意味を持つものでございます。でありますから、その人的控除の額というものは、それだけを意味しているものではないと思ひます。しかし、ただいま

小林委員がおっしゃいますように、それが同時にまた、ここからは税がかかりますよ、ここからはかかりませんよというこの目安であることも、御指摘のとおりでございます。

そこで、それはどうやってきめるかということでございますが、まさにこれは最終的にはこの御審議を通じてきめていただくわけでございます。私も御提案を申し上げておるということでございます。その過程におきまして、もちろん政府といたしましては税制調査会等御審議は願っておるわけでございますが、一つにはやはりいままでの原則でございますが、審議の過程におきましては、やはり何といひますか、各年の課税最低限はどのような状態である、それをどの程度改善していくかという点を重点に議論されておるといふのが実態でございます。

○小林(政)委員 こゝまでは税金をかけるかという一つの目安、その目安は一体どこに置くべきなのか。この間からいろいろと参考人、公述人の方からお話ございましたけれども、憲法第二十五条に明記されております健康で文化的な生活あるいは貯蓄のゆとりがある保障である、こゝういふことがいろいろ言われておりますけれども、私はそこをまず伺いたいですけれども、四十八年度に、いわゆる基礎控除、配偶者控除を一万円、扶養控除を二万円引き上げたわけでございますけれども、一体この一万円というのは何を根拠にしているのか、この一万円を上げたのか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 先ほどもお答えいたしましたとおり、それぞれの一万円という額にはあまり意味がないと思ひます。そうではなくて、その結果、昨年夫婦子供二人の場合でいへば、昨年までは百三万円というのが一つの目安であった。これは給与所得者についてでございます。そしてそれは収入金額についてでございます。しかしそれが目安であった。それが今回百四万九千円になる。その引き上げ幅が適当かどうか、それが十分か不十分かというところが問題であり、同時にそ

れは子供さんをよけい持つておられる家計の場合と、夫婦の場合と独身の場合とどのようなバランスであるべきか、それから一方において、ただいまのは給与所得者についてでございますから、この給与所得者と事業所得者のバランスはどうあるべきかというところから議論が出てくるのではないかと。私も、現行二十万円の基礎控除が二十一万円になるその一万円の意義というよりは、むしろ全体としての消費単位ということ考へた場合の夫婦子供二人というふうな状態、それにおける課税がどこから始まるかというあたりに一番のよしあしの判断の焦点を合わせて議論を進められべきものというふうに考えております。

○小林(政)委員 この一万円には別に何の根拠というものはないので、こゝういふことなんです。むしろ全体的な立場で、従来の四人世帯百三万といわれていたものが百四万になることがどうのこゝうの御説明でございども、この一万円は意味のない、何の根拠もないのにとこのところ十年にわたって毎年毎年一万円ずつ一万円ずつ積み上げてきている。むしろほんとうに基礎控除、いわゆる人的控除といふものが課税最低限をなす、しかも生活と非常に大きなかかわりを持つ性質を持った控除であるならば、当然こゝにこそはつきりさせたものを持たなければいけないと思ひますけれども、何の根拠もなく十年来毎年一万円を積み上げてきた。これでは私は説得力のある説明に何らならないと思ひます。一万円ずつ一万円ずつ積み上げてきた内容だつて、実際の引き上げの割合というものは減つてきているじゃないですか。

こゝういふあいまいなことで、課税最低限が上がりまして、基礎控除を一万円上げました、扶養控除を二万円上げましたというふうなことで、わが国の課税最低限ははかりにかけられるということは許されていいのでしょうか。私はもつと具体的な生活実態を調査された上立つて、いま国民の生

活水準というものがこゝういふ状態になっているのでこゝ上げたんだという説得力を持った説明がなければならぬというふうに考えますけれども、その点についてもう一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 率直に申しまして、私もさういふ悩みを持っております。何かもう少し他によるべき基準があつて、その基準との関連において基礎控除なり配偶者控除なり扶養控除なりの額をきめる方法がないだろうかということは一つの課題でございます。それで、この点については、かねがねいろいろ検討をいたしておりますが、いままでのところ、いま小林委員のおっしゃったようなことはなかなか見つからないというのが実情でございます。同時にこれは、何かないかということから、たとえばよその国はどうだろうかといふところ、たゞさういふ調べてみましたが、いまだどこもいふところでは、いやさういふものはない。さういふことを比較する基準はないので、現行制度が幾らになつておるのをどう改善するかということが問題であつて、何か絶対比較の關係においてあるべしといふような議論をしたことはないといふのが、いままで私も諸外国の行政官とか学者とかに聞いた結果でございます。しかしながら、昨日も山田委員の御質問にございまして、生活費なり家計費なりとの關係といふのはやはり一つの問題点でございますので、それは参考としては認めますけれども、それを直ちに引つづけて、それによつて基礎控除なり配偶者控除なり扶養控除なりの額をきめるという形は適当でないといふことで採用してないわけでございます。

○小林(政)委員 いわゆる給与所得の場合には、ここから課税をするのだといふことは、いわゆる所得というものを基準にしていうのか、それとも含まれている経費を含めて基準にしているのかどうなのか、こゝういふ点についても明確にしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 給与所得控除の性格論はまたこれは非常にむずかしい議論があるわけでございますが、ただいまのところは、主として必要経費の概算控除という部分に多く着目して給与所得控除という制度が組み立てられておるといふふうに私どもは理解をいたしております。そこで、給与所得控除については、ある程度定額控除制度をしき、その上に定率控除制度を乗せ、総所得が大きくなったからといって必要経費がふえるはずがないからという理由で、現行法では四百十三万円まで、今度お願いしております改正案では六百十六万円まで漸次給与所得控除の額がふえてまいりますが、それをこえた場合には、もう給与所得控除はふえないというふうにとっておりますのは、一種の必要経費の考え方から出てきているものでございます。

〔木村(武千代)委員長代理退席、大村委員長代理着席〕

課税最低限を論じます場合には、本来必要経費的なものである給与所得控除と、それからものと基礎的な控除であるところの人的控除と、それと一緒にして給与所得者についての課税最低限を議論することはなほだ混乱を招くのでございます。したがって、私どもは従来から課税最低限の議論をいたします場合に、給与所得者について収入表示で、たとえば百三万円であるとか百四十万円であるとか申し上げるのはかえって誤解を招くのではないかとということで、非常に気になっているわけでございます。

しかし、また一面におきまして、現実にはサラリーマンの場合には、収入が幾らであるということとは認識がありまして、税法に定められました給与所得控除額を引いた後の額が幾らのところからかかるのかというようにことを説明しても、一向何のことかわからぬということになります関係で、課税最低限に関する資料等をお示しいたします場合には、給与については収入基準、事業所得その他については所得基準ということで説明をいたしておるといふ関係になっておりまして、そこ

に食い違いがあることは非常にものごとを複雑にしておるわけでございます。そこは何かならぬかと思うのですけれども、しかしサラリーマンについて給与所得控除後の金額が幾らから課税になりませんよというようにことを言ってみてもあまり意味がない。そこで収入基準で、サラリーマンの額で表示をして御説明を申し上げている関係にございます。

○小林(政)委員 この点については参考人の方々からいろいろお話の出たところであって、むしろサラリーマンの場合には、給与所得控除を含めて、そしていわゆる課税最低限が幾らだといふようなことは、幻想を与えるだけであつてごまかしじゃないか、このような御意見も出ておりますけれども、本来課税最低限の表示というものはあくまで人的控除を中心にして明らかにしていくということが当然のことじゃないか。いたずらな問題を含めて、そしていかに課税最低限が相当高まつたような錯覚を与えるというふうなことはちよつと問題だといふふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 私も全くそう思います。しかし、いままで、たいへん失礼でございますけれども、たとえば各政党で政綱をお掲げになるといふときには、サラリーマンの収入で百万までとか百二十万までとか百五十万まで税金がかからないようにしようではないかということが、各政党とも綱領みたいなところには掲げられておるわけで、新聞等でも、サラリーマンは幾らから非課税にしたらどうかというようにことが議論される場合には、収入基準で議論されているわけでございます。まして、全く税だけの分野で考えますならば、おっしゃる通りに、収入基準で表示するよりは人的控除だけで表示したほうが、より正確でありますし、正しいと思うのでありますけれども、税の問題というのは、税専門家だけではないきまさんので、社会一般の方に理解していただくという意味からいいますと、サラリーマンにとつてはどうしても収入基準で表示してもらったほうがわかりい

いというのは、これまた実際のところでございますから、そういう意味で言っているわけでございます。

なお、課税最低限の問題は、もう先刻御承知のとおりでございますので、して申し上げる必要はありませんが、これはあくまで説明の問題でございまして、税の組み立ての問題としては、扶養控除が幾ら、基礎控除が幾ら、配偶者控除が幾らという人的控除であるとか、給与所得控除が幾らであるとかいうことがきまつておるわけでございます。まして、いわゆる課税最低限幾らというふうなことは、税法の上では何らきまつていない。その計算上の結果であるにすぎないというものでございまして、そこを付け加えておきます。

○小林(政)委員 最近の給与所得者の納税人口というものが、これも問題になっておりましたけれども、特に毎年毎年果増を続けているわけでございます。今年度も約三千万人にも近づくというふうなところに達しておりますけれども、年々ふえていく原因というものはどこにあるとらんになつておるのでしょうか。

○高木(文)政府委員 一つの大きな原因は、やはり給与の伸びと減税のスピードとの関係であろうと思ひます。給与の伸びと同じだけの割合で減税あるいは課税最低限の引き上げが進んでいけば、それはふえない理屈でございます。しかし、全体として今後国の担当すべき仕事の量がふえていくということから、給与の伸びに対応するだけ課税最低限を引き上げていって、結果として所得税収を全くふえないようにするということは考えられない現状におきまして、よく御承知のとおり、最近十年近くの間は、いわゆる自然増収の大体二五%から三〇%ぐらいの間の減税が毎年行なわれておるわけでございます。そういう前提に立つ限りにおきましては、どうしても若干納税人員に伸びを来たすということになる全体の趨勢であらうかと思ひます。

しかし、それよりも最近の非常に顕著な原因となつておりますものは、初任給の上昇の関係でござい

ざいます。給与水準全体の伸びがかりに一五なら一五といたしましても、御存じのように、ここ十年ほどは、初任給水準の上昇率が平均上昇率をはるかに上回つて、それも年々きわめてステディーに上がつておりました。したがつて、全体の所得税の減税の中で相当ウェイトを課税最低限のところに置いてまいりまして、なおかつそれに追いついていかないというふうな現状にあるわけでありまして、それが一番大きな原因であると思ひます。

そのほか、専従者給与等につきまして、御存じのように、青色申告の個人事業者の専従者給与につきましても、約五年ほど前から、法令上最高限を置かないで、企業のほうで常識的な水準で専従者給与の額をきめられることになりましたし、税務の執行におきましても、それを否認しているという実例はほとんどございせんので、最近に至りましては漸次専従者の給与水準が上がつてきておる。したがつて、個人、法人を問わず、税法上給与を受けて、そして税法上の独身者になる人が非常にふえてきておるわけでございます。そしてそれは、課税最低限を突き抜けて給与を受けても相対としては有利だということから、漸次そういう傾向が出てきておるわけでございます。まあ、ほかにもいろいろあるかと思ひますが、一つは全体の所得税のあり方と給与水準のあり方の問題、一つは初任給水準の問題、一つは個人、法人を通じて専従者の性格の方の納税者数がふえつつあるということ、こういったことが主要な原因ではないかと思つておりますが、その点の分析は、申しわけございませんが十分できておりませんので、これは私の、まあ感じであるということでお受け取りをお願いしたいと思います。

○小林(政)委員 私はやはり、いまいろいろ述べられましたけれども、この中で大きな問題は、何といつても人的控除が非常に低い、だから、初任給が上がれば当然未成年者までが全部納税者になつていく、こういう結果が出てくることは、これは当然だろうと思ひます。事実、独身者の場合

には、給与所得者でいわゆる四十三万、平年度四十五万円、そして白の事業者の場合には、二十一万五千円です。これでは、具体的に納税者がほとんど増えいくという事は、実際に初任給等が上がっている現在の社会情勢の中で、中学を卒業してすぐに課税されるという事、こういう結果を引き起こされてきているという事は当然のことじゃないかと思うのです。私は、事実二十一万五千円七十九円という様な課税最低限で、貯蓄のゆとりのある生活という様なことがほんとうに出来るのかどうか、この点について、大蔵省一体どう考えているのか、私はこの点をまず明確にお答えを願いたいと思います。

○高木(文)政府委員 ただいま御指摘の中の、非常に若い若年労働層についてまで学校卒業直後に課税になっていく状態はおかしいではないか、これはもとより、いわゆる課税最低限の引き上げ幅が小さいからではないかという点は、私もたいへん気にしておる点でございます。この点につきましては、これまで日本だけの現象かどうか、いろいろ調べておる点でございますが、この点につきましては、どうもあまり諸外国とも関心を持っておりません。諸外国の学者等につきましてもいろいろ聞いておりますけれども、必ずしもそういう調査等も行われておらないようでございます。そこで、的確な資料が得られないのでございますが、私も調べました感じでは、必ずしも若年労働者、しかも義務教育終了直後に就職した者が課税になるという状態があるという事、それがつまり課税最低限の制度の置き方におかしいからだという事になるのかどうか、これが、日本だけが常識的にかかはずれているかどうかという事はチェックしてございます。その結果では、諸外国とも、ほとんど全部と比べていくと、就職と同時に、年齢のいかににかかわらず課税になっておるといふのが現状でございます。

それは国によって違いますけれども、日本よりはるかに課税最低限と初任給水準との関係は

もっと開きが大きいというか、日本の場合ですと、まあ初任給の平均水準よりは課税最低限のほうが下にあるという事でございまして、諸外国の場合には、ほとんど問題にならないくらいにかけ離れて下のほうにある。これは、一つには、諸外国の給与体系は以前から比較的若年者に厚いという関係にあった。日本の場合には、そこがいわゆる終身雇用制によって、長く勤務すると給与が伸びていくという体系がいま切りかえられつつあるというところから、いままではそういう方には税がかからなかったものが、最近になって税がかかり出したというところから、非常に問題が大きくなる。クロアツプされていくわけでございまして、諸外国においては、ずっと以前からそういう人も当然に課税になっているという関係にあるようでございます。その一事をとらえて、現在の課税最低限の水準が非常識なものであるという御批判は当たらないのではないかと。私も非常に気にはしております。気にはしておりますが、いろいろ調べてみましたところでは、日本だけがおかしなところではないか、ということではないかと思っております。

○小林(政)委員 私が伺っているのは、現実に二十一万五千円というよりなところ、課税最低限というものが、実際にそれ以上になっていけば課税される、そこまでは課税しない、こういう基準の置き方になっていくことに問題があると言っているんです。実際、これをもって具体的に生活が保障できますか。

○高木(文)政府委員 問題は、税法上の独身者と実際の社会実態における独身者なり生活との関係でございます。日本では、日本の課税制度は、まず第一に所得者単位になっております。消費単位になっていないわけでございます。所得者単位になっております。所得者単位での課税最低限の問題でございます。したがって、独身者があつて、その独身者の課税最低限は、いまおっしゃる通りに、かなり水準が低いというわけですが、その独身者が独身

者として一戸をかまえて、そうして生活をしていくという実態が一般的であれば、いまおっしゃる通りに、いまの水準ははなはだおかしなところになりまして、税法上の独身者が世の中における生活の生計単位であるという例はきわめて希有に属するわけでありまして、夫がどこかに勤務し、妻もどこかに勤務しても、妻は二人で家計生活が営まれる。夫についても、妻についても、それぞれその水準から課税対象になりますよという事でございまして、生活単位はそれぞれが独立ではないという実態から見ますと、いまのように、それだけで生活ができませんかという議論には直接はなかなかならない。

ただ、まれな場合には、それはそれ自体がそれで所得の単位の方が同時に消費単位になっている場合があるという事は、例外的にはないとはいえないと思ひますが、一般的にはあつかうその税法上の課税最低限で直ちに生活できるかどうかというふうにお考えになりますと、非常におかしなことになると思います。それは税法上の課税単位という問題と生活単位の関係をお考えいただく必要があらうかと思ひます。

○小林(政)委員 私は、いまの議論こそ飛躍しているのではないかとふりに考えます。確かにわが国の税法は消費単位を家族の場合もとおらないで、いわゆる所得を得る者、そこに重点を置いて課税をする、このような制度をとっているわけでございます。しかし、この問題は、私はむしろ課税最低限二十一万五千円というの、これはいまの論理には何ら結びつかないと思ひます。事実また、税法上の独身者という事を言われまして、家庭の中で他の家族と生活をしていても、事実自分が所得を得るという状況の中で、自分の所得に対して課税されるというこの最低限があまりにもこれでは低い。こういう中で大きないろいろな問題が出てきているんです。私はやはり本来課税のあり方というものは、少なくとも課税最低限とい

うものをきめるという考え方の中には、ある程度のゆとりのある生活というものはやはり保障していく、このところに基礎を置かなければ、これが二十一万であらうがあるいは二十万であらうが、問題にならない、こういう乱暴な立て方こそが私は問題だと思ひます。まして私は、基礎控除とか配偶者控除、扶養控除というやうな人的控除というものは、生計費問題とやはり直接かかわりを持つ性格の控除である、このように考えますけれども、この点もう一回はつきりさせていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ただいま御指摘の二十一万五千円七十九円というの、これは事業所得者で、青色でない白色の方で、かつ独身の方の課税最低限について、私も計算をいたしましたものを示した数字を御指摘のことと思ひます。私も確かに全体として二十一万五千円というのはいかに低いではないかという点については、そのように思ひます。ございまして、事業所得者の場合は、これは事業収入から事業費経費を引いたものが事業所得になるわけでございますが、その事業所得で、売り上げから経費を引いた残り、したがって所得、それが二十万、それが独身者という場合、一体現実はどういうところにいるというふうになっているのかということ、そしてもしそういう方が現実の問題として納税ということになってきて、どういふ事態になっているのかということが、申しわけありませんが非常に不勉強でございます。そこがよくわかっておりません。一体独身者で白で事業をやっているという方で、現在納税者になっている方の実態がどういふふうになっているかということについては、今後十分研究してみなければならぬと思ひます。と同時に、いま御指摘のように、現実の問題を私は申し上げておるわけですが、今度は理論的にはおっしゃるようなはたしてこれでうまくいくのかどうか、生活はできると思ひているのかという問題は十分あらうと思ひます。ですから、その点の問題としては、いまおしほ

りになりました問題は人的控除全般の問題の中、特に基礎控除の水準の問題を議論しておられるというところになるわけでございます。先ほど来御指摘のように、何年も毎年一万円ずつ上げてきたというところでは不十分ではないかという点も、私も一面においてはそういう感じを持っておりまして、最近におきましては、むしろ夫と妻の關係というふうなことがありまして、人的控除を議論いたします場合に、基礎控除と配偶者控除というに重点を置くべきやという問題がありまして、ここ十年近くは配偶者控除の引き上げに非常に重点が置かれてまいりました、数年前から現在では基礎控除と配偶者控除が同額になってきた、こういう経緯でございます。今後とも人的控除の問題を毎年毎年検討してよく勉強していく必要があるわけでございます、そのあたりにつきましては、御指摘の点は理論的にまず問題があるということは私も承知をいたしておりますから、そのあたりよく考えてみたいと思っております。

○小林(政)委員 基礎控除を中心にしてお伺いをしてきたわけですが、基礎控除を中心にしてながらも、私はやはり課税の最低限のきめ方というものは、人的控除というところに大きくウェイトを置くべきだということは、これはいままでいろいろな例もあげてお聞きをいたしましたけれども、当然のことではないか、このように考えるわけでございます、また諸外国の例なども先ほど引き合いに出されました、日本の独身者の場合の課税最低限、いわゆる基礎控除というふうなものはむしろ外国よりもよいのだというふうな受けとめ方をされるような発言がございましたけれども、私はこれは逆だというふうに考えますけれどもいかがですか。

○高木(文)政府委員 独身者の課税最低限は必ずしも各国に比べて日本の水準が非常にいいところにもうすでいておるといふことではございせん。御指摘のように、そこにはかなり問題があるわけですが、日本の課税最低限が非常にいい水準

になっておるといふのは、これは給与所得控除が諸外国に比べて非常に高いということがございすものでありますから、その關係でサラリーマンについての課税最低限は世界的水準に比べて相当日本がいいという状況にございす。そこで二十年ほどの減税の重点は、非常にサラリーマンにウェイトを置くべきだ、あるいはクロヨンとかトーゴサンという問題があるではないかということから、どちらかというに基礎控除、配偶者控除、扶養控除というふうな点に重点が置かれるよりは、むしろ給与所得控除の制度のほうに重点が置かれて、率直に申しましてはたして必要経費の範囲内であるかどうか、それをかなり飛び越えるような水準で給与所得控除制度が拡充されてまいりました關係で、諸外国と比べてもサラリーマンの課税最低限の水準は御承知のように世界的に高い水準にある、こういう關係になっておりますが、いわゆる人的控除、なかなか基礎控除の水準は必ずしも日本の場合はそれほど世界に比べていい状態になっておるといふことではないわけでございます。

先ほど申し上げましたのはそういうことではなくて、今度は諸外国での初任給水準と諸外国の独身者の課税最低限との關係でございまして、この關係から見ますと、日本と諸外国と比べて日本の若年労働者が非常に不利な状態にあるということにはななくて、むしろ学校卒業早々に課税になる状態は諸外国のほうがかからぬという状態にあるといふことを申し上げたわけでございます。説明が十分であったかと思ひますが、独身者の課税最低限、よつてもつてつまり基礎控除という点につきましては、これは日本は比較的低い水準にある。それは他の配偶者控除や扶養控除とどちらに重点が置かれていくべきか、つまり減税の重点がどのような世帯構成を中心に考えられるべきかということについて、ここ何年か歩んでまいりました道筋との關係で、比較的基礎控除の上げ幅が小さくなつておりますから、そういう意味でそのあたりはまだおくれれておるといふ実態でございす。

○小林(政)委員 サラリーマンの給与所得控除の問題も問題でございますけれども、むしろこの際基礎控除あるいは人的控除というものを大きく引き上げていくということが非常に重要になつてきているのではないかと。そうでなければ、先ほど来から問題になっておりますサラリーマンの給与所得控除を含めた額が課税最低限というふうなことがそがむしろごまかしであつて、今日やれクロヨンとかトーゴサンとかいわれるようないろいろな問題が問題になっておりますけれども、むしろ基礎的なところで、課税最低限を人的控除できちつと引き上げていく、このところから今後大きな重点を置いて、やはり生活費にはかかるような課税最低限をそこにつくっていくということが非常に重要ではないだろうかというふうに私は考えます。

外国などを比べても、やはりイギリスの場合の独身の人的控除が三十六万九千七百七十八円、そしてまたカナダが四十七万九千四百円、夫婦の場合でも、実際にイギリスの場合には四十八万一千円、そしてカナダの場合には八十九万四千七百二十九円、日本の場合にはごまかしの課税最低限でなければ具体的には独身者の場合二十一万、そして夫婦二人の場合には四十二万にしかならないわけじゃありませんか。こういう点から考えて、やはり人的控除、ここにこそやはり最重点を置いて、そして課税最低限をやはり引き上げて行なっていくということが非常に重要になつてきているんじゃないかというふうに考えますけれども、この点について明確な御答弁をお伺いいたします。

○高木(文)政府委員 それは、まさに国民の求めるところが国会の御意見に反映してきめていたただく問題だと思ひます。問題は、各種の所得者、事業あるいは給与その他、事業の中でもその他事業というふうなものがございしますが、普通の営業でないものもございしますが、そういう各種の事業の所得の形態によるバランス、資産所得と勤労所得との問題はまた別にいたしまして、勤労性所得といひますか、年々の勤労と關係のある所得の相互

間のバランスの問題が一つと、もう一つは家族構成のいかんによるバランスの問題が一つ、その前提として現在日本がとつておりますような所得者単位の課税制度のあり方、さらに言うならば源泉徴収制度のもとにあるものとしからざるものといふようなものを総合的に御判断いたされて、そしてどの階層あるいはどの職業の方もどうしてもやはり自分だけが非常に税が重い、よそは税が軽いというふうな感情を持ちがちでございす。それを全部をひっくりかえしてどこにバランスを求めべきかという問題でございまして、おっしゃるやうに人的控除、なかなか基礎控除は所得税制度のまさに基本でございすから、そこに焦点を当てていろいろ研究しなければならぬのはおっしゃる通りでございす。単純になかなかそれだけでまいりませんのは、実はまた申しましたやうないろいろな形態別、階層別、また現在の税制制度上の仕組みといふこととの関連でバランスがとれているかとれないかといふことで御判断いただくべきものであらうと思ひます。私も、基礎控除のあり方そのものについての研究といひますか、そこに重点を置くべきであるという御意見については、われわれといたしましては基本的に何ら異論がないわけでございます。

○小林(政)委員 現在のこの課税最低限の水準といふものについて、一体この水準をどういふふうにお考えになつておられるのか、この点をまずお伺いいたしたいと思います。

○高木(文)政府委員 課税最低限の水準と申しましても、先ほど来お触れになつておりますやうに、給与の場合と事業所得の場合といろいろありますし、それから事業の場合とあります。ただいま小林委員御指摘のように、非常に人的控除に重点を置いてそれを引き上げていかなければおかしではないかという御意見の方と、税制と税の執行全体を通じてやはり源泉徴収制度の關係もあり、また源泉徴収制度であらうとならうと給与所得といふものはそもそもガラス張りである。実はこれは源泉徴収制度と關係なく給与所得という

ものが他から支払われるものであるということとの関係上非常に明確になっております。金額にどこましかないといいますが、明確になっております。そういう関係上、他のものに比べて何といいますが金額そのものが明確にわかりやすいということとの関係上、どうも給与所得者に対する負担が重いのではないかとこの主張を強くされる方があるわけでありまして、そちらの給与所得と事業所得とのバランスをどういふふうに考えるかということとあわせて見なければなりません。

したがって、必ずしも課税最低限の問題にといいますが、人的控除の問題に今後は重点が移されていくべきか、なおやはり給与所得控除のような問題に減税の重点が置かれるべきかということとは非常な大きな問題でございまして、にわかにここで従来のように給与所得控除よりはどちらかというところの人的控除の手直しの方に重点を移すべきであるということにもまいりませんし、その中でもまた三控除のバランスの問題がいろいろあるわけでございます。たとえば教育費控除ということの御主張も非常に強いわけでございます。それとの関連で扶養控除をもつとふやしたらどうだ。現在基礎控除と扶養控除との間に六万の差がありまして、今度差を縮めたわけでございますが、そういう方向に行くべきだという御議論もあるわけでございます。そこらはこの場でにわかにその中でどこに重点を指向していくということは申し上げにくい。ただし全体としては、課税最低限は物価その他の関係もございまして、今後とも是正されていくべきものと思っております。

○小林政委員 非常に何か、——端的に私の質問にむしろお答えいただいたほうがいいと思うのです。私は何も給与所得がどうあるいは個人事業所得の場合の課税最低限がどうのということとを伺っているのじゃなくて、むしろいろいろあるだろうけれども、課税最低限そのものの水準を一体どう考えているのかということをお伺いしたのであって、何か非常に回りくどい答弁でよいかわからなくなっていくみたい、何を言おうとされて

いるのが明確にならないような感じがいたします。実際に働く国民の生活実態というものを私はあまりにも御存じないのじゃないだろうか、このように考えます。

私も自身いろいろ調査をいたしてまいりましたけれども、その一例をあげれば、現在全く勤労国民の生活の実態というものがどういふところに来ているか。所得水準が上がった上がったと大蔵省は言うけれども、実際に現在の生活実態というものがどうなっているのかということを私はいろいろな団体あるいはまた個人という方々からお話も承ったり、あるいはまた事業を家計簿等を見せさせていただく中で実態を把握してまいったわけでございますけれども、その一例によると、ある夫は三十八歳で、そして日給月給の旋盤工をして働いている。妻が二十六歳で、そしてこれが

の月はいたしておりますけれども、総支出が十一万八千四百八十九円で、具体的に七千八百八十三円の赤字を出しているのです。この中で、この人の生活の状態で一体どこに余分があるのだろうかというところ、どれ一つ切り離すことのできない、直接かかる家計の費用であります。こういう点から考えて、この方の課税最低限、いわゆる平年度分で九十三万七千円です。四十八年度分は九十一万六千円。こうなっております。実際に十一万八千四百八十九円の経費が、割るところのない経費がかかっているにもかかわらず、この場合には、課税最低限はきわめて低いということがいえるのではないのでしょうか。

私は、この方の一例を申し上げましたけれども、あと多くの人々からのいろいろな資料ももらい、話を聞いてまいりましたけれども、四十七年の一月から十二月まで一年間を通して約二百世帯を対象に調査をされている、ある生活協同組合の家計簿調査グループというのがございまして、この方々からもいろいろと資料をちょうだいして、そして分析をいたしてみますと、実際に平均家族三・八人でもって世帯主の年齢平均四十一・五歳、年収百七十二万三千八百二十一円、ボーナスが四十二万二千四百九十八円、平均月収十四万三千六百五十二円になりますけれども、この場合でもいわゆる一年間の税金が十三万八千二百四十四円、社会保障関係費が十四万八千八百三十九円、税金と社会保障費でもって約二カ月分の働いた収入はそっくりそちらに回っていくというような結果が出ておりますし、また、昨年一年間調べた結果、ことしの一月との物価の比較などもされておりますけれども、特に生活に関係のありますいわゆる魚介類とか肉類とか野菜はものすごく上がっているのです。教育費も年間十万をこして

ければ一カ月の家計を維持していくことができない、しかもいずれの世帯も全部赤字を出しているという事です。しかも相当切り詰めているところは食費を詰めなければならぬ。こういうような生活実態を考えますときに、一体いまのこの課税最低限が机上でもってひねり出されたような数字で、ほんとうにこれで生活というものが成り立っていくし、またいまの課税最低限というものは水準から見ても適当であるなどということがいえるのかどうか、ひとつ明確に、この点はむしろ私に答弁というよりも多くの国民に向かって答弁をしていただきたいと思っております。

○高木(文)政府委員 ただいまのような問題があることは承知をいたしておりますが、一つ問題のございましては、課税最低限と申しますのは、さつきから申しておりますように、そこから課税になるかからないかという限界点であると同時に、そこをこえる額について、四十万円までは一〇％、それから八十万円まではさらに一二というふうにかかってくるわけでございます。それをこえた額については全額課税ということではないわけでございますから、ですから、いかなる意味におきましても、課税最低限と家計の関係からいって、直ちにそれが生活不能ということになかなかつながらないという話ではないということであるわけでございます。

ただし、いま御指摘のように、非常に問題があることは事実でございます。いろいろな意味において日本の経済がかなり大きくなったとは申しまして、いろいろな面においてまだおくれがございまして、ただいま御指摘のように、教育費に非常に金がかかるので、ですから、そういう問題については何ぶん長い間にわたって何もないところから立ち上がってきた現状でございますから、漸次、時間をかけてではありますけれども、改善していかねければならぬ点は御指摘のとおりでございます。また、ただいま詳しくお示しただきました点につきましても、私どもも一そう勉強して、そ

ういう点をよく考えてみなければならぬということだと思ひます。

○小林(政)委員 私、生活実態というものをほんとうに踏まえて、そこに重点を置いて課税最低限というものを、十分こどももって新たな角度で国民生活優先という立場から税制の上からも再検討すべきだというふうに思ひます。いま日本の生活水準がどのような状態にあるかということ、政府の統計資料によっても幾多いままに明らかにされてきているではありませんか。政府が出している経済白書を見ても、住宅取得のために働かなければならぬ日数なども、日本の場合は労働者が土地を百五十平米買うのに六年と百四十九日の賃金が必要だということです。アメリカの労働者は四十日分です。西ドイツの労働者は百七十四日分だ。これほど、いろいろなと日本の生活というものが国際的に見ても賃金が低いとかあるいはまた生活実態が、蓄積がない、非常に高くなつてきている、こういうことが言えるのではないかと思ひます。

個人消費支出の数字を見ても、可処分所得の実態を見ても、可処分所得なんかでも、日本はアメリカの四割にも満たないじゃありませんか。こういうような実態をほんとうに踏まえた上でもって、そして国民生活最優先の立場で税制がいわゆる課税最低限、生活費非課税ということをはつきり打ち出すべきじゃないでしょうか。憲法が保障している文化的な生活というものを憲法に基づいてあらためてこどももってしっかりと踏まえた上でもって課税最低限というものを取り上げていくということが非常に重要ではないかというふうに考へます。この点について政務次官からひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 先ほど来、いろいろ国民生活の実態ということから課税最低限の御質問がございました。課税最低限というものは、先ほど来局長が御説明申し上げますように、税制の上では具体的にはあらわれない一つの控除をいろいろ勘定した結果として、これくらいのところから税

金がかかります、いわばこういう説明用のものでありますけれども、しかしこれは国民にとつては非常に関心の的であるわけでありまして。いろいろ税制を立てます場合に、税制には一つの税の理論がある。ですから、一つの筋道を立てて税制を組み立てなければならぬということが一方にございまして。と同時に、私も税のしるうとでありますけれども、いろいろ見ておきますと、国民に、たいへん簡単明瞭といひますか、なかなかわかりにくい点がたくさんございまして、何かもう少し国民にわかりやすいような税制にならないかという要求も非常に強いと思ひます。政治の上ではぜひそれを考えていかなければならぬ。しかし、一方には税制というもののたいへんむずかしい理論があるわけでございます。その理論を立てながら、そしてまた、国民にわかりやすく御理解いただけるような税制にしていくな。国民にわかりやすい税制にしていくという上におきましては、先ほど来お話がございまして、何といつても国民の生活の実態あるいは経済の進み方というものをとらえて、その上に組み立てられた税制でなければならぬと思ひます。

もう一つ、私はきのうも申し上げたのですけれども、税金を取られる、取られるというけれども、やはりこれから国が目ざさなければならぬ。福祉国家というものの財政をまかなう資金調達をどういうふうな角度からやったらいいかというふうい観点に立つて税は考へなければならぬのであらうと思ひます。そういうことを踏まえて、これから税制を大いに考え直していかなければならぬところに差し加かつておることは間違いないと思ひますので、十分に先ほど来のお話を踏まえて考えていきたい、こう思ひます。

○小林(政)委員 いま政務次官から御答弁があらたわけですけれども、私は、やはりこの際ほんとうに勤労国民が納得のできるような税制、いわゆる課税最低限を引き上げていくという立場に立つて、これを実施してもらいたいというふうに思ひ

ます。したがって、主税局長からいろいろ言われておりましたいわゆる一〇%から七〇%にわたる刻み等についても、これを低い所得のところは改正をしていくというふうなことを考へえになつておるのかどうか、この点を一つ伺うと同時に、少なくとも夫婦子供二人の標準家庭の場合には、課税最低限は年所得百五十万までは課税するな、ここに課税最低限を置くべきだ、私どもはこういう立場をとっておりますが、これは決して何かとてつもない数字であるというふうなものではなくて、いまやだれしもが要求している状態のものでございまして。この点について、直ちに年所得百五十万円までに引き上げるといふことについてどう考へになつておるか、答弁をもらいたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 直に答へようというお話でございましてけれども、なかなか御満足のいくようなお答えはこの場ですぐには出ないと思ひます。百五十万円説というのは野党の側からもよく承つておる点でございまして。近代国家が運営されていく上においては、やはり財政の面からも考へていかなければならぬということもございまして。これはすべて言うならば国の財政経済全体から割り出して大いに考へていかなければならぬ、編み出していかなければならぬ政策であらうと思ひます。いまお話しのように、課税最低限についてはこのところ数年来毎年上げてまいりましたのも、局長は、課税最低限というものは生計費と直に結びついたものではない、こういうことでもありますけれども、しかしやはりそういうことも十分に置きながらやってきたのであるという御説明をいたしておるわけでありまして、そういう課税最低限を毎年上げてきたという実績もひとつ御理解をいただきたい。今後の問題につきましては、先ほど来お答え申し上げますように十分にそういう点を踏まえて税制のあり方というものを考へていきたいということで御理解をいただきたいと考へるのでございまして。

○小林(政)委員 勤労学生控除の対象になるいわゆる

ゆる勤労学生の所得制限、これをもう引き上げるべきではないか、私はこういう立場に立つて大蔵省並びに文部省にお伺いをいたしたいと思ひます。

今回働きながら学ぶ勤労学生の対象範囲を拡大して、その所得制限を三十二万円から三十四万円ということにしたわけですが、これは何も特別ということではなく、基礎控除が一万円上がつて勤労学生控除が一万円上がったということによるわけですが、現実にはいまの社会の現状から見ればこれが妥当なものであるのかどうか、私は大きな疑問を感ずるものでござい

ます。そういう立場に立つて、まず最初に文部省に伺いますけれども、勤労学生といわれている学生は一体どのくらいいるのか、そしてその実態はどうなつておるのか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○遠藤説明員 大学生について申しますと、夜間部の学生が約十七万おまして、そのうち定職を持つておる者が、推定ではございましてけれども、約十二万ございまして。

○小林(政)委員 高校の場合はどうですか。

○遠藤説明員 高等学校につきましては、定時制と通信制の高等学校に在学する者が五十万おます。そのうち定職を持つておる者が約四十万と推定されております。

○小林(政)委員 定職を持つておる学生さんの中で、勤労学生控除の対象に具体的になつておる人というものは、総数の中で何割くらいになるのでしょうか。

○遠藤説明員 大学につきましては、今回の改正によりまして対象となる者が約四五%くらいになるであらう、高等学校につきましては約八〇%の者が対象になるであらうというふうに推定がされております。

○小林(政)委員 そうすると、高校生の場合には比較的高い数字になつておりますけれども、大学のいわゆる夜間に通つておる場合には半分以上が

対象外ということになるわけです。先ほどこれも問題になりましたけれども、実際に最近初任給が上がつているというような実態の中で、定時制高校あるいはまた夜間の大学に通っている学生たちの中から、恩典を受けることができない者とそうでない者と同じ条件の中で出てくるということについて、文部省は一体どうお考えになっているかということ、それからこの勤労学生控除の問題について、文部省としては具体的にどのような見解をお持ちになっているのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○遠藤説明員 文部省の立場から申しますと、勤労学生の所得の最高限が幾らであるかということに關係はございませんけれども、現在の制度でございますと、合計所得金額が今度の改正によつて三十四万円以下の者が対象になる、それをこえますと全然恩典がないという制度よりは、むしろ修学に要する費用というものが——文部省の立場から申しますと、教育を奨励するという立場から、所得が多くなりまして、十二万円あるいは今度の改正で十三万円になります控除がございまして、これは大学生の場合ですと、大体平均の授業料あるいは修学等学生として勉強するために必要な金額に見合うような金額でございまして、所得が多少高くなりましてこの程度の控除は恩典が受けられるようにしてもらいたいものだという意向は前から持っておりますが、制度の改正ということになりましたために、今回もそこまでは今度の法案には盛り込まれておりませんけれども、従来から希望としてはそのようなものを考えております。

○小林(政)委員 大蔵省にお伺いいたしますけれども、今回控除額を一万円引き上げた。これもまた一万円なんですね。何の根拠もないのかもわかりませんけれども、私このいま文部省からのお話を聞いても、勤労学生のために学資を見てあげるべきではないかということ、これは私は当然の意見だろーと思ひますけれども、この一万円の

根拠をもう一回聞かせてください。

○高木(文)政府委員 勤労学生控除の額を一万円上げた根拠につきましては、これは他の寡婦控除等と同じ額だけ上げたということでございます。それ以外に格別根拠というものはございません。ただ、先ほど来まさに御指摘がございすように、独身者についても一万円しか上げないじゃないか、それから奥さん本人についても一万円しか上げないじゃないか、先ほど御指摘のように夫婦と子供一人の家計でも非常な負担になっているじゃないかという事態のときに、勤労学生についてさらにそれ以上の改善措置を加うべきかどうかという問題は問題でありまして、むしろ先ほど非常に綿密に御指摘になりました夫婦と子供があつてなかなか生活がむずかしい、家賃も高い、保育費も高いというようなところあたり非常に問題がございす。それで、減税額全体をどうとんふやしていいかという御議論であれば別でございますが、同時にやはりいろいろな世帯の、あるいはいろいろな所得者のバランスの問題がございすので、それを考えますならば、基礎控除なり配偶者控除なりが一万円引き上げられたということの関連から申しますと、障害者控除なり寡婦控除なりという特別控除につきましても、まずそれをこえた引き上げというのは非常にむずかしいじゃないかということ、一万円とされたわけでございます。

○小林(政)委員 全くいまの何というのですか、そういう理論というのは、私の控除額を、あるいは勤労学生の控除額をもつと引き上げて勉強を奨励したらどうかということに対して、先ほど国民もたいへんだからという指摘があつたので、学生だけはそのことをすることはできない、こういう形にすりかえていふのです。私はこういうことはもつてのほかだと思ひます。むしろ私は、この控除額はもつと引き上げを行なうと同時に、実際にはこの所得制限というものは撤廃をしていくべきではないだろうか。そして働きながら学んでいる青少年を、やはり社会的にも激

励をしていくということがいま非常に重要なんじゃないかと思ひます。東京などでも、知事が、中学を卒業してそして夜間の高校などへ行つ子供たちに対しては、何らかの社会的な奨励と激励ということで、補助金を出してまで助成をしていく、こういうような態度をとられておりますけれども、実際に私はそういう立場から考えるならば、この所得制限というものは確かに撤廃をして、そして多くの勤労学生に対する激励になるようなこういう制度というものをやはり税制の上でもつていくことが必要ではないか、このように考えますけれども、これは最後に政務次官に答弁を求めて私の質問を終わります。

○高木(文)政府委員 先ほどからすりかえという御議論がありますが、それはちよつと私もとして御説明をしておく必要があると思ひます。

所得税の問題というのは、先ほどから何度も繰返して申し上げておりますように、いろいろな所得によるいろいろな方々、それからいろいろな家族構成の場合のバランスの問題が一つあるわけでございます。絶対額の根拠が非常に説明がつかぬということで御指摘、御非難を受けておりますが、それもありませんけれども、問題はそのバランスの問題があるわけでございます。そこでどなたもやはり税は軽いほうがいいというお気持ちをお持ちなわけですから、そのバランスの問題があるということだけは御理解いただきたい。また私の答弁のしかたがちよつとまずかつたものですからすりかえのようになりますが、すりかえて申し上げたわけではなくて、その基礎控除、配偶者控除の引き上げ幅とこの勤労学生控除の引き上げ幅とはやはりそこはある程度のバランスがないと、他方からまた非難が集まる、こういうことになることを申し上げたわけでございます。もう一点の所得制限のほうにつきましては、これはかねてから文部省のほうから非常に強い御要求がございす。何とかこの所得制限をはずしたほうがいいのではないかと、またはずしてもらわぬと非常に困るという御意見がございすし、私

どもの手元にも全国の勤労学生の教育に当たつておられる先生方からも非常に熱心にそういう御要請がございす。今後とも私もはその問題をよく検討いたしていきたいと思ひますが、ただ問題は、学生さんで勤労しておられる方の実態が戦後のような状態、この制度ができました戦後のような状態とたいへん変わつてまいりまして、非常に各種各様の勤労の形態、またその親御さんの家計状態もいろいろな状態になつてきておりますので、この問題はひとつよくこの制度が発足しました当時と最近との關係も比べながらもう一べん検討してみたい。確かに所得制限には問題があることは御意見のとおりでございます。

○山本(金)政府委員 人的控除がいろいろあるわけですが、その中で先ほど来お話しした基礎控除、配偶者控除、扶養控除のほかにいろいろな控除があるわけですが、これに加えてまいりましたいろいろな控除をしたらどうかという御要請も次から次へ出てまいるといふことでございまして、この控除については一体こういうものを社会経済の実態に即していろいろと取り上げて逐次考えていくべきものなのか、あるいは税制というものの役割りといひますかそういうものから考えて、税は税で筋を通していつて、そして歳出のほうでそういうものを考えたほうがいいのか、私はもう一つそういう選択があるのではないだろうか、特に社会保障その他の制度を拡充していく上においてはそういう考え方も私は一つの考え方はないだらうかと思つておるわけでございます。この控除のあり方については今後の税制の一つの大きな課題としていただいております。

○小林(政)委員 次に私は、所得税減税の問題、課税最低限といふことはさておいて、三千百五十億円という減税だといふことがいわれておりますけれども、自然増収一兆一千五百九十六億から比べるならば二七・二%。私は減税割合の点からいっても問題があると思ひますし、自然増収と減税の割合からいってもほんとに小さな減税では

ないか。むしろ減税というよりもことしの税制は増税になっているんじゃないか、この感を非常に深くするものでございます。

〔大村委員長代理退席、木村(武千代)委員長代理着席〕

事実、自然増収の増と減税割合、こういうものから考えてみても、過去四十一年のときには自然増収に対して六九・七％減税したことがありますが、四十二年のときには四八％、四十五年のときには三八％、四十六年のときには、これは年度内減税が行なわれた年ですけれども、二四％減税を實際には実施しておるわけでございますし、それから見ればことはむしろ——昨年一銭も減税をやっていないのです。そして二年間の自然増収というものは、事実四十七年度五千九百三十二億円、四十八年度におきましては一兆一千五百九十六億円、両方合わせて一兆七千五百二十八億円。それから見てもほんとうに小さい減税にすぎないし、減税などといえるものではなくて、先ほど申し上げたとおり大増税になっているのではないか。もっとこの問題については大幅な減税を実施することこそが必要だと考えますけれども、この点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 減税のことにつきまして、私も事務屋といたしましては、決して大きな減税だとは思っておりません。またそう小さい減税だとも思っていないわけでございます。自然増収等の関係からいへば、過去における各年度の減税の規模と大体同じ規模のものであろう。先ほど四十七年は減税なしと言われましたが、これは見方でございますが、四十七年も四十六年度分に引き上げて行なわれたわけでございますして、四十七年分としては、本年の自然増収に対する二七・二という割合に対応いたします数字といたしましては二九・九の大きい数字でございます。その前の年は大体二四・四の割合でございます。その前、四十一、四十二年は非常に大きい減税があったということでございますが、それはまさに御指摘のとおりでございます。

だんだん現在積極的に福祉をふやしていこうという体制になってくるということになりますと、おっしゃる通りに、従来、過去において相当特殊の、特定の政策目的をもって減税をしてまいりました時期ほどには減税はなかなかできにくい。本年の財政綱領を見ていただきますと、いろいろ御批判はあろうかと思いますが、社会保障なり社会福祉なりを充実すると同時に、公債依存率を前年以下に少しでも落とす。その程度で減税をして、その減税はほとんど全部所得税にすることによって、今回の減税規模がきまつてきたわけでございます。これは私も税の担当者から申しますと、各方面からいろいろ強い御要請もございまして、またそれは当然そうあるべきものと思われまして、率直に申しまして、私もとしてはできたならばもっと減税をしたいという気持ちは一方に置いてあるわけでございますが、そうしてみると、やはり財源調達機関であるという性格上、財政全体の立場を離れて議論できないわけでございます。ので、今回の程度のもので財政全体のあり方との関係においてはまずまず最低限のものは減税ができたのではないかとということで考えておるわけでございます。

○小林(政)委員 冒頭にも私申し上げましたとおり、税制の面で新たな、画期的な、従来のそれこそ企業優先のそういう税制から、国民生活を優先する、そういう立場に立つて税制が機能していくというような、こういう制度がきわめていま緊急の問題として必要になってきているんじゃないか。そういう点から、法人税問題等についてもいろいろと言われておりますけれども、特にこの所得税について、やはりこの際大増税というふうなこういう結果、これをほんとうに国民に還元していく、こういう立場に立つべきではないだろう。か。ことしの所得税は四兆二千四百十九億円、そして実際には八千四百五億円の大増税になっているわけですね、法人税の七千四百七十七億円の増収ということはありませんけれども。しかし、実際には所得税よりもはるかに下回っている。所得税の増収額というものは八千四百五億円という非常に膨大な額になっております。私はこの立場から減税を年内に実施をすべきときではないだろうか、このように考えております。

特に給与所得課税の税収の見積もりを見てみますと、ことしは、四十三兆五百六十八億円に給与の総額がなっておりますけれども、その中で人的控除の総額が占める割合は二六・五％、金額にして一兆四千三百二十八億円。それからいわゆる諸控除全体の合計が四兆一千三百五十五億円に給与総額に占める割合は三二・七％になっております。したがって、課税所得というものが十七兆八千五百七十三億円、給与総額に占める割合は四一・四％、こういうことになっておるわけですが、これも、何年か前の、具体的には四十三年のときの給与所得税の税収見積もりと比較してみますと、これはもう非常に大きな問題がこの中に含まれているというふうに言わざるを得ないと思ひます。

たとえばいわゆる人的控除の控除額が給与総額に占める割合というのは、五年前の四十三年には三三・八％であつたわけですが、それが現在は二六・五％になっている。そしてまた控除総額は当時三九・五％であつたものが三二・七％になっております。すし、課税所得の給与総額に占める割合は当時三五・一％、現在は四一・四％です。このことはいかに減税がやられていないかということを証明する一つの指標であるというふうに考えます。私は、当然こういう立場から見ても、本年度大幅な減税を断行していくことが重要じゃないか、こう考えますけれども、この点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 経済が伸びてまいりますと、給与の総額もふえてくるのに応じて諸控除額を同じ割合でふやしていくというふうになりますと、ほとんど所得税の増収はゼロになっていくわけでございます。そういうふうなことにして、そして財政に占めるウェートを落としていくとい

うのがいいのかどうか、そこらに問題があるわけでございます。まして、ノミナルにふえる分、物価も上がったまゝになりますから、ノミナルにふえる分、それに若干の改善も加える、ゆとりを加える分というのには控除を上げるあるいは税率を落とすということによって直していかなければならないと思ひますが、おっしゃる通りに、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の給与所得総額に占める割合が落ちていることをどう考えるかといひますと、ある程度財政の規模がふえていくのが当然であるという前提に立つか、財政の規模が全くふえないようにしようという前提に立つか、その問題と、あるいはさらに直接税にウェートを置くか、直接税の中で法人税にウェートを置くか所得税にウェートを置くか、そういう問題の総合でございまして、程度の差はありましよう。どの程度基礎控除、配偶者控除、扶養控除を長期的に見て上げていくべきかどうかという問題はありましようけれども、給与所得総額に占めるそういう人的控除総額をある時期のある率を保つていられましても、そこはなかなか現在の財政をふやしていくべきだといふ考え方からいいますと、合わないわけでございます。まして、直接のお答えにはなりませんけれども、しかし御指摘のような関係から、つまり給与所得総額と所得控除という関係からのみ御指摘になりましても、それは財政全体の問題を御理解願ひませんといけないのではないかとこのように思ひます。

○小林(政)委員 年内にはやはり大幅減税を実施する必要があるというふうに考えておりますけれども、この点について明確な答弁をいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 これはむしろ政治の問題でございます。非常に高い観点からの御判断でなければいけないことだと思ひます。ただ、年内減税は昭和二十六年に行なわれました。それから昭和四十六年に二十年間の間を置いて行なわれたわけでございます。昭和二十六年には朝鮮動乱の

あとで行なつたわけでございます。昭和四十六年にはいわゆるニクソン・ショックのあとで行なわれたわけでございます。過去の例を申しますと、十何年かに一ぺん起こるような異常な事態のときに、特別に経済政策目的のために行なわれたものでございまして、現在の状態がそういう状態であるかどうか、そういうことの総合判断によつて御決定願ふことだと思ひますが、事務屋といたしましては、現在の段階は昭和二十六年や四十六年のようなたいへん異常な経済状態であると思つておらないわけでございます。

○小林(政)委員 私、あと租税特別措置並びに法人税の問題等を質問いたしたいと思ひますけれども、その点については、きょうではなくて後日行ないたいと思ひますので、所得税だけに限つて、いまだ大幅減税をぜひとも実施すべきである、そして課税最低限を人的控除を中心にして引き上げるべきである、この二点を中心にして質問をいたしたわけでございますけれども、ぜひともこれを実施するように強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○木村(武千代)委員長代理 午後一時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時十三分開議

○鴨田委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。広沢直樹君。

○広沢委員 私は、まず基本的なことを政務次官に最初にお伺ひしておきたいと思ひます。

いわゆる福祉への問題として考えられる面が二通りあると思ひます。いわゆる福祉財政の財源というものをどうするかということ、さらに、税制の公正による税負担面のいわゆる福祉の問題はどう考えるか、この基本問題をはっきりさせないと、減税へ

ということを盛んに言ひましても、やはり基本的なところの問題点がどう考えられてゐるかということ、平行線になつてしまふのじゃないか、こう思ひますので、まず最初にその基本問題からお伺ひしておきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 税制の基本に触れる大きな問題でありまして、私の立場で御満足のいくような結論はむづかしいかと思ひますけれども、仰せの通りに、福祉国家をつくつていくという場面の財源をどう調達するかということは、まあこれからの財政に課せられた最大の問題だと思ひます。これから日本の経済が一体どういふふうになつていくのかということも十分に考えながら、その所要の財源調達を税制の理論を貫きながらやつていくということであらうと思ひます。

いまそういう事態になつたときに、基本的に一体何を考へていくのかということ、まあいろいろあると思ひますけれども、いまお尋ねの二をミックスしたような形で、一つは、直接税と間接税との関係というものを一体どういふふうに考へていくのか。御承知のように、日本の税収の実態は、だんだんと直接税にウェイトがふえていくということでありまして、その辺のところを、必ずしも直間比率にこだわることはもちろんございせんが、そういうことも考えながら、一体どういふ考へ方で行くのか。それからさらに、いまお尋ねになつたのは、おそらく法人税なりあるいは租税特別措置法のことを頭に置いてのおことばであらうと思ひますので、これらの問題も所得税との関係において一体どういふふうに考へていくのか。一つの方向を、これから日本の財政経済のあり方といふことが、あるいはそういうふうにあらねばならぬというふうな姿を描きながら、税制の問題をひとつ考へていきたい、こういうのが、やや私の私見のようなものをまじえて申し上げたわけでありますけれども、考えられるところではないだらうか、こう思ひます。

○広沢委員 後に総理も見えそうでありましか

ら、基本的な問題をまた伺ひたいと思ひます。その経済白書が毎年出されておりますけれども、その経済白書によりまして、いわゆる高福祉高負担への通念の転換が必要であるというふうなことで、さらには、租税や応益負担などの形で国民全体の負担がふえていく、高まつてくるであらうというところを結論づけてゐるわけですね。そうなりますと、いま盛んに論議されました所得税の減税の問題にしましても、基本的にこういう経済運営の基本に立つて考へるとするならば、なかなか国民の实感に即した減税というものが行なわれないのではないかと、こういうことを私は懸念するものでありますから、その基本的ないわゆる福祉財政へ転換しなければならぬ、その財源の柱になつていくであろう税制の改正というのに対しては、基本的にはどういふふうに考へてゐるのか、この点をお尋ねしたわけですが、いまのところ、ちよつといまのお答えではあまいでよくわからないのですが、もう一度お答えいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 四十六年の八月に、政府の税制調査会で、やや長期にわたる税制の見直しというのについての御答申をいただいております。ただそのときには、すでにちよつとこの二月に決定になりました経済社会基本計画、これがいづれきまらるであらうから、それを見ながらまたよく考へなければならぬ、こういう前提になつておりますので、四十六年の八月の、長期にわたる税制改正の答申においては必ずしも明確にはなつておりませんし、また、この基本計画ができましたならば、それをよく見直さなければいかぬという前提にはなつておりますが、基本的には、やはり福祉の充実に伴ひましていろいろと財源が要るであらうから、よつてもつて、全体としての国民所得に対する税負担は、なだらかながら上がつていかざるを得ないであらう、こういう考へ方になつておるわけでございます。

その場合に、一体いかなる税がどのような位置づけに置かるべきかということにつきましては、

ごく大ざっぱといひますか、大筋でございすが、所得税はやはり毎年減税を繰り返していく必要がある、法人税はなお若干の負担を求めてもよいであらう、それから間接税については、御存じのように最近十年間にわたつてステディにウェイトが下がつてきてゐるけれども、これはこの趨勢のままほつておいてはいかぬのではないかと、こういう感じの答申になつておるわけでございます。

私もどなたもいたしましては、本年の二月に基本計画がきまりましたので、この基本計画によつて、わが国経済が五十二年度までにどういふふうになるか、その中でまた政府の仕事なりあるいは民間の仕事なり、それから資本的な支出なり消費的なものなりの位置づけというものが示されましたので、それに基づきまして、いづれこの夏以降、やや長期にわたる税制のあり方というものを御議論願ふということにならうかと思ひます。その御議論を待たなければ、ただいま御指摘のこの基本計画に基づいて日本の税制はどういふ方向にいすべきかという点は、各界の方の御意見を承りまして、にわかにはわかれられ事務当局から申し上げるわけにいかないわけでございますけれども、しかし、總じてやはり四十六年の八月の答申にありますような方向、つまり、所得税は全体としては減税、どの程度というところはいつておりませんが、毎年減税が繰り返さるべきであらうし、それから法人税のほうはなだらかながら負担が上がつていくことが必要だという方向は、やはり基本的には変わつていかなないのであるからうかというふうにわれわれは推定しておるわけでございます。

福祉時代と税制との関係は、そういう全体の税負担の問題と、それから別途いろいろ福祉対策を具体的に税でやるべきかどうかという問題があるわけでございまして、あとのほうの問題については、特に社会保険その他につきまして、保険料負担で処理すべきものと、それから税を通じて負担すべきものとのあり方の問題等がいろいろあるわけでございますが、その問題につきましては、

まだ今後の社会保障制度のあり方についてのものもろの長期計画的なものがもう一つ固まってきておりませんので、それらの進行を見ながら考えられるべきではなからうか。つまり、同じ負担を求めるにしても、保険でもって求めるということになれば、社会保険負担の増というふうになつてまいりますし、それから税でもって見るということになれば、税のほうで負担をふやしていかなければならぬということになります。そこは税プロパーで定められない問題でございまして、むしろ社会保険、社会保障の全体の基準でなしに、個々の年金なりあるいはその他の制度なりについての財源調達の見組みといふものをどっちにウエイトを今後置いていくべきかという問題がきまつてまいりませんと、税の果たすべき役割りといふものもきまつてこないということではないかというふうに考えております。

○広沢委員　まず、いまの基本問題の前提になることは、やはり税負担のあり方がどうあるべきかという、そして現実のいろいろな不公平な問題が起つております。企業と個人、また個人の中でも、株式などのいわゆる資産所得と事業所得、また給与所得者、サラリーマン、こういう不公平をまずは正しくすることは、やはり基本的な転換をどうしていくかということには、やはり基本的な転換ではないか。そこで、数年来また数々の議論の中でこの問題は毎年繰り返されてきているわけであつて、いかにして負担の公平化をはかるかということなんです。今回の税制改正を見ましても、私はそういう面から考えていきますと、非常にまだ不合理である、こういう認識に立っているのです。が、やはりこの税制改正の基本的な認識、まだまだ不公平があるんだということで税制改正といふものをやっていたいかなければならぬわけですが、どういふ認識に立っておられるのか。今回の税制改正で、あるいは毎年毎年行なわれている改正でそれが一応は是正されてきているというふうに認識を持っておられるのか。私は、今回の改正では逆にまた不公平の問題を拡大したという面も見ら

れるんじゃないか、こういうふうにも考えておりますので、その辺の認識はどうなっておるのか、伺つておきたい。

○高木(文)政府委員　数年来、主として租税特別措置、特に産業奨励の租税特別措置、その中でも輸出に關係のありますところのものもろの措置といふものを整理すべきだといふこととございまして、私どもも一日も早くそれを進めたいと思つておつたわけでございますが、やはりいろいろな考え方があつて、思うようには進んでいなかったわけでございますけれども、昨年の秋の臨時国会の際に海外市場開拓準備金についての整理をする法律を御通し願つたところと、大体輸出關係のものもろの制度の整理はほぼ完了したということが言えるだらうと思ひます。

それから、重要産業用合理化機械等の特別償却といふことを通じて、いわば基幹産業について一種の産業奨励措置があつたわけでございますが、今回御審議を願つておつたわけは、租税特別措置法の改正で、これを三年間でやめるといふことにする案を御提案申し上げておりますが、これによりましてさらにまたいろいろな種類の産業奨励措置のうちの一つの中心をなす、柱をなすものが整理されることになつたといふこととございまして、租税特別措置につきましても、かなり、テンポが小さいといふこととおしかりを受けるかもしれせんが、進んできたといふことが言えるのではないかと認識を持っております。

その反面におきまして、新しい要請といふますか、海外投資であるとか、あるいは資源開発であるとか、あるいはまた石油の備蓄であるとか、それから公害対策であるとかいふ新しい措置がまた設けられたり拡大されたりはしておりますけれども、これらのものは、いまだでありましたような輸出全般とかあるいは重要産業全般とかいふものとはかなり性格が違ひまして、臨時的な、またかなり限定された趣旨のものでございしますので、これがその使命を果たしますならば、何年後にはまた整理されていき得べきものであらうというふう

に思つておるわけでございます。

そういう意味におきまして、法人税に關連いたしますところの、特に産業關係の特別措置については、これはその進め方の速さという点についてはいろいろ御意見はあらうかと思ひますが、私どもは、あるテンポではとにかく一つの方向をもつて整理の方向で進んでいくものという認識を持っておるわけでございます。

そのほか、別途、むしろ所得税を中心にいたしまして、預金も分離課税になつておる、あるいは源泉選択になつておる、それから配当についても配当控除の問題がある、それからさらに土地について分離課税の制度があるといふことから、資産性所得と勤労性所得とのアンバランスの問題があるではないかといふような問題が起つてきておりますが、しかし、これは特別な政策目的を持つて分離課税にするといふものも、土地のようにあるものもありまされども、株式の問題であるとか預金の問題とかにつきましても、これは非常に長い歴史もありますし、そうなりましたについては、それぞれいづゆる税の執行との關連の問題が非常に複雑にからみついてゐる問題でございまして、理論的には、所得税の総合累進の姿から言へば、これらの分離課税のような制度はやはり問題があるのでございまして、私どももいたしましても、何か整理の方向に進んでいくべきだといふ気持ちには常に持つてはおりますけれども、いわゆる預金なり株なり土地なりの実態、特に取引の形態といふものの關連上、そう簡単には総合のほうに持つていけない事情があるわけとございまして、その事情との關連上どうしたらいいか。現状のままではちよつといけませんし、そうかといつて、そう簡単には総合のほうに技術的に持つていき得ない。政策的意図で分けていくといふよりは、むしろ技術的に持つていき得ない性格を持つておりますので、これをどうするかといふのが、特別措置の形式をとつておろすと、本法の形式をとつておろすと、いづれにいたしましても、そういうものについて所得税の本来のあり方へ戻る道

筋をどう見つけていったらいいかということが非常に大きな問題であるという認識を持っております。

○広沢委員　したがって、税制改正の方向としては、いろいろなお話がありましたように、大別して四つに分かれる。所得減税の問題と法人税制の改正の問題、さらには租税特別措置の改廃、それと地方税制の改正。きょうは時間がありませんので、法人税やあるいは租税特別措置法に關してはまた別の機会に質問するといひまして、きょうは所得税の減税の問題について私も触れておきたいと思ひます。

そこで、四十八年の税制改正では、所得税の減税は、初年度で三千五百五十億、平年度で三千七百一億、こうなつております。先ほどの質問に對するお答えの中で、大きくもないし小さくもないといふような、中間的なか、ちよつといひと思つておられるのかかわらないようなお答えがありましたけれども、私は、実際にこの内容をあとから具体的にいろいろお伺いするとしても、總體的に考えても非常に少ない、これで十分ではない、こういうふうな考えでおるわけですが、当局としては、四十八年度の税制改正ではこの程度ではまだ十分でないという認識に立つたならば、今後とも課税最低限を十分上げていかなければならぬところであらうし、まあこの程度であるといふことであれば、その後においては物価の調整減税とかいふ手直し程度のことにはしかならぬのではないかと思ふわけで、基本的なこれをどういふようにお考えになつていらつしやるか、まず伺つておきたい。

○高木(文)政府委員　所得税の減税のあり方を研究いたします場合に、やはりその前提としての財政のあり方ということが非常に問題でございまして。最近の認識では、やはり社会福祉あるいは社会資本を充実させていかなければならない。充実していく場合に、従来は、どつちかと申しますと、好況のときには民間の活発なる設備投資等によつて経済が円滑に運営されていくであらうか

ら、そういう時期には、政府のほうから、財政のほうから若干引込んでほしい。それから不況のときには、公債等の額をふやすことによってやや景気刺激型財政をつくって、そしてそれによって景気、不景気の調節をするというような思想があったわけですが、最近の流れをいましては、むしろ民間の設備投資拡大は押えて、そして政府の仕事をふやしていく、いわゆる公的資源と私的資源の配分のあり方について、ここ十年來あるいは十五年來とり来りましたような考え方を少し変えていくべきじゃないかというような感じになっております。

それを前提にいたしまして税のあり方ということと考えます場合には、これまで従来とは若干異なりまして政府の役割りがふえていくべきだということになりますならば、従来よりははたして減税にそれほど重点を置くべきかということについて疑問が出てくるわけでございます。

〔委員長退席、木村（武千代）委員長代理着席〕

その辺のものの考え方がどのように今後、この数年間、財政のあり方、それに関連する税のあり方について定着をしていくかということがまず第一に問題でございます。で、その税のあり方、したがって減税テンポというふうなものがある程度わかってまいりませんと、所得税減税の姿というふうなものもなかなかかわからないわけでございます。

そういう財政との関連を離れまして、所得税プロパーの問題として考えますならば、おっしゃるとおり、まだ非常に重いといわれているわけでございますし、それからそのことが納税思想に非常に悪い影響があるわけでございますから、税プロパーの問題といたしますならば、なお今後相当の減税を続けさせていただかないとぐあいが悪いというのが、われわれ税のほうを担当している者のものの考え方でございますけれども、そのところは、ただいま申しました意味での財政のあり方の切りかえ、それから社会福祉事業をどん

どんふやしていこうという考え方の関連で、必ずしも税が税独自の立場だけで都合のいいような減税を大幅に繰り返していくわけにはなかなかないというふうな見通しではあるまいか。その意味で、やや転換期に来ておるといふ時期でございますので、今後どういうふうにいこうべきか、私どももただ従来の姿を踏襲していけばいいということではございませんので、いろいろと思ひめぐらしているということでございます。

○広沢委員 いまのお話を聞いておりますと、福祉に対しては非常に財源が必要である。税当局から考えるといわゆる減税はしなければならぬというところで、まさしく方向がはつきりしていないようにですね。これはあとから、いろいろ国民の生活の上に立つて税制というものは考えていかなければならぬという面を指摘したいと思ひます。

そこで、今度の自然増収は、四十七年当初予算に比べて総体的に二兆五千六百五十六億ですが、いままででない非常に大きな自然増収というものが見込まれておるわけでありませうけれども、それに対して今度の減税の規模というものは、先ほど指摘がありましたように、非常に小さいのではないかと。率的にいいますと二七％になるといわれております。しかしながら、歴年来をこう見てみますと、いままでの調整的な減税をやってきたいわゆる状況じゃないかとしか考えられないわけですね。調整的な減税というよりも、いま国民、特に給与所得者が望んでおることは、もう少し生活を圧迫しないように、生活に負担にならないような税制に変えてもらいたいというのが今日の要望である。それができないところに、いわゆる重税感というものが取り除かれないでそのまゝいつまでも繰り返されていると思ひます。

そうしますと、この自然増収というものは、財政当局ですから当然大幅に見るといふわけにはいかないので、一定の基準の方法から大体この程度であらうという見込みを立てた、それがいわゆる自然増収ということになってくるわけですが、この自然増収は、増収分については、毎年の補正予算

で、年内減税をやるとか、国債を減額するとか、または福祉予算のほうへ回すとか、それぞれのやり方があると思ひますけれども、先ほどのお話から考えてみますと、自然増収が当初見込みよりも多くなった場合においては、どういふふうにおやりにならうと考えていらっしゃるのか、その方向を聞いておきたいと思ひます。

〔木村（武千代）委員長代理退席、委員長着席〕

○高木（文）政府委員 まだ御審議願っている最中でございますし、予算案のほうも参議院で御審議を願っておるところでございます。その上、現在経済状態が非常に変動いたしております。通貨がああいう状態でございますし、物価もちよつと異常なカーブになっております。しかし、それらはもろもろの弾力的な財政金融の運用によってやがては鎮静するものというふうな考えでおるわけでございますが、今日の経済状態というものはいろいろむずかしいファクターがあらちち重なっておるという状況でございます。そういう状態で、この秋なり来年の春なりにどういふ税の状態になるかというところは、まことに予測がむずかしいわけでございます。今日の段階で、どうなつたらどうするかというところについては、ちよつとまだ実は考えてもおりませんものでございますから、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○広沢委員 それでは、まず減税という正確な意味合いなんですけれども、これもさきにいろいろお話がありました、やはり税の負担が実質的に減るといふこと、率直に受け取れば、減税といふのはそうなるわけですね。したがって、数字の上でふえていく分をある程度減らすといふことを減税と考えるのか、われわれは、これは調整をしていくにすぎない、生活の実感の上から考えていく場合は、いわゆる減税になつていない、こういうふうに考えるわけですが、いままでの減税の方向というものは、いわゆる調整的な減税ではなかったのか。いま求められているのは、実質的に

前年度に比べてこれだけ税が減つてきたというところが実感として感じられるような減税をやらなければならぬということだと思ひますのでありますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○高木（文）政府委員 減税ということばは、前年あるいは現行制度に比べて、もし現行制度をそのまま続行したならば幾らになるであらうという税負担が制度を改めることによってこのくらい減りますというものをすべてひつくるんで減税と呼んでおるわけでございます。その減税が、戦後ずっとノミナルに貨幣価値が下がっておりますこととの関係で、減税をしても、それが実質的な意味をなす部分となさない部分とあるではないかという御議論がいろいろあるわけでございますが、ことばの使い方をいたしましたし、制度上改めるものはすべて減税と呼んでおるわけでございます。

しからば、一種の物価調整減税と申しますか、ノミナルには、上がったものをもとに引き戻しているだけではないか、実質的な減税は全く行なわれていないではないかという御批判がありますけれども、その点は、私もから見ますと異論があるわけでございます。過去におきます、たとえば課税最低限だけとらえてみまして、課税最低限の年々の改善率と物価の上昇率とを比べますならば、それはやはり物価の上昇率よりは確実に上回った課税最低限の改善が行なわれておるわけでございます。それから国民所得の伸び率と税の関係を見ましても、単に物価の上昇率だけ減税が行なわれたという結果にはなっていないわけでございます。この点は数字的に証明できると思ひます。

国民所得がふえ、国民生活に若干余裕が出てくるにつれて、若干の負担はやはり求めなければならぬわけでありまして、給与が、たとえば年々一五％伸びても、伸びた結果、減税をしても去年よりもよけい税を負担しなければならぬではないかという非難がありますけれども、それはやはり給与の伸び率が物価の上昇率より高ければ、それだけ実質的に収入がふえておるわけござい

も毎年持続的に減税をやっていくべきである、こういう問題を基本的な背景にした場合にはですね。そう思うわけですが、そこで考えなければならぬことは、いま申し上げた免税点の引き上げの問題です。生計費には課税しないという原則があるの、この議論が先ほどありました。しかし、私はずっと大蔵委員会あるいは予算委員会に出ておまして、やはり課税最低限の基準になるものは何だ、これがはっきりしないから、やはりそこそこ大きな当局との食い違いが出てくるんじゃないかと思うのです。

主税局長は、先日の答弁の中で、政府自身は生計費には課税しないというべきでない、かといってこの大蔵委員会においても、課税最低限の基準は何によるべきかという問題に対して、三つある、その一つが財政上の事情である、それからもう一つは、所得の再配分を所得税に期待していることをどの程度の層から始めればいいのかという基準の問題があります、第三番目に、所得のうちどうして支出せざるを得ない生計費的なものがあるとするならば、それに対して課税しないほうがいい、いわゆる生計費との関係がある、この三つが課税最低限の基準である、こういうお答えをなさっていらつしやるわけですよ。この点をばっちりしておきませんと、生計費に幾らかかかっておった、だからこれだけ減税しろ、こういう議論を展開してみても、これはやはり基準というものがはっきりしない、減税の方向も明確にならない、と思うのです。したがって、いまこういうふうに、あなた、ないとおっしゃったけれども、一応当局としてはこれまでこの三つを基準にして減税の方向、課税最低限の基準というものを考えてきたという答弁があるわけですが、その点いかがですか。

○高木(文)政府委員 まさにおっしゃるとおりでございます、ただいま御指摘の三つの理由というものが、課税最低限をきめるときに非常に重要な大きな目安であるということは間違いないと思

います。その場合に、第三番目の基準である、所得のうちどうしても生活に必要な部分というものが課税最低限の決定の要素として非常に重要な要素を占めることも、これも一つの基準であるという点においては、私も異論がないわけでございます。ただ、現行の課税最低限、あるいは昨年の課税最低限、それから来年度の課税最低限というようなものを考えました場合に、この三つの要素のうち、第三の要素からいって、絶対に課税最低限が幾らにならなければならないというほどに、現行の課税最低限の水準が生計費との関係で低いところにあるということではないの、ではないかと、そういう意味のことを申し上げる趣旨で、昨日その点を若干強調し過ぎたというところでございまして、ただいま先生あげられました三点が、課税最低限の問題の関連において重要な要素であるという御見解に対しては、異論を差しささむものではないと思います。

○広沢委員 いま総理が見えられましたので、総理の質問のあとに、保留分をやらしていただきしたいと思います。

○鴨田委員長 三枝三郎君。

○三枝委員 初めに、本委員会に総理が御出席をされました、私、質問をする機会を与えられたことを心から感謝しておるものでございます。現在、当委員会におきましては、所得、法人、租税特別措置の税三法につきまして、真剣に本格的な審議に入っているわけでございます。税制の基幹をなすこれらの審議につきましては、過去の経過を見ましても、御承知のとおり、国会の議決によるもの、国民の意思を直接反映させるものとして、議会制民主主義の中心的な課題を形成している重要な問題でございます。

税制は、御承知のように非常に専門的で技術的な性格を持つものでありますけれども、反面、国民生活に直結する問題でもありまして、国民の税制に対する関心は非常に大きいものがございます。このことにつきましては、昨年経済企画庁が経済社会基本計画を策定する作業の一環として実施いたしました国民選好度調査、この調査の結果にも明らかにされておまして、その負担の公平につきましてもきわめて国民は敏感でござい

ます。この経済社会基本計画を見てみますと、昨年の五月から六月にかけまして、全国の満十五歳以上の国民を対象にいたしましてこの調査はなされたのでございます。そしてこの調査の中身を見ますと、これまでの高度経済成長によりまして所得もふえ生活水準も向上したことを反映しまして、生活全般について国民は満足するものという数は五五%、過半数を占めております。しかし、その反面、税負担は公平か、という一問に對しては、対しまして、この調査では「不公平」または「どちらかといえば不公平」と答えたものが五五%と、やはり過半数をこえております。そして「他の納税者にくらべて負担が重いのではないかと」いう意識が不公平感につながっているのではないかと

と思われ。また、これとあわせて「税金が高い割に福祉・社会保障などの見返りが少ない」という意識も満足・不満足の数合いにかなり影響を及ぼしている」と、この調査はいっているの、でございます。

総理におかれましては、このようなことはもう先般十分に御承知の上に、経済社会の進展に即応した公平な税制の確立に積極的に対処しておられます。特に私は、総理が、土地税制の改善措置につきましては、国土総合開発の基盤をなすものとい

いたしまして、自由主義経済のもとに可能な限り積極的に取り組んでおられる一方、たとえば事業主報酬制度の創設というぐあいに、零細な中小企業の経営者に対してあたたかい援助の手を差し伸べられたというのを見まして、この問題はいろいろ理論的には問題が多々ございますが、私は、総理のこれらの措置に対するなみなみならぬ情熱と実行と決断に対して、深く敬意を表するものでござい

ます。

私は、この機会にあらためて、租税政策のあり方につきまして、総理の御所見と御決意のほどを承りたいと思っております。

○田中内閣総理大臣 税は、かつて国民の三大義務の一つであったわけですが、戦後はそのような国民的義務というような観念では扱われておりません。それは、戦後とられた新しい税制が申告納税を大前提としておるといふところにも、過去の略奪徴税といわれた時代よりも、税に対する基本的な観念が変わっておることは事実でございます。これは新しい憲法の精神そのものでございますから、当然の帰結だとも思うわけでございます。

税というのは、これはまあ国民の当然納めるものでございますが、納税というよりも、税は取られるというところがよく納税者側から言われておりますし、大蔵大臣でさえも、税は取りますというふうなことを言うのでありますから、どうもこの思想そのもの、考え方自体、まだ改めるべきところがあるのだと思うわけでございます。

税は公平の原則が貫かれなければならないというところもまた言うまでもないことでござい

ます。しかし、税を納付することによって国家や社会が維持されておるのでございまして、応分の負担のできる人の負担によって社会公共の福祉が増進をせられるということでもありますので、これもまた国を形成していくためには不可欠なものであります。不可欠なものである限りにおいて、絶えず最も合理的な税制の確立に取り組まなければならないというところであります。そういう意味で、改善に對しては、諸外国の例に徴したり、わが国に適合する税制というものの確立にえらい努力を

まいったわけでございます。

一つ申し上げますと、やはりこの税が重いというものは、率直に言って、国民所得そのものがまだ理想的な状態にないということの比較から、税に対する負担が重いということが一つあります。

もう一つは、直接税中心であるということ、これはもう長いこと争われながら今日に至っておりますし、源泉徴収の問題、税は天引きされて、手元に来るときにはもう税控除の後である。だから、税を理解しておる人は別でございますが、う

ちを守っておる奥さんなどは、手に入る金だけが主人の働きでということになりまして、そういう意味では、税の源泉徴収というのに対していろいろな議論が存在するわけでありまして。率直に申し上げて、やはり直接税中心主義だと、ある意味では、財源確保のためにはいい制度だと思えますけれども、納税者側から見ますと、絶えずふところに入られるというような感じが抜け切れないわけでごさいます。そういう意味で、直接税にウエートが置かれると、税に対しては絶えず不満感があるというよりなものもございます。

また引き続き御質問にお答えをしますが、そういう意味で、税というものは、だれが考えても、納めるのだ、納めることが至当なんだ、しかもあまり抵抗を感じないで納められるような、直接税制度を維持する限りにおいても、やはり当然良識的に理解できるという税制の確立ということが望ましいということは、申すまでもないことだと思います。

私が最後に一言付言しておきたいことは、いままでは税の公平論という立場で論じられてまいりましたが、これからは、税は、税制上の優遇その他は財政の補完的な一つの使命と目的を持って実行されてきたときから、やはり税を政策として使わなければならないという時代が私は来ておると思います。ですから、そのときに、税の公平論という観点に立つ国民的な税に対する感情、理解というものをどうして深めるかということが、非常に配意しなければならぬ問題だと思っております。当然、ある意味においては、税制、金融、それから財政というものが三者鼎立というよりなときもあると思うのです。だから、中小企業等の対策を見れば、税制だけではなく、金融が主体をなしておる、税制が主体をなしておる、こういう面もあるわけでありまして、そういう状態がこれから来る、不可避の状態になると思うのです。やはりそういうときに、税の不公平論を助成するような状態では、なかなか実効をあげることはできないわけでごさいます。税制というのに対しては、

絶えず新しい視野の立場、角度から取り組んでいくべき問題だろう、このように考えております。

○三枝委員　ところで、わが国が新しい時代にふさわしい、活力のある福祉社会を実現するため、ただいまも総理が触れられました。税制に期待されることは非常に大きいと思いますが、この今後のあり方については、いろいろいまも問題が提起されましたが、いろいろ議論が行なわれるところだと思えます。また一方、健康で文化的な生活環境の確保、国土の均衡ある発展をはかるということも基本理念としております。総理の提唱されておられる国土総合開発、ただいまの一番大きな問題でございまして、この開発を推進するために、今日の過密過疎の問題の解消というのにはまさに焦眉の問題であらうと思えますが、この過密過疎の問題の解消にあたりまして税制をいかに活用するかという点も、これまた大きな意味を持つた課題であらうと思っております。そこで、このような点に関連しまして、以下、総理の御所見を承りたいと考えてございます。

先ほども触れましたが、経済社会基本計画、これはことしの二月に閣議決定になったのでございまして、これを見ますと、今後のわが国の経済社会の望ましい発展方向としまして、わが国の経済社会にうちかわれている潜在的な成長力と活力を生かしながら、既存の経済社会に内在している制度をあらためて見直して、新しい時代にふさわしいものにつくりかえることが必要であるといっております。そのためには四つの原則を打ち出してあります。御承知のとおり、経済活動と自然環境との調和、それから社会的な公正の尊重、地域住民の意思を反映させること、さらには国際協調、この四つのものを原則として、いま申し上げました活力のある福祉社会をつくるべく、そのために、財政については各種の社会資本の整備と社会保障の充実をはかるなど、国民経済における役割りをより積極的に果たすことが期待されております。

こうした財政需要が非常に増大してきておりま

すが、これを反映しまして、その財源の一環として、税制につきまして、経済社会基本計画、この計画は、その期間中——これは五カ年でございまして、この期間中に国民の租税負担は、所得水準が上昇しますので、それに応じて上昇する、そして国民所得に対する税の比率がおおむね三％程度の上昇が見込まれております。

そこで、このような負担の上昇をはかつていく場合におきましても、物価の上昇があることを一方考えなければならぬのでありまして、やはりある程度の減税は今後とも必要であります。またそれと同時に、先ほど総理も触れました課税の公平化を一そう進めなくては、国民がなかなか納得しないのではないかと思います。

そこで、所得税について伺いたすのでございまして、本委員会でもしばしば論じられておりますが、この課税最低限につきましては、今日まで毎年減税をしております結果、相当程度高い水準に達していると思えます。諸外国の水準に比べまして遜色のない水準になっていると思えますけれども、今後の所得水準、生活水準あるいは物価水準との関連におきまして、引き続きその引き上げを行なうべきものであると考えますけれども、これに對します総理のお考えを伺いたいと思

います。

それからもう一つ、産業の国際競争力を強化するために設けられました租税特別措置は漸次整理する一方、公害防止等のために所要の措置をする方向に向かうべきではないかと思いますが、この二点について総理の御所見を伺いたいと思

います。

○田中内閣総理大臣　課税最低限は逐年引き上げてまいったわけでごさいます。かつては標準世帯は夫婦三人といっておったわけでありまして、四十六年から夫婦二人ということに統一をしたわけでごさいます。それで約百十五万という平年度の金額をきめたわけでごさいます。数字からいえば、これはアメリカを除いては西ドイツ、イギリス、フランスをオーバーしておるとい

うことで、一応は目標のところまでは達成をしたということでごさいます。西欧先進国並みにいつなるのかと、絶えず議論をしてきたわけでごさいますから、数字は現実でごさいます。これはもうまじうことなく、アメリカを除いては課税最低限の数字は越したということは事実でごさいます。

しかし、物価の問題もいま御指摘がございまして、よりよい生活環境というものをこれから提供しなければならぬということ、課税最低限というものはこれからは引き上げてまいりたいという意思は明らかにいたしておきます。これは百五十万円にすぐしたらどうかというお話がございまして、しかし課税最低限、これは十万円上げますと、約二千三百億ばかりの財源を必要とするわけでごさいます。ですから、すぐ百十五万からと

いいますと、それだけでも一兆円減税近くなるわけでごさいますから、それは段階を踏みながら理想に近づけてまいりたいという意思をひとつ御理解を賜わりたい。特に、課税最低限が上がると、独身者とかいろいろなものの非課税限度額が上がりますから、そういう意味でも、やはり引き続き課税最低限の引き上げというのを、減税をする場合にはもうこの問題を除いてはなかなか総体的な減税にはならないという考えでありますから、もうフランス、西ドイツを越したからこれでいいのだという気持ちではありません。

それから、法人に対する特別措置等の問題でございまして、これは平年度四百億の増税措置を行なったわけでごさいます。これはやはり漸次目的を達したものに對しては整理をしていくという方針でなければなりません。そして必要な公害防除とか、これから公害負担に対して積立金を行なうとか、当然企業の原因者負担でやらなければならぬというところになれば、そういうものに対しては税制上の優遇も考えなければならぬわけでありまして、時代進展に伴うような、社会的要請にこたえられるような面のもは、これは新増設もまたやむを得ない。これは都会における電力

料金を上げないためにどうするかといえ、液化ガスを導入して、これに対して特別な税を認めていたわけですが、時代が必要、社会的な必要性に応じて整理されるべきものであるという事は、これはもう当然のことでございます。そういう姿勢は今後も貫いてまいりたい、こう考えております。

○三枝委員 次に、先ほど触れました国土総合開発あるいは過疎過疎の対策を進める場合における問題でございます。この点につきましては、生活と生産というものを調和させなければならぬ。経済活動は、自然、生活環境との調和においてなされるということが大前提であることは申し上げるまでもないと思ひます。そしてこの大前提のもとに、過疎地域におきます開発のためには、相当思い切った財政上、税制上の特別の措置が必要でないかと思ひます。

そこで、私は北海道の出身でございますが、総理十分に御承知のとおり、北海道は、いま日本の全面積の二〇％を占める広大な土地を持っております。しかし、人口は五％にすぎない。まあ典型的な過疎地帯でございます。総理の大きな期待と熱意をもってお進めになっております国土総合開発計画の先駆者としての役割は、北海道において私はなされるのではないかと思ひます。ところが、北海道におきましては、積雪寒冷というところで多くのハンディキャップを持っておりますが、私は決して地域的なエゴイズムのもとに申し上げているのではなく、わが国の大きな発展のための国土総合開発、その一環として北海道をあらためて見直して、これに政府の力強いあたたかい手を差し伸べていただくということが必要ではないかと思ひます。総理がかつて大蔵大臣のときに北海道においでになりました、たぶん御記憶かと思ひますが、道民の前に演説をされました。そのときに、予算の配分において、これは道路があるから人が集まる、いままでの発想は、人がいるから道をつける、それではいけないのだ、道をつけて、そこに人が集まり、生産が興り、また自然環

境も整備される、そういう発言をされました、多大な感銘を道民に与えたのでございます。

私は、いま総理におかれましては、北海道の地元の方が、全国的な立場において、あるいは北方圏における北海道という立場において、政府の税制上、財政上のいろいろな特別の措置、しかもそれは傾斜措置を強く望んでいるのでございまして、このことについて前向きに御検討していただけるかどうか、それをお聞きしたいのでございします。

○田中内閣総理大臣 北海道は一番いい例でございますが、明治四年約四万人ぐらゐの北海道が、約九十年間で五百二十万人に膨張したわけでございます。これは一次産業比率の高い地域としては全国に希有な事例でございます。これには御承知の北海道開発のための政策が実行された。これは非常に簡単な政策であります。御承知のことでございますが、太政官布告に一条を加えた。北海道開拓に必要な公共投資は全額国が負担する、こういう政策が約八十年余にわたって行なわれたわけでございます。昭和三十三年から四十年から、北海道も担税力が出たのでということで北海道にも必分の負担を求めるように法改正が行なわれたわけでございますが、皮肉にもそのときを境にして北海道の人口の増はとまった、こういうことでございしますから、これはもう北海道をひもとく者はだれでもこの問題を指摘するわけでございします。水が豊富であり、電力が余っており、石炭をたけるといふのは、いまにしては北海道だけでございします。公害問題もございしません。そういう意味で、中小企業対策にはいつでも財政、金融、税制の面において万々の対策を行ないますと、こう言っておるのですが、財政という問題よりも、やはり税制と金融が誘導政策になり、促進政策になるものだと考えております。

国土総合開発法の中でも、平米当たり幾らずつ補助金を出すというより、直接補助金を出すというのとは低開発国方式でございしますから、やはり税制と財政を柱にした開発計画というものが進め

らるべきだ、そういう意味で、無料公開の原則に立つ道路でも有料制度が導入されてすでに二十年、こういうことであります。港灣に対しても有料制度が採用されておるわけでありまして、これがやはり国土の総合開発計画、なかなしく北海道開発等に対しては、税制また金融上の措置はこれはもう当然とらるべきものだというふうに考へておりますし、政府としても積極的な姿勢で、国会の御理解が得られるような状態で検討を進めてまいりたい、こう考えるわけであります。

○三枝委員 次に、実は先般、大蔵委員が四谷の税務署の視察に参つたのでございします。そのときに私は痛感いたしましたのでございします。税務行政につきまして、それを執行する税務職員が非常に少ないというところでございします。これは先般同僚野田議員が指摘されたのでございします。私は本日総理にぜひともお願いしたいことは、この数々の税制の執行面を担当していただきます税務職員が、その執行に際しまして非常に苦勞をしております。量的にも質的にもだんだん少なくなつておる現状におきまして、たいへん苦勞しております。そこで、どうか総理におかれましては、これらの税務職員が、世間文書においてたたかれ、あるいは交渉において圧力を受け、一生懸命やっておりますこの姿を見ますときに、どうしても定員を増加させなければならぬ、これが一番基本であるというのを痛感して視察を終わつたのでございします。これにつきまして総理の御所見を承りたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 四十八年度の納税人口三千二百九十七万人、こういう膨大なものになつておるわけでありまして、税務署の職員の総数は五万二千二十七人でございします。これは沖繩を含めてでございします。昭和三十六年、五万七千三百十四人に比べてみますと、わずかばかりしかふえておらぬわけでございます。昭和三十六年ごろは全国にちらばつておつた税務職員が、東京、大阪、名古屋というような拠点にみな集められて、こ

うことでございまして、税務署の職員が恵まれておらないという事は、これは御指摘のとおりであります。私も大蔵大臣在職中、第一番目に考へなければならぬのは税務職員の待遇改善である、省においては、旧陸軍が使つた馬小屋を改造してそのまま住居にしておる、このような状態で国税の徴収が合理的に適正に行なわれるはずはない、こういふことで、まず国設宿舎の建設から手始めにやつたわけでございします。そういう意味で、非常に重要な職責でありながら、税が取られるものだという感じのところへ取りに行くわけですから、あまり望ましいお客さまとしては待遇しないわけでございます。そういう人たちに對して國がやはり必分の待遇をすることは当然のことだと思ひます。いまの税務職員に対する待遇が最上なものだと思ひます。待遇も考えなければいけませんし、数はどうするかということ、はつきり言つて、税務職員をこれ以上ふやすことは非常にむづかしい。徴税機構がもう追いつかない。追いつかないために、それならもつと減税しなさい、こういふことになるのです。ですから、徴税人口をふやさないように調整減税も必要であるという事を、私はここでまじめに認めます。国民所得が急激に上がつてきたために、毎年毎年減税をしながらも納税人口がふえる、それによつて徴税する人間の負荷される任務が多過ぎるという問題があるのです。これはふやすといつても、なかなかふやせないのです。だれでもいいという職務じゃありません。そういう意味で非常にむづかしいものであります。

ですから、そういう意味からいつても、直接税中心主義というものにもおのずから限界があるという事と、やはり課税最低限を引き上げるようなことによつて、納税人口そのものに對しても幾ばくかの歯どめをつけないければいけません、それから、やはり徴税機構の簡素化によつて財源が確保されるような道も考えなければならぬ。それがガソリン税であり、トン税であり、いろいろなものをやつてきたわけですが、やはり、ただ単に仕事

量がふえたから人間をといても、できない人間は集められませんか。質の問題がありますので、これはへたをするといへんな問題になります。やはり税制そのもの、機構そのものも十分考えなければならぬ。

これはひとつ、いやな話でございますが、地方税を付加税にすれば、三万人から七万人人間はすぐ浮くのです。そういうところに全然メスを入れないで、ただ徴税の人員だけをふやせといつても、専門家は一日にはできないといふことがあります。そういう意味で、付加税をすぐ実行するといふのじゃありませんが、やはり機構の合理化や税制上の合理化や、国税と地方税との徴税の合理化とか、いろいろなことをはかりながら、税務職員が負っている重き荷をもっと合理的なものにし、待遇も改善しなければならぬ、こう考えております。

○三枝委員 最後に、希望だけ申し上げまして、私の質問を終わります。

私は昨晚NHKの「大都市改造をどうする」という総理の座談の番組を拝見しました。これから総理は、こういふ国会の場を通じてももちろんでございますが、積極的にああいう座談その他の場に出まして、そして茶の間に、一國の政府の、日本の最高責任者としての総理が何を考え、何をしようとしているかといふことをどしどしPRすべきであるといふことを、あの番組を拝見して強く感じたのでございます。今後そのことを希望いたします。私の質問を終わります。

○鴨田委員長 山田町目君。

○山田(町目)委員 お話を聞いていますと、たいへん理解のある態度をお示しになっておりますし、私にもそういう態度でひとつよろしくお願いいたします。

いまの質問の中で、最近税の不公平の問題、あるいはそれを基礎にした税に対する国民の不満が非常に高まってきておりまして、私たち国会に出ております者としては、こうした国民の不平不満というものを一日も早く解消してあげたい、こう

いう立場に立つことは当然でございます。総理の御所見につきましても、そういうところに深く御配慮なさっている気持ちをよく承知しておりますだけに、これから私が、ほんとうに限られた時間でありましても、お伺することに、ひとつ決断をもってお答えをいただきたいと思ひます。

いまの国民の税に対する認識は、申し上げましたように、非常に不公平であるといふこと、高いといふこと、そうしたことが不満の中心になっておりますが、特に総理が一月二十二日の記者会見で、財政需要の立場等あるいは高福祉等の立場から新しい税金を考えたい、その税金は付加価値税である、こういうことを述べられてまして、国民はこれ以上まだ取るのかという衝撃を受けました。大蔵省に対して検討を命じておるといふ最後の詰めのようにございましたが、端的に言つて、この付加価値税といふものを一体おやりになるのかどうか、やるかすれば、いつごろの時期を目安に置くのか、こういうことについて総理大臣の決断のあるところでひとつ御回答をいただきたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 付加価値税というのは、ドイツなどで採用されておるわけでございます。間接税の中の一つの大宗をなすような税であることは事実でございます。大蔵省も勉強はしております。検討ではなく、勉強の過程でございますが、これはなかなか慎重を要する。というのは、前に自由党政府時代であったと思ひますが、取引高税といふのを出したのです。そして、これは国民の理解が得られなくて廃案になったわけでございます。付加価値税といふような何か日本人になじまない名前を出すとか、取引高税であるといふことで、まだ勉強しておる時代に、もうすでに反対論が町に横行して、立て看板に付加価値税絶対反対といふことでございますから、これは国民に理解の得られるような税じゃないと、新税といふのはなかなかむずかしい。新税といふものはやはり相当な抵抗があります。抵抗があつても新税を行なつて、一年、二年たつたら、やはりやむを得な

い税だったなということにならなければならぬのです。

そういう意味で、ガソリン税を目的税にしたときもたいへんだつたのです。たいへんでしたが、与野党全員一致で議員立法でやつたわけでございます。相当な反対がございましたが、今日の段階において、ガソリン税の増徴といふことになる問題があつても、ガソリン税に対して必ずしも理解が得られない状態にはない、こう思ひます。自動車トシ税においてもそうだと思うのです。

そういう意味で、付加価値税といふものを勉強しなければならぬ。これは間接税のウェートを上げるということになれば一つの問題であるという状態で勉強だけしておるのであつて、これをいま採用するといふ段階には入っておりませんが、ただ、これに似た税といふのはあるわけです。登録税とか収入印紙税とか、それから切手もそうでありまして、商品券に対する課税もそうでありまして、まあ変わったものでありますが、分離課税を今度土地に対してやりました。どんなところに一体やれるのか。ただ、付加価値税をやるときには、大衆課税になつてはいけないといふことが原則でございます。間接税と同じ理論でございます。ですから、国民の日常品に対しては絶対かけないといふものでなければならぬ。ただ、ダイヤモンドにはかけてもいいだろう、こういう気持ちです。ですから、ダイヤモンドや何かの取引に対しては。そうすると……(物品税で間に合う)と呼ぶ者あり)だから、物品税と言ひけれども、絶えず動くから、ダイヤモンドなどといふものは動くとばかりに幾らかずついただくといふことも、これはあまり不公平感を呼ばない税なんです。

ですから、そういう意味で、勉強の過程でいろいろなことが出てくるのであつて、いやしくも国民に理解を得られないような付加価値税、私は、付加価値税といふ名前のために国民に理解が得られないので、何とかいい名前が勉強の過程で出てこないかという程度でございます。これはまだ率直にいつから行なうということにはなりません。

ん。少なくともいまの大幅な所得減税を行なう。しかし、他に財源を求める場合に大衆に迷惑をかけない財源を求めるべきである。しかし、国民の大方の理解を得られるという場合に、間接税に相当のウェートを移すといふときには、一つの課題であらうといふぐらゐの考えでございます。

○山田(町目)委員 私が勉強不足でたぶらかされておるんじゃないかといふような気がいたします。が、いまあなたのおっしゃつておるようなことならば、付加価値税という冠をかけたていいと思ひます。これは現在の個別消費税と十分間に合ひます。だから、付加価値税といふのは、私たちがいろいろ勉強しました範囲の中では、欧州その他でやられておるうちに、ある意味では売り上げ税。あなたはたぶん大衆課税はしないようにするおっしゃるが、完全に大衆課税になる。だから、大衆課税もしない、生活必需品とかいふものについても課税をしない、そういうことになりまして、私は付加価値税といふ冠をはずしていただいたほうが、国民は誤解をしないであらう。

だから、財政需要がふえてくる、高福祉をするために必要だ、そういう立場から一つの財源の捻出をお考えになるんだつたら、これもいまあなたのお話にございましたように、所得税は大幅に減税する、財源をどこに見つけるか。今日の法人税なり、それから租税特別措置の中にもずいぶん税調でも取り上げられておる問題があるわけですよ。こういうものについては全然手を触れようとせずに付加価値税の問題を出されるから、国民は、またか、こんちくしょう、こういう気持ちになるのです。それが私は今日世上に起こつておる税の制度なり、税の不公平に対する不満の元凶だと思ひます。ですから、いまの点について、今日現存しておる税制に対してそこに大幅な改革を加えて、付加価値税といふ冠をかぶされたままの問題はやめる、こういう立場を総合的な検討の中でなさるというのなら、国民はあなたの決断と実行に拍手を送るかもしれせんよ。そこをひ

とつはつきりしていただきたいのです。

○田中内閣総理大臣 減税は必要である、逐年減税を行なうてまいりたいという基本の上に立つて申し上げますが、その場合、財源捻出のために法人税や特別措置等に対して手をつけたいと言ひんじやありません。法人税に対しても当然対象にしなければならぬと思つておられますし、先ほどから述べましたとおり、特別措置というののに対してはメスを入れなければならぬということを考へております。

ただ、そういう問題とあわせて相当大幅な減税を行なうといふときに、他に何か財源を求めなければならぬといふときには、やはり新税といふものも不可避の問題として考えなきゃならぬ。ただそのときでも、どうも日本人に理解しにくい付加価値税という、体系的な整った付加価値税、いわゆる取引高税といふようなものを採用するに慎重でなければならぬ。ですから、単年度に幾ら減税をするから付加価値税を採用しようといふような考えは持つておりません。明確にいたしておきます。これはもう国民の理解があつて、そうして現在の直接税と間接税のウェイトを変えなければいかぬ、しかもそのときであつても、日用品等、いわゆる課税最低限で、千円以下のものにはかけないとか、二千円以下のものにはかけないとかいふ、そういういろいろな問題が出てくると思ふのです。そういう問題を勉強して、いかにすべきなのであつて、これは当面する問題を解決するための手段として付加価値税が採用されることは、ただいま考えないでけっこうだ。慎重に勉強しているというだけであつて、これはそういう心配はありませんから、いまから付加価値税反対などといふことをひととお取上げにならないようにぜひお願いいたします。

○山田(社)委員 わかりました。
それでは、現在あります税制については、法人税なり、特別措置なり、あるいは税調でもしばしば指摘を受けております医師の必要経費七二%、行き過ぎだとも言つてゐる問題ですが、こうした

一つの問題についても検討を加えて適正な公平措置をとつていきたいという立場と、それから付加価値税として国民が誤解をしたこの問題ですけれども、大衆課税になるような新税は絶対やらない、こういういまのお話でございましたが、この二点を一応私もいたしましてこの問題について終わりたいと思ひますが、よろしくございませう。

○田中内閣総理大臣 大衆課税というのは、日用品とか生活用品とかといふことでございまして、これは大衆から納めてもらうことであることは間違ひないのです。他の間接税でも、消費税とか、そういう範疇を越えてほんとうに生活必需品までかかるような税は、これは理解が得られないし、そういうことは絶対考へておりませんといふことでありますから、これはその意味ではガソリン税もトーン税もみんな大衆課税であるといふ考え方で、それもやめろ、こういう御議論ではないと私も理解いたしておりますが、それは理解を得られないようなものでなければ、特に新税には慎重であるといふことだけは御理解をいただきたいと思ひます。特に物価が上がるようなときに流通税といふのはむずかしいのです。いやしくも流通税とかそういうものは、物価が安定もしくは下降傾向な状態の場合には新税が容認されても、こういうような状態においては、とても勉強しております、検討しておりますとさへも言うことに慎重さをもつてお答えしておるわけでございますから、政府の考えは御理解いただけたと思ひます。

○山田(社)委員 総理がおっしゃつておられますように、いわゆる国民が誤解を受けたといわれるような付加価値税を行なわれまうといひますならば、物価の上昇といふものは火に油を注ぐような結果になることは間違ひありませんし、それから一番私たちが心配をいたします負担能力のない者、こういうものにまでおしなべてかけられるわけでございますから、こういうたいへんな悪い税制、そういう非常に大きな収奪の税制といふのはおやりにならないといふことなので、私は安心を

いたしておりますけれども、どうかそういう国民が誤解を受けるような言動だけは総理も主管大臣も慎んでいただいて、ああいう新聞記事が載らないように私は配慮いただきたいと思ひます。

それから、時間があるまいのでこれで終わりますが、いまの総理の御発言の中にも、全納税者は三千二百九十七万人である、これは既存の税務職員でたいへんだといふお話がございましたが、これは三千二百九十七万人の全納税者のうち、給与所得税を納める給与所得者といふのはどれくらいあるかといへば、昭和四十七年で二千九百二十一人、全納税者の八八%。あなたは、税といふのは申告が原則である、申告制が原則であるといふ。ところが、申告制で税を納めておる者はわずかに一二%、あとの八八%は源泉徴収によつて徴税をされておる。私は、税の基本的觀念がたいへんゆがめられてきた世代である、こういう感じがいたしてなりません。時間がありませんから、多くのこの問題に触れられませんが、いまでも、このようにして源泉徴収といふものが、いまの税法の中では、このことを納税者に義務づけた強制力のある法律はどこをさがしても見当たらない。事業を行なう責任者に徴収義務を負わしておりますけれども、それだけでございます。この問題については、いまの勤労者の不満の中には、だからおれたちは必要経費が認められないのだ、こみずからが必要経費を申告ができないのだ、こういう不満が多く出てきております。こういうものに対して総理はどのようにお考へになつておるのか。

それからもう一点、二千九百二十一人もこの給与所得者の納税者がいる。これは最近の物価上昇に照らして名目所得が年々上がつてまいります。この名目所得が上がりまうと、学校を卒業した者の初任給も上がつてまいります。だから、昨今の状況では、高等学校に行きたくても貧しくて行けない、そして中学校を出たまま町の工場に

働きに出ていく、この中学卒の十四歳の子供の初任給から税金がかかつていますよ。それが異常に納税人口をふやしてきているわけです。私は、ここらあたりに政治の配慮、政治のうまみ、こういうものを感ぜ取することはできないわけです。しかも、この小さな子供たちは、それによつて与えられる賃金によつて十分の生活をしておるかといへば、そうじゃない。たいへん苦しいわけです。ところが、高校に行つておる者、働きながら高等学校に夜学に行ける者、これは勤労学生控除を受けます。しかし、小さな中小企業に働いてゐる中学校を卒業した子供たちは、夜学に行く時間も許されない。こういう人たちは何の控除も持たない。こういうことでは、税制のあるべき正しい姿とは言えないのじゃないか。

きのうもここで話をしたのでありますが、この際、総理、ひとつ思ひ切つてこうした未成年者には未成年者控除といふものを一項起こして人的控除の中に加えていただいて、いまの人的控除の中にございませう、基礎控除、配偶者控除、扶養控除でございませう、これに一項未成年者控除といふものを生かして措置をしていただくことにならぬだろうか。しかも、これにはある意味では科学的な根拠がございませう。今度通つていきました相続税法の問題、これは未成年者は二万円の税額控除がございませう。この二万円の税額控除を所得に引き直しますと、二十万四千円でございます。二十万四千円を限度に未成年者控除をしてあげるといふことは、私は科学的にも正しい姿だと思ひます。人的控除の中にこういう未成年者控除を加えてやつて、若い子供たちが未来に希望を持つて働き続けていける、そういう条件を税制の中にも与えてあげる、こういう配慮といふものをひとつ総理いかがでございませう。

○田中内閣総理大臣 未成年者の中で、特に給与所得者についての御発言でございませうが、資産所得に対してこれはもう課税の対象になることは、未成年者であらうと成人であらうと区別はないわけでございますが、給与所得、勤労所得といふもの

に対して課税対象になるということに對して、何らかの特例措置を設けられないかという御発言でございますが、これはそういう考え方も一つあると思います。

それからもう一つは、課税最低限が引き上がったければ、当然未成年者というものの、このごろ初任給も非常に高くなっておりますが、しかし自動的にはずれていくということになるわけでございます。

ですから、やはり未成年者がゆえにということでは、政策の上では理解が得られると思うのです。まあ修学しておる者に対する控除とか、いろいろなめんどうな税をやるよりも、なるべく基礎控除というようないま議論がありますが、基礎控除も、自分がどのくらい基礎控除を受けておるか分からないのです。いまの税法を、これは私は十年前に、税法は納税者にわかるようにひとつ書き改めてくれということ、その後税法は相当わかりやすくなったわけでございますが、それでもいろいろな控除やいろいろな制度がありますので、大蔵省の出身者で、今度三月十五日に納めたときに、自分で書いたのかといえは、大体そうじゃない、だれかに書いてもらっておるようでございます。わかりやすい、わからないから非常に不満があるのです。そういう意味で、基礎控除というものも一定限度設けるということも一つの考えではないか。それで自分が納税者である場合には、こういうことでもって自分で計算できるのだというようなものが一番望ましい。そうすれば税に対する不満というものは少なくなると思うのです。

いまの未成年者に対してはやはり課税最低限を上げていく。私はいま研究をしておりますので、十万円上がれば二千三百億の財源を必要とするというのですが、ただいままでもいまの未成年者の問題が——いま独身者で税を納めておる人が約四十四万人おります。この中で未成年者が一体幾ら納めているのか。どの程度のものが——きつと徴税

質に合わないようなもので、これは源泉徴収をやっているの徴税が確実に行なわれるというところで、申告納税をやった全然把握できない、徴税できないという種のものもあると思うのです。そういうものに対する課税最低限がどれまで上がって、給与が一五%、一〇%と相当上がっていった場合でも、未成年者が課税最低限以内におさまるためにはどれだけ減税すればいいのかというふうなものを——これはいまの問題じゃありません。これは四十九年度以降の問題としていろいろな角度から専門家に検討してもらって、試算してもらっておるという状態でございまして、どういふ制度を採用することがいいのか。きのう新聞を見ましたら、税調会長は、未成年者には課税しないことが望ましいということを述べられたように書いてありますが、私もあした同じところへ出るのだから、後退したようなことを述べたいかぬなと思ひながら参つたわけでございまして、これはひとつ研究課題として勉強させていただきたい、こう思います。

○山田(耻)委員 まあ何となく逃げられたような気もしますが、それは私が申し上げました事柄といふのは、税調会長もそこで答えておりましたけれども、私は、やはり国民のいわゆる弱者をしつかりいたわつていく、そうして日本の未来を建設をしていく中で、一本筋の通った、ヒューマニズムだと思ふわけです。ただそれがあなたのおっしゃる政治的な問題であつて、税制の上ではいづれかということ、課税最低限の引き上げから検討していくとおっしゃっていますけれども、いづれにしても、やるという立場に立つて、基礎控除を新設をするのか、それとも課税最低限を引き上げるのか。やるという立場に立つてその方法を技術的に研究しておるのだ、こういうふうなひとつお答えいただけるか、あなたの決断と実行が生きてくるわけですが、いかがです。

○田中内閣総理大臣 大蔵大臣や主税局長だけでなく、税調会長というの減税にはかむわけでございます。ですから、税調会長がきのう言わ

れたことは私まだよく内容を承知しておりませんが、きょうの発言でもございまして、税調の御意見も十分しんしゃくいたしまして、勉強を続けさせていただきます、こうひとつ御理解を願いたい。

○山田(耻)委員 時間がありませんから、最後にもう一つだけ伺ひしておきますが、実は年少者に類した問題、似ておりますけれどもちょっとタイプが違いますが、身体障害者。いまは名目所得がふえてまいりましたから、身体障害者が、いわゆる社会復帰をしたい、やはり人並みの生き方をしたいということで、コロニーとか方々の施設で一生懸命にがんばつておるわけです。そこで事業も行なつています。ところが、最近の傾向では、名目所得がふえてきておまして、いわゆるこの身体障害者にも税金がかかるわけです。しかもその身体障害者は、税金がかかるほどの所得がございまして、たとえば五十万の年収をこえていきますと、特別障害者手当の年金の十六万ですから、これも没になつていく。そうして厚生省のほうで支給しております身体障害者手当の五千円なり七千五百円も没になる。身体障害者として何らの恩典も受けないわけです。全く普通人と同じです。そういう状態が最近起こつてまいっております。私たちが、税金を納めると同時に、納めた税金がどう使われていくか、いわゆる再配分の形の中で適確に行なわれているか、そういうこともやはり納税者としては意を用いなくてはならぬ事柄なんです。

ところが、身体障害者の皆さんは、車いすに乗つてみたつて、通る道路もない。いまの歩道から車道にのりかへるためには三センチぐらいの段差がついておられます。それは車いすは転落いたします。県庁にいろいろお願いに行こうとしても、県庁に行けば、段差があり、車いすののぼれるようなところは少しもございません。たとえば、若干でも社会的に旅行をしたいと思つてみて、旅行しようと思つれば、駅の改札口を通る広さがすでに車いすの幅であけてございませぬ。跨線橋を渡ろうとすれば、みんな段差です。この人たちは、完

全に人並みの税金を納めながら、社会生活からは隔絶をされておるわけですから、これに税金をかけておるといふのは、私は、税制だから、所得があればかけるぞということだけでは、非情だと思ふわけです。

だから、いまの未成年者の所得控除と同じように、こういう身体障害者に対しては、やはり特別控除を措置してあげることが一つ、しかし将来的には、その人たちの社会人並みに生き続けていくとする気風を高く評価してあげて、その人たちが旅行をするいろいろな便宜、あるいは地方自治体、県庁に行く場合の措置、あるいは駅から汽車に乗る場合の諸設備の配置、こういうものをしてあげてこそ、私は、その人たちが社会人として納めた税金に対する還付だと思ふわけです。いまの世相の中では、こうした年少者とか身障者とか、ごくわずかの人の対して思いやりのある税制なり政治をすることが、いまの世の中にどれだけ活力を与えるかわからないわけです。そういう意味からも、この身障者の課税についてはひとつ格段の配慮を願いたいし、また、この人々の社会復帰への諸設備についても十分な御配慮をいただきたい。このことは、総理、決して私は無理を言っているわけではないので、いかがでございませう。

○田中内閣総理大臣 身体障害者に対する勤労控除は、障害者や寡婦、高齢者、勤労学生等に対して、十二万円から一万円上げて十三万円に上げるということではいまお願いしてあるのでございまして、しかし、いま御指摘になられましたように、身体障害者が働かないということであれば、これは社会保障の対象として支出をしなければならぬわけでありまして、これは働いてもらえたいというところであれば、自分の勤労によつてみずからの生計を立てようというふうな人たちに對して手厚い処置をするということは、これは望ましいことであると思ひます。そういう意味で、ことは十二万円から十三万円ということではございまして、このような制度をこれからの税制の中へ組み

込んでやうていくという方向が維持される限りにおいて、やはりそのような事情を特別にしゃくしながら身体障害者の勤務に報いる、これは当然考えていくべき問題だと思っております。

○山田(趾)委員 終わります。

○鴨田委員長 武藤山治君。

○武藤(山)委員 田中総理はいま日本一の権力者でございます。世界の全体の中では四番目ぐらいの権力を握った座に就いている総理大臣であります。したがって、あなたがこれをやろうと決断をすればたいへんのことではある地位と力を持つ、日本における最高の人であります。そういう角度から私はあなたの決断をお尋ねし、いかに実行するかということ、これから大きな問題点だけ——時間が限られておりますから、あまり詳細を質問する時間がございません。

去年、田中さんが総理になるころ、一兆円の減税をするぞ、一兆円減税ということがかなりにぎやかに報道されたわけでありました。そのときに、なぜそういうことを言っているのかと私なりに推測をしました。その結果、昭和三十二年の一千億円の減税の際に、国の一般会計予算は一兆円でありました。一兆円の予算で一千億円の減税ということは、本年の同じベースで考えると、十四兆の予算のうち一兆四千億円の減税に匹敵する減税が三十二年に行なわれたわけですから、でありますから、一兆円の減税は夢ではない。なるほど、庶民宰相、大衆の味方田中角榮ならあるいはやるかもしれない、こう実は期待をいたしたのであります。なぜ一兆円減税ができなかったのか、その根拠、理由は一体、あなたがやろうと思えばできると私は推測をしていたのであります。どういふ阻害要因があるのですか。

○田中内閣総理大臣 一兆円というのは、どこかで一兆円になつちまつたのです。これは質問の過程において倍になつたのです。私が総裁選に立候補するときから、五千億減税というのがちゃんと出ております。ですから、私たちが五千億と言ふときと倍くらいに評価されるのかもしれないと

が、いずれにしても、それは一兆円、一兆円とよく出ておまして、どこかの記事にも、一兆円減税はいずれこか、こういうことでございまして、これは書いた人の希望的観測がいられなかったもので、そういうことになったのだらうと思ひますが、私は、一兆円減税ではなく、五千億減税ということとを明確に述べております。これは文書になつて活字になつておりますから、間違ひはありません。しかも、どこかの演説の何かで一兆円減税をやりたいということも述べてはおりませんで、五千億減税と言つたら、これは平年度五千億とか、中央、地方を通じて五千億とか、いろいろな議論がございまして、五千億と言つたのだから、できれば国税だけで初年度五千億にならなかつたかというふうな気持ちは、いまにして思へばそういう気持ちはしますが、いままで私は、大蔵大臣のとき述べましても、みんな平年度五千億、国、地方を入れて五千億、こういう観念でございまして、途中で変節をしたわけではございませんので、どうぞひとつその間の事情は御理解のほどをお願いいたします。

○武藤(山)委員 それは過大広告ではなかつたといふことの弁解は一応了解いたしますが、時間がないので、とにかく次に進みますが、大臣も御存じのように、納税人口が急激に増大をして、四十六年と四十七年の増加の人数は、源泉所得関係で二百五十七万人、四十六年の増加納税人口は百八十三万人、四十五年が二百八十六万人、四十四年が三百四十八万人の納税人口、これは給与所得だけです。事業所得のほうは、四十七年は前年と同じ二万人、四十六年二万人、事業所得のほうはそう伸びておらない。すなわち、給与所得者だけが二百五十七万人、百八十三万人、二百万人以上ずつ年々納税人口がふえていく。これはすなわちいまのインフレーションされる諸物価や賃金の上昇、名目所得の上昇、もちろんそういう原因があるけれども、そういう社会環境情勢に対応して政策を立てなければいかぬと思うのであります。でありますから、このように急激に納税人口

がふえるような仕組みというのは、どこかやはり手直ししなければならぬ。先ほど総理は、ときどき時期を見て手直しをする、逐年改善をしていく、そういう考え方を披瀝されたもので、ぜひこういう納税人口の急上昇というものをこの際どこかでチェックする、そういうことを思い切つてやるべきではないか。特に、日本の課税最低限は世界と比較して遜色ないで、アメリカ以外の先進国に追いついたで、こう総理はおっしゃつて、たいてい抽象的な、これからの減税姿勢については消極的な態度のように受け取りました。諸外国の初任給と日本の初任給をちょっと比較してみますと、高校男子卒業生で、日本は一九七〇年が三万四千九百円、七倍以上であります。イギリスが十萬八千円、三倍以上であります。西ドイツが十萬三千五百七十円で、これもまた三倍。フランスが二・五倍の初任給であります。そういう手取り自体が、日本の労働者は先進諸国と比較して低いのであります。そういう点から見ると、可処分所得といふものが日本の労働者は少ないのでありますから、まだまだ減税をしなければ、先進国のこれらの人たちに生活水準が追いつくといふことには相ならぬ。

そこで、いま山田議員が何とか総理にいい答弁を要求をいたしましたのであります。未成年者の減税について何か特別な配慮をしなければならぬ、こういう事実から見ると。特にあなたのほうの幹事長である橋本さんは、この間、文書によつて大蔵大臣に要望したということが新聞に出ております。勤労者に対して三〇%の必要経費を認めよと、こういう提言を大蔵大臣に文書をもつて与党の幹事長が提起をしたということが新聞に報道されております。おそらく、これらは、今日膨大に給与所得者の納税人口がふえている、あるいは初任給が諸外国と比較してまだ日本は低い、そういう理由から橋本提言になつたのだらうと思ふのであります。

いへん苦勞なすつた方でありまして。十四、五歳のときに土木事務所の給仕をやつたと、あなたの履歴書に書いてある。私も十四歳のときに税務署の給仕になりました。下積み生活の中から、世の中の差別と不公平といふものを痛む立場から、私はこういう不公平と差別といふものがなくなる世の中をつくりたい。特にそのためには、いまの税法といふものの中にそういう不公平と格差がいっぱいある。それを直せる総理大臣、これは私は田中さんしかないと思ふのです。官僚出身の、役所の机上でつくろふような頭では、これらの未成年者や若年労働者に対する思い切つた、ヒューマンズムのにじみ出る政策は生まれてこないように私は思ふのであります。いまはそのチャンスだ。全国の若い労働者は田中さんに大きな期待をかけていると思ふのです。この際、思い切つて、若年労働者の税金は国税としては取らない、そのくらい思い切つた施策を来年度は実現してみよう、私はぜひふん切つてもらいたい。税調の会長東畑さんは、ぜひ未成年者に税金をかけないようにしたいと言つておられるのです。しかしながら、それは私も税調ではどうにもならない、政治の権力を握る国会の皆さんがきめてくれなければしょうがないと言つておられるのです。

したがって、田中さん、明年度税調に対する諮問案の中に、未成年者に対する課税を軽減するための検討を命じますか。税調に対して、諮問案の中にその項目を入れるかどうか、ひとつ総理の決断をぜひ聞かしてください。

○田中内閣総理大臣 あなたの熱意のこもつた御発言の趣旨、十分に理解をいたします。

確かに、四十六年二千八百七十五万人、四十七年三千百六十六万人、四十八年三千二百九十七万人、こういうふうにふえておまして、先ほど述べましたように、徴税職員は五万二千人でやつておるわけでございますから、徴税事務の上からいっても、これがあまりふえてはもう徴税が困難になるということでございます。また徴税の非効率の面もございまして。そういう意味で逐年減税を

やっておるといふことは、先ほども述べたとおりでございます。

ただ、いろいろな項目別でその減税を行なうという事になって、さなきだにむずかしい税制がもつとむずかしくなつて、自分がどういふ減税を受けておるのかもわからないやうなことで困るので、だから先ほども、わかりやすい税制、自分が国家の恩典を受けている場合にはこのようにして受けているのだというくらいなものを一体どうすればいいのかということ、いま勉強を続けてもらつておられます。十二月になつてから税制改正をきめるのではなく、絶えず、四十八年度税制の御審議を願つておる間からでも、皆さんの御発言を参考にしながら、十分しんしゃくしながら、ひとつ来年度は、時間がなかつたというやうなことのないうちに勉強しようということで、主税局等でも勉強をまとめておるわけでございます。

それで、とにかく橋本案というのは、私が橋本幹事長などめし食へながら話をした中で、いろいろなことを党側も検討しなさいということと述べたことが新聞に漏れたわけでございます。これは、いまの税率を二分の一にすればどうかというやうな見方もあるわけですが、そうすると、財源としては一兆九千億必要である。三〇％一律控除ということ全部認める、自分は少なくとも三〇％の控除があるということになれば、四千三百億の財源があれば一応数字的には可能であるということになります。これは現在、零細所得者で、各種の控除を合計すると三五％ぐらいの者もあるわけですが、それが一律三〇％になれば五％損をするということになりますから、それすれば、ある程度いまだより以上にせういふところも見なければいけないということでもつて、現在三五％以上の控除を受けておる低所得者もありますので、そういうものを合理的に調整してまいります、この四千三百億円が五千億ないし六千億の財源を必要とするということになるわけですが、それから課税最低限を引き上げるには、先ほど申し上げたとおり、十万円を上げると二千三百億かかる。こ

ういろいろな角度から勉強をしまして、最も合理的な税制改正というものはどうあるべきかというのをいまから勉強しているわけですが、

ですから、いままでいろいろ御提言がございましたが、いま決断と実行をもつて直ちにここで述べるということは、これは税調とも御相談をしなければならぬわけでございますから、だから、そういう意味でこれから、どちらがいいのかというやうな問題比較をしまして、御納得のいくやうな税制をつくるために十分の勉強をまいりたい、こう思います。

○武藤(山)委員　いま総理、参考のためにちよつと数字を申し上げますと、中学卒の現在の未成年者、しかも就職をしていない人です、十四歳から大体二十歳まで、百十万人。それから高校卒が約百四十万人、十八歳から二十歳まで。したがつて、二百五十万人の未成年労働者がいるわけですが、片方は親から金をもらつてぬくぬくと大学へ行つておるわけですね。その大学へぬくぬくと行ける階層は国家の補助金をもらつて——私立学校にも国家資金は補助金でいく、官立の大学にも補助金はいく。同じ人間でありながら、大学へやうしてもらえる青年は国家の恩恵の補助金をもらひ、片方はわずかな収入に税金をかける。これは田中内閣のときにはこれを直さずば、当分の間この問題については手をかけられる総理は出ないと思ふのであります。いま、田中さん、中学を卒業して初任給がすでに課税される。平年度で四十五万一千円から税金がかかるのです。独身で四十五万一千円、平年度ベースで。そうしますと、これを十二月の月給、三月の賞与に計算すると、一月月わずから三万円です。一月月三万円しかとらない中学卒の十五や十六の少年に国税がかかる。むごいじゃないですか。収奪ということばに当たるのじゃないですか。この辺を総理で、定額控除でもつて引くようにするか、定率控除でいいか、それとも若年労働者の基礎控除という方法を考えるか、あなたのすぐれた勘と能力によるなら、私はこんな方法は必ず簡単に編み出せると思ふのであります。税調に向かつてこの三つの案のうち、諸君一番いいと思ふものはどれだ——あなたは最高の権力を持った総理として、本気でこれらの若年労働者のことを思ふなら、明年度税調に諮問を出してみよう、はつきりそのくらいの答弁はいただけると思ふのでありますが、再考願えないでしょうか。

○田中内閣総理大臣　いま四十八年度の税制改正をお願いしておるわけでございますから、四十九年度の問題までひとついいます。答弁をしるということもなかなか無理でございますが、あなたの御発言の趣旨は十分理解いたしました。そういう問題に対しては真剣な検討と配慮を続けたい、こう思います。

○武藤(山)委員　うそを言わない総理大臣でありますから、誠意をもつて検討し、実行に移すことだろうと期待をして、この問題は一応終わります。

次に、現在卸売り物価がたいへんな高騰を続けておまして、昨年一カ年間で八・五％の卸売り物価の上昇だ。経済学の原則からいふならば、卸売り物価が上がつた率の約三倍は消費者物価が上がるだろうというが従来の経済学の常識であります。まあ三倍は多いにしても、全体の数字に出てくるのは、多くの品目の全体の中からの平均でありますから、そうは上がらないにしても、五・五％でおさまらないことだけは間違いないと思ふのであります。しかも五・五というのは、いまの定期預金の金利よりも高いので、定期預金の金利は一年間五・二五でありますから、本来ならば五％をこえたら直ちに可処分所得をふやしてやるといふ意味において減税すべきだ。かつてあなた

の先輩の佐藤総理は年度内減税をやりました。本年このやうな卸売り物価の情勢や消費者物価の上昇の状況のときでありましたから、年の途中であつても、経済見通しを上回る消費者物価の上昇の際には、思い切つて所得税減税を断行する、こういう御意思は持てませんか。

○田中内閣総理大臣　理論的な問題もござい

から申し上げますが、物価が上昇したから減税すべきであるということ、これは減税だけでもつてまかなうものでもなく、物価が上がるということになれば、その次の年の賃金協定においては当然賃金の上昇率というものは高くなるわけでございます。ですから、同じやうな問題として、定期預金の金利、特に郵便貯金の金利などというものも、物価が上がつたらスライドすべきではないか。これは今年度物価スライドというのに対して考えたのは、年金に対して物価スライド制を採用したわけであつて、これは画期的であるというのにはそこにあるわけですが、他のものはすべて単年度において処理できるものではないわけであり

す。だから、そういう意味で、前年度に物価が上がつた場合、減税をどうしなければならぬかという問題は、これは調整減税といわれるやうに、減税を考へるときにはいつでもしんしゃくするわけでございますが、年度内に減税をしなければならぬ、これは年度を通じてみないとなかなか年度間の物価の上昇率というものわかりませんし、そういう意味で、年度内減税で対処すべきだというふうに断ずることではできないと思ふのです。だから、これはいまの減税案を御審議いただいておりますわけでありまして、四十九年度の減税や何かを考へるときには、やはり物価の上昇その他に対しては当然しんしゃくすべき問題ではあらうというこ

を申し上げるわけでありす。

○武藤(山)委員　大蔵大臣は予算委員会、年度内に物価がどういふ状況の場合には年度内減税をやりますと、はつきり答へておるのです。議事録にもあります。新聞にも出ております。それは総理大臣、やはり大蔵大臣の考え方は追認してやる、それは追認せぬ、どういふふうに理解したらいひでしょうか。

○田中内閣総理大臣　大蔵大臣がどのような御審議の過程においてどのような発言をしたか、よく私も承知いたしております。おりませんが、減税とか、その他の問題、予算の編成等において

は、これは法律上も大蔵大臣が非常に大きな力を持つておりますから、大蔵大臣いま出張中でございますが、ひとつ帰りましてらよくその真偽をただしてみたいと、こう思います。それは大蔵大臣が技術的にもでき、なす意思があるときに、私がそれをとめるというような立場にないということ、これはもう長いことこの委員会の委員であります武藤さんもよく御承知のことだと思ひます。いずれにしても、いまこの席にすわつて、一々その内容をつまびらかにしない段階において、追認をするとか何かではなく、もう少し御猶予のほどをお願いいたします。

○武藤(山)委員 限られた時間でありましてから次に進みますが、総理も御承知のように、西ドイツはいま経済がたいへん過熱をしやうだ、景気が急テンポの上昇をしつづける、さらに、外貨準備が日本と同様にたいへんウナギ登りにふえちゃつた。そこでドイツの社会民主党政権は、ブランド政権は、この際、企業と高額所得者、こういうところからひとつ特別に税金を取らう、そして物価の安定をはかる、そういう適宜適切に景気の動向に対応する財政措置というものを考える。私はなかなかすばらしいと思ひます。政治力があるなと思ひます。

日本の財政金融政策というのは、ほとんど後手後手に回つておつて、経済が常に先行してしまつてからどろろな方式に場当たり的な政策を充てる。こういう点と比較すると、ドイツのいまやんとしているこの付加税方式というものは、私は、なかなか時宜に即したりつばな政策手段だと思つて感心をいたしておるのであります。特に西ドイツは、高額所得者は、独身者の場合は年所得一千万以上、既婚者の場合は二千万以上の所得ある者から、その所得税の一〇%を付加税として取り立てる、大法人の法人税に対しても同様一〇%の付加税を取らう、これらの金は景気の動向や物価の情勢をにらみ合せて凍結をする、総花式にこれは支出に使わない、そういう財政の景気調整機能をもたせようとしてゐる。

日本もいまや大企業が国民の非難的になつていまして。商社は、買い占めをやる、売り惜しみをやる、値段はどんどんつり上げてしまふ、株への投資をやつて株を過熱する、土地はどんどん買ひあさつて地価は上げる。まさに日本の今日のこれらの現象の犯人は大企業、大資本だといふ国民の怨嗟の非難を受けてゐるわけでありまして。田中総理もそれを何とかチェックしようといふことで、土地政策や商品投機問題の規制法や、いろいろお考えになつてはおりますが、やはり税制面からこういう問題についてチェックをするような、ドイツの財政当局のような思い切つた政策手段といふものを行使すべきではないだろうか、こう思ひます。これら、いまドイツがとうとうとしてゐるような、高額所得者や大資本から一〇%の付加税を取る、そういうような手段といふものをとるほうがいゝのではなからうかといふ考へ方は持ちませんが、どうでしょう。

○田中内閣総理大臣 ドイツが共同変動相場制に移行せざるを得ないという前段の段階においていろいろな手段を講じたことは、私も承知をしておりますが、これは西ドイツと日本とはまだ状態が違ふといふことをひとつお考えいただきたいと思ひます。いままでは確かに日本も消費者物価は逐年上がつてはまいりましたが、十年間の平均を見ても、西ドイツとは比べものにならないほど安定しておつたわけでありまして。しかも同時に、卸売り物価は横ばいを続けてまいつたわけでございます。去年の暮れから、下期から卸売り物価が非常に高騰してきて、先ほど御指摘がございましたように消費者物価にいずれの日にか還元をするとき、そういうことのないように御指導でございますが、おるわけでございます。

そういう意味で、西ドイツがいま考へてゐるようなドラスティックな手を日本が打たなくとも、私は、日本がまだやらなければならぬ手段、やつてしまふべき政策は残つておる、十分あるといふふうにいま考へております。西ドイツはもう

すでにこの十年來マルクの四回の切り上げをやつておるわけでありまして、あれだけの大きなドルを抱きながら共同フロートに踏み切らざるを得ないといふような特殊な要因がございます。日本のように為替管理が完へきでもありません。それはヨーロッパの持つ一つの特性であります。特にユーロダラー等いろいろな問題があつて、日本がドイツと直ちに同じレベルで比較をされなければならぬといふことはないので。まあ日本はドイツのようなドラスティックな手段に訴へる前に、端的に述べれば、金融の引き締めを行なう。あな

たも長いこと大蔵委員会にずっと籍を置かれておりますが、難金融機関といわれるような金融機関、それから系統資金といわれるような分野が非常に大きくなつております。農協資金も十兆円に、いままでは金融政策のらち外にあつたといわれるような状態でございます。私は大蔵大臣在職中に初めて難金融機関に対して、国債——あの当時は国債がありませんでしたから、政保債の一〇%の引き受けといふことを求めたわけでございますが、その後顕著な引き締めの対象になつておらんかったわけですね。きよう初めて、難金融機関に協力せしめよう、これはまあ中小企業や零細企業といふものを対象にしてその例が及ばないやうにという配慮のもとになされてきた処置であります。これは必要な抑制をはかつて、それで必要なところにその金を流す以外にないといふことできようの記事になつたのだと思ひます。私はまだ大蔵省から説明を受けておりませんが、そういう手段が残されておるわけでありまして。日銀のシエが三〇%を割つておるといふ現状において、そういう日銀からはみ出しておるような金融機関に対する調整権もまだ残つておりますから、まだまだ西ドイツがやるよりもつとやる手はある、こういうことでありまして、どうも一千万以上

の所得者から全部一〇%の税を取る、そういうしな

ければ物価問題に対処できないといふような状態ではないし、もつとやるなら諸般の手續は十分存在する、こういうことでひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○武藤(山)委員 日本の当局者は、いつも、まだその段階でないとか、まだほかにあるとか言つてゐる間に経済がどんどん先行しちやつて、どうにもならぬ病氣になつてから、さあどうしようかといふのが、いまの商品投機の問題であり、土地投機の問題であり、株の証券界の状況であつたわけでありまして。だから、そこまで行かぬうちに、やはり財政主導型の経済といわれるこれからの時代だ、このあなたがつくつた経済社会基本計画の中、この計画の中に財政の占める役割りといふものはきちつと書いてあります。それから、これからの新しい時代は財政はそういう点を常に適切に先取り先取りをしていかなければいけないのだといふ意味が書いてある。そこで、国民の目から見ると、金融引き締めをや、窓口規制をや、公定歩合を引き上げる、そうすると住宅ローンを借りる金が狭まる、われわれ庶民の住宅を建てる金を銀行が貸さなくなるのじゃないか、中小企業はどうなるのだらうといふ不安がかなり出てくる。もちろんそれは、最もオーソドックスな方法は、金融手段によつて景気の動向を常に勘案して政策を立てること、それが最もオーソドックスな方式であります。しかし、現在ではそれだけでは解決できない過剰流動性の問題が企業内にはある。過剰流動性は、総理大臣、銀行の資金量だけではないと思ひます。どうチェックするか、吸ひ上げるか、それも両々相まつて考へてもらはないと、いまのような大企業に対する国民からの批判、特に自由民主党が大企業本位の政策をとり、大資本をかばつてゐるのだという印象はぬぐい去らないのであります。したがつて、われわれはここで、そういう一定規模以上の大企業から、こういうときにこそ付加税を取るべきではないか、これが当然財政当局として打つべき一つの政策手段ではないか、こういう提

上

言をいたしておるわけでありませう。

しかし総理は、その時期ではない、まだまだ日本の経済はドイツほど過熱しておらぬ、物価問題もそれほど心配はないという楽観論でありますから、それはさておいて、おそらく田中総理のお母さんは、新潟で週刊誌や新聞を読みながら、もうちょっと慎重にやらぬと困るぞと、小僧とは言わぬでしょうが、週刊誌によると、だいたい総理を心配して日夜お母さんが電話で注意をしているような話でございますが、あまり楽観論でいくとお母さんが心配をするのじゃないかと私は思うのであります。ぜひひとつその辺は経済のかじとりを誤らないように、早いうちに手を打つようにすべきではないかと思つております。

そこで、大資本の今日の状況の中で、私は、大資本がこの数年の間にため込んだ土地資産、これはいかんなものであると思ふ。また、地価がどんどん暴騰したために、土地資産の倍率というものは、昭和三十年と今日の四十七年の間の、簿価と現実の価格との開きは八〇・四倍だといふのであります。したがって、この辺で、幾ら資本主義は自由競争であり、強い者勝ちであり、競争原理により、勝つ者が大きくなり、負ける者はくたばるといふ資本主義の原則であるとしても、やはり一定の資本以上、そういうものに對しては、この際、これらの土地を再評価して、再評価税を付けて税金で取り上げるべきである、これが過剰流動性を吸い上げる一つの手段にもなる。ぜひ私は、國民が期待をする、こういう大資本のため込んだ資産というものについてこの辺で一回洗い直す、富裕税に似たようなものになるかもしれないませんが、再評価税をかける、こういうお考え方はいかがでしょうか。

○田中内閣総理大臣 再評価税とか富裕税とか、それから財産税というものは、これは一ぺんきりのものでございまして、國家の非常のときになすべきことであつて、これは前にも、戦後、財産税が徴収されたわけでありませう。そういう意味で、いまの段階において、私は富裕税とか再評価税と

いうものは直ちに実行すべきものでないといふ考へ方に立つておるのです。大資本とか商社とか、いろいろな御指摘がございましたが、その過剰流動性の問題に對しては必ずしも完べきものではないかと思ひます。それはやはり初めて受ける平価調整というものの影響をさだかにつかむことができなかったというのが第一の前提でございまして、中小零細企業にしが寄つてはならないといふことで、まず中小企業や零細企業の状態を見なければならぬといふことが前提になつておりましたから、公定歩合を引き下げる、それから政府は補正予算を組む、財投の追加を行なう等、諸般の対策を行なつたわけであつて、その結果、一六%以上という、史上初めてだと思ふような平価調整が行なわれた結果は、比較的スムーズな經濟情勢を維持することができたわけでございます。だから今度はそういう面による一つのマイナスイ占めが行なわれるといふような問題が起つてきたといふことで、商社別、企業別に日銀の手形の買い取りを制限をしたり、銀行に對しての融資の抑制をやつたり、それから市場における時価発行の許可をしなかつたり、これは急激に引き締めの状態に入つておるわけでございます。けさの新聞によれば、また公定歩合も引き上げられる、また第三番目の準備率の引き上げも用意しておる、こういうふうに金融當局の考え方が報じられております。

そういうことから考えると、いまもうすでに個人的土地業者は非常に困つておる。金融が逼迫して、いまとにかく買い付けたものまで払えないといふような状態にあります。企業がもう新しい土地の買ひだめをするような状態にないことは事実でございます。それで、ちょうどいま決算期でありますから、各企業別に銀行と金融機関と企業から、資金の状態、それから四十六年、四十七年兩年度にわたつて買つたものに対して報告を求めるといふような、相当ごまかいことをやつておるわけです。そういうことで企業の手元資金も相當詰

まつておるといふことは言えるのです。ただ、これは大口に土地を売つたりしたような人たちが、いわゆる一〇%の分離課税でもつて土地を売つたりしたといふような人たちの金はまだどのくらいあるのかといふような、そこまでのことを考えながら、いま政府は可能な限り企業の手元資金といふものを調査をしておるわけですから、今度五月決算で報告されるわけですから、納税期でもあります。そういう意味で、非常に急速に締まつておるといふ考え方でございまして、大企業が買つたものを吐き出さすといふところまでまだいってないかもわかりませんが、これを吐き出させるような手段をいま講じておるわけでございますが、吐き出させるといふことになる、これはものが下がるわけでありませう。そういうものもいまあわせて行なつておるわけでございますので、その意味では政府もこれは人ごとは考へておらぬのです。これでは物価が上がつたりまだ買い占めが行なわれたりしたら、その責任は何といつても政府が追及されることとございまして、といふことで、しさいな觀察を行ない、調査を行ない、施策の万全を期しておるといふことをひとつ理解していただきたい。

○武藤(山)委員 ただ、総理大臣、素朴な庶民大衆の感覚でいくと、個人の場合には、親が少々財産をためたと相続税でござりやられてしまふ。法人の場合には、何ぼ財産を持つていても、残しても相続税はないのだ。したがつて、やはり法人も實在的、法人も一つの人格として認められてゐるのだから、せめて十年に一回くらいはさういふ資産といふものを洗い直して、再評価して税金を取るべきじゃないか。そういう素朴な庶民大衆の公平論といふのはやはりあるのです。そういうものをやらすに弱肉強食をどんどん突つ張る、自由民主党そのものの土台がこれによつてだんだんくずれていくのです。國民の怨嗟の批判で。したがつて、やはり総理大臣はもうちょっとそこらを考へていかぬと、あなたは選挙に強いけれども、弱い人がいるから、そういう人はなかなかたいへんなことになるのであります。

時間がありませんからあれですが、総理、きょうも佐藤樹君の質問で、たいへん私たちはこれは改善しなければいかぬなと思ひましたのは、せつかく田中さんが新しい福祉社会、まあ福祉元年、しかも基本計画のタイトルには「活力ある福祉社会のために」、いよいよ福祉社会到来だといふ、もうまことに大きいキャッチフレーズを全国にばらまいたわけでありませう。これは野党も全部そつであります。ところが、恩給や年金をもらふ年寄りですね、普通五十五歳でもらう人、六十歳でもらう人、六十五歳でもらう人があります。そういうような年金や恩給が、いまの所得税法二十九条で、普通の所得として合算所得で申告しなければならぬのです。今度の改正の中には、農業年金、あれも新たに加ふる、こういうわけですが、どうですか、年金や恩給を普通の所得と同じに合算して申告をするといふようなけなことはやめさせて、やはり若いときから働いて、一定の年数になつて年金、恩給をもらへるのでありますから、せめて、その人が六十五歳になつたら年間六十万円の基本控除を認めましうなといふけななことではなくて、恩給や年金には一切所得税はかけない、ひとつそのくらいの決断と実行、どうですか。

○田中内閣総理大臣 先ほどから、人情の機微をわけて非常に説得力のある御発言、傾聴いたしておりますが、年金等に対して五万円の十二カ月、六十万円までは無税、それに六十五歳以上の年齢は八十七万円が非課税でございまして、計百四十七万円までの非課税、こういうことになつておるわけですが。しかし、年金とか、それから、これはずつとやつてまいりますと退職金という問題にもなるのです。こういうものは何と考へて非課税としたらいいじゃないかといふ考へ方は、一つの考へ方として私もあなたと同じようなことを主税局に言つてはみるのです。ただ、そういうことは、ある時期に、減税も行なわれ、國民所得も増

大し、国民総生産も増大したある時期においては、やはりそういう制度というものが世人に了解せられるというときが私はあると思います。ただ、いまの状況におきまして、どうしても税の不公平感とか、いろいろな問題が起こつております。これは資産所得に対しても、いまあなたは、不動産の再評価を行なつてもというふうな、そういう一面があるわけです。そういう面から考えますと、全部非課税にするというには時がやはり必要である。私は、やはり営々として働いた人がその恩恵をみずから受けるということは、これは当然なことだと思ふのです。それでなければ情民政策につながりますから。

私も、そういう意味で、ものの考え方、よく理解できるのです。理解できますが、いまの状態においてはということ、今度老人を持つ家庭の課税の最低限を六百万円まで上げよう。六百万円まで上げたら全部やつたらいじやないかという議論がありました。そのときに、土地を売つたりした高額所得者までみんな非課税になるのだということはやはりよろしくない、どこかで限度を設けておくべきである、制度上も限度が必要である、こういうことで、大幅に最低限を引き上げましたが、すべてのものを除外するというわけにならなかつたわけです。

ですから、いまの御発言の趣旨、よくわかります。私自身が個人的なものの考え方としては、ほんとうに働いてきた人が、また当然社会連帯的な制度のもとで社会的恩恵を与えなければならぬ人に対して、特に失業保険とか老齢年金をもらっている人が、ちょっと働くとその分だけ控除される、こういうことは、もうやはり限度を越しているのじやないか、そういう意味で、やはりもっとそういうものの限度を大幅に上げようというところで救済すべきであると思ふのです。ただ、制度上全部非課税にするということは時期的にまだ多少早い、これは私はそういう考え方、私もあなたと同じような考え方議論しておるのです。しておるのですが、ただ、いまの制度の中

で、それで年金をもらっている人は全部はあつてしまふというわけにはいかないと思ふのです。これは恩給でも、やはり議員の恩給でも何でも、若年停止があつたり、それから所得制限がある。これはいまの制度の中で年金者だけを全部はあつてしまふ……

○武藤(山)委員 そうじやないんだ。総理、私が言っているのは、いまの、六十五歳で六十万というようにきめてあるわけですね。ところが、実際には六十歳でもらう人もあるわけですね。再就職できないからだの弱い人もあるわけですね。そういう人には基礎控除がないのです。六十五歳から六十万引けるのです。だから、それをもっと下げ、これも一つの案なんです。六十五歳にするか、六十歳にするか。これからは、六十五歳になればいま月五万円までの年金にはからないわけですから、大部分の人は救済できるわけですね。それをもっと下げなければいけません。それでなければ、福祉国家だの——年金でも、農民年金をもらへる人が、六十五歳以下の人だと総合合算で取られるのですから、直さなければいけません。思ふのです。

時期を見てというのは、田中さんが総理をやめたあとのことですか、三年間総理をやっている間にとのことですか。それはいつごろを頭に描いているのですか。

○田中内閣総理大臣 そんなにいつまでもいつまでもなどというところで政治の責任にたえられるものではないですね。そういう意味で、いいことはいつときも早くやろうというふうに考えております。

○武藤(山)委員 たいへん前向き、いいことは即刻やるというのでありますから、来年度は実現するだろうと期待をしたいと思います。最後に、時間でありまして、総理の、今回国会に提案をされている退職手当法というのが内閣委員会にいまかかっております。これは内閣提出であります。この退職手当法によりまして、今度は退職金が大幅に引き上げられます。かりに三十年

の場合に、七百十四万五千八百二十円になる。三十五年勤務は九百五十四万九千円になります。ところが、大蔵委員会にいま付託をされておる減税案では、三十年で六百万、三十五年で八百万でありまして、非課税措置よりも退職金額のほうが今度が多くなるという、逆にまたもう一回手直しをしなければならぬ事態が生まれてまいります。これについても、総理、早急にひとつ御検討をいただいて、退職金には課税しない、こういう従来の原則を、今度の引き上げになつても考えよう、こういう考え方をとっていただきたい。

もう一つは、もう最後で、これは質問しつぱなしになります。入場税の問題であります。特に演劇、音楽、スポーツ、こういうものに対しての課税はもうやめてしまふ。映画、演劇、音楽、スポーツ、体育、特に文化関係で、田中内閣は文化関係に特に思いやりがあつた、理解があつたわけですが、税額はわずか八十六億円、十四兆の国家予算の中から見るならば、まさにスズメの涙であります。この際、こういう文化、芸術、芸能関係に対する入場税を廃止するぐらいの思い切つた措置を総理に決断をしていただきたいことを強く要望して、私の質問を終わります。

○田中内閣総理大臣 退職所得につきましては、一千万円までやりたいという考え方、過程において検討したのです。いろいろ年金の問題その他との問題がありまして今年度は八百万円ということになつたわけでございます。先ほども述べたように、退職金そのものは非課税ということができないのかということさへも検討しておるのでありますから、その間の事情は以上で御了解いただきたいと思ひます。

入場税はわずか八十六億円である。これはそうですが、これは他のものとの均衡の問題があるわけですね。飲食税とかゴルフ入場税を上げよう、こういうことをごさいます。健康保持のためのゴルフというものもあるし、いろいろな問題もあつて、これは筋を通すということでございます。しかし、相当大幅な減税をして、文化人は、たいへ

ん善政である、決断と実行の結果である、こういうことですから、どうぞ御理解のほどを願ひます。

○鴨田委員長 荒木君。

○荒木(宏)委員 私は、再開国会の冒頭に総理の施政方針演説を伺いました。総理は、外に平和、内に福祉の新時代のとびらを開こう、こういうことばで施政方針演説を結ばれました。その後新しい経済計画を発表されました。そこには、活力ある福祉社会への転換、こういつたことを提唱されております。新しい時代のとびらを開く、また、新しい社会への転換、こういつた政治理念が、財政政策の中ではどのように生かされるか、そのことを、この租税三法の審議の場に総理がお見えになつた機会に伺いたい、こういうふうに思ひます。

新しい長期計画の中に若干その手がかりがあるように思ひますが、その中では、法人税につきましては、これは高いとはいえない、相応の負担が必要である、こういうことをいわれております。そして、昭和三十年に法人税率が四〇％から四十年には三七％、そして四十一年に三五％になりまして、その後四十五年に至り、三六・七五％に戻りましたけれども、いまいわれた新しい時代の動きが、今度の法人税法の改正案の中で一体どのようなあらわれてくるかと思ひましたところが、この点については全く触れられておりません。

そこで、いまの企業の実態について若干事実を申し述べてお伺いしたいと思ひますが、ちょうど落ち込みのもう一つ前でありまして昭和四十年、これは法人税率が三七％でありましたが、それと、一番新しい統計で把握できます昭和四十六年、これを比較してみますと、GNPが約二・四倍と、ずっとふえております。そしてこの売り上げに對比する利潤率が昭和四十年の二・三％から四十六年の二・四％へ、つまり、GNPがふえる、全産業の売り上げ高がふえてくる、それに応じて利潤率が増加している。これは売り上げ高対比だけではなくて、

総資本の対比でも自己資本の対比でも同じであり
ます。総資本では三・四％から三・六％へ、また
自己資本の利益率では一七・四％から実に二二・
五％へ、こういっていわゆる全産業を平均してみ
ても企業はもうけがふえているということから、
法人税率の相応の負担ということではなくて、法
人税率、基本税率の引き上げ、こういうことを新
しい時代としては言うべきではないのか、こうい
うふうに考えますので、まずその点についてお尋
ねしたいと思います。

○田中内閣総理大臣 四十八年度には、特別措置
の改廃等によって、平年度四百億円程度の増徴が
行なわれるというような措置をしたわけございま
す。それは、先ほどから述べておりますとおり、
第一回の平価調整が行なわれて、そのほとん
どの結果があらわれるのは一年ないし二年先であ
る、場合によっては三年先であるというような状
態でありまして、平価調整の結果は、中小企業や
零細企業はもちろんのことでございますが、やは
り何らかの措置を講じなければならぬのではな
いかというような立場にございましたので、その
意味で、法人税率というものに手をつけなくて、
課税所得の面で調整を行なうということにしたわ
けでございます。

もう一つは、法人税率というものが確かに低
い。暫定税率を含んでも三六・七五でございます
から、低いということはよくわかっております。
わかっておりますが、ただこれを画一、一律的な議
論でもって引き上げということを行なう前に、な
さなければならぬことがあるわけです。それは公
害問題が一つあります。それからもう一つは、社
内における企業の社会施設や福祉施設というもの
が非常に貧弱であるという問題も一つあります。
もう一つは、中小企業との関係が、法人を締め
ると、すぐ中小零細企業のサイトが延びたり、貸し付
け金の回収になったり、だから支払遅延防止法と
いうようなもの自体で一体いいのかというよう
な問題、そういうようなものも広範に考えながら法
人税率というものを考えなければいけない。

こういふような問題でことしは手をつけがた
かったわけでありまして、これは四十九年度予算
編成の過程にやはり税制改正が当然行なわれると
思いますが、これはやはり増徴の方向にあるとい
うことで御理解をいただいてけっこうだと思いま
す。これは四十九年四月三十日に暫定税率一・七
五の期限が来るわけでありまして、どうして
も、四十九年度にはこれを本税に繰り入れるのか、
そのほか一体プラス何％増徴することがいいの
かという問題が出てくるわけでありまして、四十
九年度税制改正の過程において解決をしなければ
ならない問題だ、こう考えております。

ただ端的に法人税を引き上げるといっただけでは
なくて、いろいろな解決をしなければならぬ
問題があります。自己資本比率が非常に低いと
か、それからいまの会社の安定ということと、資
本の自由化等が進められるという場合に、いわゆ
る従業員がみずから株を取得するにはどうするの
かというような面もあります。そういうような諸
般の政策とあわせて法人税率の問題を検討してま
いろうというところであります。

○荒木(宏)委員 来年はひとつその方向でやろ
う、このお話は、それはそれでわかります。た
だ、私が申し上げておきますのは、いままぐやる
べきことじゃないのでしょうか、こういうことな
のです。といいますのは、なるほど、公害その他
いろいろやらなければならぬことはこれはありま
すよ。しかし、企業は、全産業平均して見まし
て、社内の留保率がうんとふえているのですよ。
昭和四十年に比べますと、三六・一％から四十六
年には五一・一％に留保率がふえている。だから、ほ
かのこともいろいろやる力があるわけですね。
だつて、太っているのですから。しかも、国民所
得の中で占める法人留保率、これがまた三・七％
から七・二％にふえている。だから、企業の中で
見たつて率はふえているし、国民所得全体で見
たつてその率はちゃんとふえている。中でやつて
いるだけじゃないですよ。配当もふえているので
す。配当率も、御存じだと思いますが、九・四％

から一〇・九％にふえている。中でもない。全体
として見てもいい。おまけに外にもいっている。
それなら制度を変えてうんと引き上げてみたらど
うですか、私はこう言っているのじゃないです。
昭和三十年からずっと下がりつぱなわけで、これを
こういう時代だからもとへ戻したらどうですか。
来年というお話、これはけっこうでしよう。しか
し、いまのこの事実から、これはやはり戻すべき
ではないか、こういうことを申し上げているわけ
です。いかがでしよう。

○田中内閣総理大臣 ですから、いまも申し上げ
ましたように、まだ平価調整が行なわれて一年二
カ月というのに、まだ変動相場制に移っておる
という問題が一つあります。それから、中小企業に
影響が絶対にかないような状態でなければなら
ない。もう一つ、やはり企業企業といふすけれど
も、この企業で生命をつないでおる人たちが、給与
所得者というのには非常に多いのです。だからそ
ういう意味で、いまそういうことをちょっと手をつ
けることによって春闘にも影響するといふよう
な、なかなか微細な配慮をしているのです。

ですから、そういう意味では、何も自民党は企
業といふものを擁護するといふだけを考えておる
のではありません。そういう意味で、今度の状態
においては、四百億円の増徴ということで、一％
引き上げたと同じような効果を持つておるわけ
であります。ですから、三六・七五に、四百億とい
えば、三七・七五といふこともいえるわけござ
います。少なくとも三七・五にはなっているわけ
です。そういうような状態が実質的に行なわれて
おる。三七・七五といふと、三十三年の三八％、
四十年の三七・七五といふと、中間といふことにな
るわけでありまして。ですから、そういうような事情
で、ことしはいま御審議いただいておりますもので
ございまして、四十九年にはどうしても、やはり経
済基本計画を推進していくために、財源確保の
ためにも、考えなければならぬと思います。こ
う述べておるのは、これはすなおな述べ方なんで
す。

それからもう一つ、今度交際費課税も非常にき
びしくやりましたし、これは税率を変えればいつ
でも財源になり得るものでございます。そういう
意味で、来年の税率が上がったからこれは困る
から、早く飲んでしまおうというふうなものではな
いのです。ですから、いつでも財源になり得るも
のであるといふことで、四十八年度にやらなくて
も、四十九年度に十分措置できるものだという事
実もひとつ御理解を賜わりたい。

○荒木(宏)委員 四百億という話がよく出るので
すけれども、総理御承知のように、取ったかわり
に今度別の項目でまけておるのがありますから、
計算上差し引き十億でしよう。これは御存じのと
おりですよ。おまけに、中小企業への配慮とい
うお話よく出るのですけれども、それはもう来年に
なつたつて同じことではしよう。やはり大企業には
やれないといふことでしよう。ことに商品投機で
そこにひとつぎゅつとおきゅうを握えようか、こ
ういふふうにおっしゃつておるときに、大企業に
手をつければこれはもう中小企業にいくの。だか
ら、それはといふ話が出ますと、これはどうもほ
かのことについてもほんとに大企業に取り締まり
のメスが入られるのかといふふうな懸念が非常
に強くなつてくるわけです。

ことに私が申し上げておりますのは、法人所得に対
する法人税の負担率、これが四十年に比べて逆に
減つてきている。三四・五％から二八・一％にま
で、税率は同じですけれども、実質的な負担率は
減つてきておる。しかも、御案内のように、国際
比較から見まして、西ドイツでは四九％、フラ
ンスでは五〇％、アメリカでは五一％をこえて
いる。にもかかわらず、日本は御案内のように四
五％余りです。

ですから、全世界を見渡しましてもそうなりま
すし、実質的にもこう減つてきているし、そして
中ではふくらんでいる。国民所得の対比から見
たつてそうだし、おまけに配当率がふえておるの
だ、こういうことですから、その点は、四百億と
いふことをおっしゃらずに、いま申し上げたよう

な趣旨で、法人税率を戻すのだという方向でひとつ御検討いただきたい、こういうふうに思っています。

そこで、検討していただく方法に関連して申し上げておきたいのですが、企業の資本階級別の利益率ですね、資本金一億円以下、一億から十億円、十億円超、いろいろな資本階級別がありまされども、いま大企業と中小企業というお話が出たのですが、この売り上げ高利益率は、大蔵省の関係資料から計算をいたしますと、五千万円から一億円までの資本金が一・八%、一億円から十億円までが二・一%、ところが、十億円をこえますと、もう一べんに三%にはね上がる。ですから、いまの比例税制ということで実質的に利益を得ているのは、資本金十億円以上のところがそのことによつてうんと利益を得ておる。ですから、法人税切り上げの、あれを戻す方向は、むしろ大企業の方にこそ目を向けるべきである。先ほど、大企業をやるとすぐ中小企業に移るとおっしゃったのですが、大企業の方にこそいくべきではないかというふうに、この数字からは明らかに読み取れるのですが、この点はいかがでしよう。

○田中内閣総理大臣 それは税率の是正を行なう場合でも、中小企業や零細企業の税率アップということではなくて、これは税率アップにも耐えられるという企業を対象にして考えなければならぬといふことは当然でございます。中小企業への影響というものは、これはなぜ私が言うかといふと、中小企業、下請企業と明確にしてもいいのですが、何らかの形で大企業と結んでおります。それで、下請企業に対する支払遅延防止法のごときものがあるのですが、何かするとやはり中小企業や零細企業、下請企業にすぐ影響を求めるといふことに問題があります。ですから、円平価の調整が行なわれて、元請業者の利益は減らないで、その分は相手側のマージンの切り下げと下請企業の支払い代金の遅延や納入代金の切り下げによつてまかなわれておるといふようなことが――

こういうことをちゃんとやれないような状態では、やはりやるべきじゃないのです。そういう意味で、四十九年度というのは、――平価調整というのをいまにして思えば、何も先見の明があったわけじゃないんですが、少なくともフロートしなければならぬような状態になったわけですから、そういう意味では、やはりいま中小企業や零細企業に及ぼす影響というのに対して目張りを十分やってから四十九年度で行なうことが、結果的に私はよかったですと思つておるのです。これは私はすなおに考へてそういう感じでございます。ですから、法人税というのに対して全然手をつけないのだというのではなく、増徴の方向でもつて検討せざるを得ないということ政府も腹をきめておるんだということに御理解をいただきたいと思ひます。

さつき、フランスが五〇%、アメリカが五一%、西ドイツが四九%だといふのですが、これについてはそれなりの影響が出ておる。こういうことだから国際競争力に耐えないでもつてドルの切り下げをやらなければいけぬといふような面もあるであつて、これは実際においてそう単純なことでは言えないわけでございますから……(発言する者あり)いや、そういう面もあるのです。そういう面もありまして、それから、いまの日本の勤労者の所得水準そのものが最高じゃないのですから、そういうものの給与の是正といふことなどもみんな考えながら、四十八年度といふのはいま御審議をいただいております。四十九年度には相当前向きで考へております。こういうのでございますから、いままぐ増徴しなさいといふことではなく、また次の段階までは今日から検討を進めておりますといふことでひとつ御理解を賜わりたい。

○荒木(宏)委員 この長期計画で相応の負担が必要であるといふふうにいわれておるの、増徴の方向だといふふうにはつきりおっしゃったわけですから、その意味では、けさほども主税局長が若干の負担といふふうな言い方で、はつきり増徴と

いうことをおっしゃらなかった点を明確にされたことは、それはそれで方向として私ははつきりしたと思ふのですが、しかし、おっしゃつておる看板が「転換」なんですから、新しい時代とおっしゃつておるのですから、だから中小企業が被害を受けるのなら、それこそ大企業にやれるような手だてで、中小企業が被害を受けないで大企業に規制ができるような手だてをやつてそれを国民に示されるのが、新しい時代といふものではないかと思ひます。にもかかわらず、先ほどのようなお話をフロートのことを例に出される。いま私が読み上げた数字は、これは全部四十六年度です。例のニクソンショックでたいへんがたがたした年です。そういうときですら、こう言つておるのですから、そういうことを理由に来年来年とおっしゃるところを見ると、これはやはりもつとしっかり見つけていかないと、来年のことほんとうになりはしないんじゃないかといふふうなことも思われます。だから、いま内に商品投機のあるし、そして外には国際的な過剰流動性の、実質的な円の再切り上げ、こういうふうなことになるのである。

大企業のことに関連してもう一言お伺ひしたいと思ひますが、今月の十九日に参議院の予算委員会ではわが党の渡辺議員が大蔵省のほうに資料要求をいたしました。そして伊藤忠、丸紅、その他十大商社が、価格変動準備金あるいは貸倒引当金、そういった八項目の準備金、引当金で一体この一年半の間にどのくらいの免税を得たであろうかといふことを資料要求いたしました。そうすると、大蔵省のほうから出された数字によりますと、十大商社で三兆一千八百一十億円、これだけが引当金、準備金のために免税になつておる。大企業の手元流動性の問題については、これはもう衆議院の予算委員会でも資料が出まして、昭和四十五年には〇・九三、それが四十七年の中ごろになりました。一・二七になつておる。ですから、先ほど話がありましたように、そういう企業内の流動性手元資金があるにかかわらず、大蔵省の試算

によつても、一年半で、三期で三兆をこえる免税をしてゐる。しかも資本階級別の実効税率を見ますと、資本金が百億円をこえる場合は二・四%、これは大蔵省の関係資料からとつたのですが、資本金一億円未満の場合には二九・四%、これは傾向的に資本金が上がるにつれて税率はずつと下がつてきておるのです。そこへこういう減免税をやつて、しかも手元には金がだぶつておる。この特別措置、これは、産業保護政策は逐次見直されつつある、こういうふうな長期計画でおしやつていまして、逐次見直しではなく、もうこうなつてくると廃止の方向へはつきり政策として出されるべきじゃないか。しかも大企業に向けてのそういう特別措置を廃止の方向に持つていく、こういうことをはつきりおしやるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○田中内閣総理大臣 特別の制度といふものが既得権化することは、これはもう考へておりませんし、当然のことだといふふうには考へておりません。これは逐次合理化を行なつておるといふことは、まあ申し上げておるとおりでございます。あなたがいま御指摘になつた三兆あまりといふのは、これは一年度、単年度の問題ではなく、累計数字のようでございます。これは退職給与引当金、貸倒準備金、価格変動準備金、海外市場開拓準備金といふようなものをずっと合せて三兆あまりといふことのようにございます。そういうことでございまして、これを一べんに全部やめてしまふ、これだけ機構の大きいところが、倒産したら退職金も払えないといふことになる、これはえらいことでございまして、そういう意味で、やはり緊急の度合い、必要性といふものを十分考へながらやつていくわけでございますし、これが過剰に積み立てられるといふことになれば、それはある時期には法律の御審議をいただければ、それはまた財源にいつでも振りかゝるものでありますから、これはそういう意味で、これを直ちに全部この制度をやめてしまふといふわけにはまいらない種のものである、こう御理解いただきたいと思ひます。

○荒木(宏)委員 これをやめたからといって退職金が払えないということはないでしょう。これは総理御存じのとおりです。それだけ社内留保をして、そして税制上有利になっている、企業会計上利益計上しますからね。そういうことであって、それをやめたから退職金が払えないというのは、論理が飛躍しているのじゃないですか。ですから、こういうふうなことにについては、いま整理の方向というのをとおっしゃったのですが、はっきり廃止の方向、むしろ廃止、整理をすみやかにやるということをお求めおきたいと思いが、それとあらば、個人の所得の場合を見ますと、個人所得の中の所得税、住民税、この占める比率はむしろ逆になってきていますね。御存じのとおりですが、四十年一八・五%から四十六年一九・三%に、個人の場合にはむしろ負担率がふえてきています。しかも自然増収の中の減税の率は逆に減ってきているわけですね。たくさんさんどん払う方向が出てきていながら、減税の率は減ってきている。四十年二九・三%から四十六年二七・二%に減ってきている。しかも物価調整というので、これはほかでも話が出ましたから、私は税外負担の場合を一言申し上げたいと思います。

今度厚生年金、それから健康保険は、若干の部分的改善と引きかえに保険料が増額になる。そのことによって、たとえば月収九万円の労働者、夫婦二人、これを見ますと、減税額は一万二千三百三十円になります。しかし、税外負担がこの二つだけによって一万三千三百二円ふえる。つまり、減らしてもらったよりもふえるほうが多いわけですよ。御存じのように、減税といえども、これは絶対額が減るんじゃないで、ふえ方が少し減るというだけですから、この場合を計算しますと、絶対額は税額で八千五百三十八円ふえていますから、合計で四十七年に比べて二万二千九百五十円ふえる。だとすれば、物価調整減税ということをおっしゃるのですから、税外負担の点も、もちろん改良できる部分、給付の部分があり

ますから、これは一本調子でいかぬと思えますけれども、これも調整の中に含めて考えるべきではないか。これも減税をさらに即時すみやかに進める一つの理由ということになるのではないかと、うふうに思いますが、いかがでしょう。

○田中内閣総理大臣 確かに税負担だけではなくて、税外負担もあわせながら個人の国民の負担の軽減といふことをはかっているかきかぬし、軽減をしながら給付内容をよくしなければいかぬというのが理想であります。しかし、ローマは一日してならずというように、なかなか——いまのように、あなたがしさいに検討されるとさういうことになるわけでございますから、ですから、今度の経済社会基本計画の中で端的にそれを述べているわけでございます。給付率をこのように上げます、社会保障制度の内容充実は行ないます、しかし、高福祉高負担というので、その間において約三%の負担増になります、こう正直に述べているわけがあります。これは、三%の増にならないうで、それで給付や社会保障の内容をここまで上げますというところが望ましいことであり、理想の姿であることは言うまでもありませんが、しかし、計算をしてみますと、急激に他の財源だけをもってやれないということ、このように述べておるわけでございます。いろいろ議論の存するところでございますが、しかし、たえがたい限度を越しての負担にまで上げてそして給付内容や社会保障の内容をふやすというのなら、これは言うまでもなく間違いであります。戦争にはなく、これは戦争中なんかもそうなんです。戦争に勝つためには、飯は食わないでもいいから税金を出せ、こういうことでございまして、これは全然いいことではないことはわかっております。しかし、三%税外負担を含めて負担はふえますが、少なくとも三〇%給付はふえるんです。こういうことになると比較論になるわけでございます。

ですが、あなたの言うことはわからぬわけじゃありません。わからぬわけじゃありません。ですから、減税その他を行なう場合には、少なくとも零細な人たちが、先ほど御指摘がございました未成年者や身体障害者や、他の政策をあわせ行なわなければならぬ人たちに對しては、やっぱりわかりやすく、こつこつでもらったけれども、こつちで取っているじゃないかということ、これは政策的にはあまり効果のないやり方なんです。それから、そういう意味で、そういうものの現状も十分把握しながら、実際に国民が心身ともに、心の中でも、精神的にも、それから実際の面においても恩恵を受けたのだ、こういうふうに政策効果があることが望ましい、私はそう思っております。だから来年度、これからいろいろな勉強を続けていくわけでございますから、そういう御指摘の面なども十分検討いたしますが、しかし、あなたがいま御指摘になったように、税外負担もすべてを考えて減税をしないということに對しては、いまにわかに、そういたしますとは申し上げられませんが。

○荒木(宏)委員 時間が来ましたから、最後に一言申し上げて終わりたいと思いますが、このいろいろの中に、どうしても消すことのできない矛盾というののはつきり出てくるわけですね。基礎にいまおっしゃる転換といふことを掲げながら、その実は、一日にならないという、従来の継続した路線といふものがあるために、だから、たとえば勤労学生控除といふのがありますが、所得制限が三十四万円、これが年に、給与所得控除を上積みいたしますから、五十八万六千円というのになつておりますけれども、しかし、昨年の人事院勧告によりますと、高等学校を卒業した者が初任給で五十八万五千円、正確に言いますと五十八万五千八百八十八円ということになっている。これは去年のものですから、これはもつとふえているわけですね。だから、高校を出て、勤労学生控除がありませんと、これは人事院勧告の初任給によると、もうオーバーしてしまふ。ですから、こういうふうな点は、いまいろいろおっしゃったけれども、これはやはり即時解決、改善

なさる、生活に必要な経費には課税をしない、という原則でいまの点も解決をなさるべきではないか、それこそが、新時代のとびらをあける、新しい社会への転換、そういうことになるのじゃないかと思ひます。

私どもは、大企業、お金持ちから税金を取って、そして働く勤労者、国民には税金を安くする、特権的な特別措置はやめる、こういうことを主張しているわけですが、その一環としても、生活に必要な経費には税金をかけない、こういうことは方向としても確認されてしかるべきではないか、こういうふうに思ひますので、一言伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 その最後の御発言、必要な生活費には課税しないという考え方は、もう当然貫いていきたい、こう思ひます。また、貫くべきだと思ひます。そういう意味で、いままでは、総理府統計の数字からいって、その献立は生きるに足ることであつて、楽しみを覚えないうような食事は、生計費として計算をして何の足しにもなりません。だから、やはり国民全体のレベルが上がつていかなければならぬわけでございます。それから、やはり必要な生活費といふものも当然上げていく、理想に近づけていくということではなければならぬといふことは、私もそう理解しております。

勤労学生に對して、学生そのものに對してどうこうということになりますと、これは学校に行かない人もあるし、いろいろなものもございしますから、これはやはり総合的な問題として課税最低限を引き上げていく。それから未成年者には、できれば給与所得面においては課税限度以内にするようにつとめるとか、いろいろな問題をやはり考えていかなければならぬ問題だと思ひます。

○鴨田委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 時間の制約がありますので、私は質問を数点一へんにお伺ひしておきたいと思ひます。

まず、総理は、予算編成にあたつても、一応福

祉へということを国民に公約なさいました。したがつて、いわゆる福祉国家を実現していくためには適正な負担ということが問題になってくようかと思うのです。そうなりますと、その大前提に立つのは、いまの国民の税に対する不公平の問題、それから重税感の問題、こういっただけを片づけていかなければ——それが大前提に立っていると思うのです。単なる福祉ということであれば、それに対しては当然財源というものが必要になってくるし、そうすれば高負担になるのではないかという懸念を持つてくるようになるわけですね。

そういう意味から、いわゆる重税感の問題と不公平の問題、これを最初にお伺いしておきたいのですが、それは先ほどもお話がありましたけれども、まず免税点を引き上げるといふ問題があると思います。この問題についてはいまもお話がありましたけれども、何を基準にして免税点を引き上げていくかということです。これはいままで大蔵省は大蔵メニューというものを一つの参考に出して、そういったことが課税最低限の議論の中では問題になったわけですが、しかし最近ではそれもだんだん情勢が変わってきた、大蔵メニューも引つめてしまったわけでありまして、当然いまの文化的な憲法で保障された最低の生活水準、それには課税すべきではないという、そういう観点に立って免税点の引き上げというものを考えていかなければならない、こういうふうに考えているわけですが、その点についてどのようにお考えになっていらっしゃるか。

それから、いま言う不公平の問題で出てくる問題は、このたび事業主報酬制度、これを特別措置の中で考えられておりますけれども、私は一つの制度として当然であろうと思うのですが、それによって生じる、いわゆるサラリーマンの不公平の拡大ということが問題になります。したがって、税調の答申の中にも、基本税率の中にこれを取り入れて考えることは認めたいという答申が出ています。しかしながら、法人事業主と個人事業主との関係においては不公平を是正していくという

ことは長年の問題であつたので、一応この制度というものを取り入れた、これはけっこうだと思ひます。したがって、それによって生じるサラリーマンの不公平の拡大が問題になっているのですが、その点に対してどういうふうにお考えになつてゐるか。

それから、いま数々議論がありました中でも、税調会長が先日参考人としておいでになつたときに、いわゆる選挙権のない未成年者に対しては所得税は非課税にしたい、これは先ほど税調とよく検討してというお話でありましたけれども、すでに税調の会長としてはその意向を示されているわけですが、したがって、この点についてはいろいろな問題があると思いますが、まず課税最低限を上げるといふ問題あるいは未成年者控除を特に設けるといふ問題があると思ひます。したがって、課税最低限の問題は独身者の関係といふいろいろな関係が出てまいるかと思ひますが、基本的にはそれが一番ベターであらうと思ひますけれども、もしもそうでないならば、未成年者控除というものを設けて、現在の矛盾に対する適正な税制上の処置を講ずるべきである、こう主張するものでありますけれども、その点についてどうお考えになつていらっしゃるか。

次に、法人税のことです。これはいままで、一口に言ひましてもいわゆる高成長低負担という形で、産業優先の税制といひますか、そういう傾向にあつたわけでありまして、ところで、先ほどもお話がありましたとおり、二十七年に法人税が引き上げられて以来ずっと税率が下がつてきているわけですが、しかし、今回福祉へ転換するということになれば、その基本税率というものをここで考えてみなければいけないだらう。ただし、四十一年のときには基本税率を上げるという問題は税調でも問題になつた、結論的には附加方式といひますか、いわゆる臨時措置として一・七五というのを上げてゐるわけですが、こういうやり方でやるべきではないと思ひます。したがって、この段階においては法人税の法人税率を上げるといういま

すか、もとへ戻すといひますか、どちらにしても同じでありますけれども、この際においては法人税率を引き上げるべきであるとわれわれは主張するわけですが。

そこで、確かに中小企業と大法人との関係あるいは零細企業との関係といふものが出てまいりますので、いまの法人税率は、いわゆる所得の面とそれから資本金の面で二つに分かれておるわけですね、二段階になつておりますが、これをもう少しきめこまかく、基本的には法人税も累進的な税率の方向をとつたらどうか、四段階にするか、六段階にするか、八段階にするかは今後また法人税の問題を議論するときに議論したいと思ひますが、基本的な方向だけはどういふように考えていくべきかということをお伺ひいたしておきたいと思ひます。

それから次に、総理は日本列島改造論の中に、いわゆる財政資金を先行的、効率的に運用すること、これがいま非常に大事である、こういうことをいつておられます。そこで、いままで補完的役割であつた税に対して、税制の機能を活用して、いわゆる財政の二本柱として国土の改造を推進する、こうおっしゃつておられるわけです。特にいまの国土のひずみから考えてみまして、不均衡から考えてみまして、国土改造は必要であらうと思ひます。したがって、大都市集中の機能を鈍化させて、地方開発を進めるには、税制の政策的な機能、すなわち禁止税あるいは誘導税を活用する、こういうふうにおっしゃつておられますけれども、具体的に申しますならば、総理も言つておられましたがいわゆる工場の追い出し税、こういった構想も総理は述べられておつたのですが、それが具体的に四十年度の税制の中には一つもあらわれていない。一体こういう基本的な問題といふ具体的なあげた問題はどういふふうに今後お考えになつておるのか。

それから最後に、いわゆる租税特別措置法でありますけれども、今日の税制改正は、法人税をある程度重課すべきであるという議論が多いわけ

あります。四十年度の税制改正におきましては、まず租税特別措置、いわゆる産業優先になつてゐる減免措置を是正することに重点が置かれたといわれております。しかし、その場合に租税特別措置法の内容を見ても、まだまだ産業優先の優遇措置がそのまま残されてゐるわけですが、この際一べん洗い直して、ここで抜本的といひますか、画期的にやつていかなければならない、こう考えるわけですが、租税特別措置そのものの基本は、これは税制の不公平といふものをあらわしておるものでありますから、できるだけそういう面が租税特別措置で措置されない、こういう方向で検討されなければならぬ。しかし、やむを得ないものについてはいまだ仕方ないものとして認められておるわけでありまして、こういう時期が来れば、たとえばいま、いわゆる海外市場開拓準備金などといふものは、これも減らしてはきておりますけれども、残つてゐるわけです。こういう面は今日の段階においてはもう廃止をして、そのために生じてくる中小企業やいろいろな問題については別の補助金的な、あるいは政策の面で考えられるべきではないか、こういうふうに考えるわけでありまして。

数点にわたつてお伺ひしましたが、まずお答えいただきたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 順次お答えいたします。税に対して不公平感、重税感といふものを持つてゐるということは、もうよろしくないこととございまして、不公平感と重税感といふものをなくするというのが税制改正の主眼でなければならぬ、こういうことで、私も同感でございます。

それから、課税最低限といふものはどういふことできめるのかといふことは、一つには国際比較がございまして、それからもう一つは生計費からはじき出して課税最低限をきめるということでありまして、三点目には、これはよその国の比較だけではなく、日本の理想的、あるべき姿に、年次のどのようにして近づけていくかという三点から課税最低限といふものはきめられていくわけ

でございます。そういう意味で、課税最低限の引き上げというのに対しては、十万円上げれば二千三百億円という財源を必要としますから、御指摘になっておるうちに、直ちに百五十万円まで上げるといふことは、なかなかむずかしいことであつても、十分これからの税制改正においても考えてまいりたいといふことで御理解をいただきたいと思ひます。

それから第二は、事業主報酬制度等を認めたといふことは理解するが、サラリーマンの問題に対してどう考えるかといふ問題に対しては、これは先ほどもちよつと議論が出ましたが、この事業主報酬制度だけではなく、医師に対して特別控除が認められておるか、それから必要経費が認められておるのかかわらず、サラリーマンに対しては、低所得者は別であります、サラリーマンといつても、サラリーマンインコール給与所得者と考へれば、低所得者だけではなく、中堅所得者もみんなサラリーマンに入るわけでありませう。われわれもその意味では入るかもしれませう。

そういう意味で、いわゆるサラリーマンといふよりも、もつと詰めて勤労者の納得を得られるようなものといふのは、相手が恩典を受けるからけしからぬといふのではなく、相手が恩典を受けるならば、みずからも恩典を受けるように、いいほうに持つていくことが望ましいわけでありまして、そういう意味で橋本幹事長が述べたように、やはりそれなりの必要経費はあるのだし、世の中に生きていくために、純風美俗をつちかつていくためにも、計上できないような支出も事実あるのだ。そういう意味で、サラリーマンも課長になれば係長よりも、それから部長になれば課長よりも出費は必ずかかるわけでありませう。ところが、現在においてはどうかといふと、課長と銀座へ飲みに行つても、課長は一万円しか持つていない。新しい入社者の独身者は十万円——十万円は大きいかもしれないませんが、五万円は持つてゐる。実際問題としてもそれじゃだめなんです。

そういう意味で、一律控除といふようなものを

考えられないかといふことでまじめに検討してゐるのです。事実、まじめに検討いたしております。これは必要経費といふ面からでもいいと思ひますし、それは当然、社会的な生活を維持していくための必要経費であるといふことで一律のものが考えられないのか、低所得者に高くてもかまいません、そういうものが考えられないかといふことを考へております。

それから、未成年者の給与所得といふものに対しては、これはひとつ非課税にしてはどうかといふことを先ほども言われておりますが、未成年者といふだけで控除をするといふことになるのか、控除をするとするならば、未成年者は人生における修養期であります、勉学期であります。ですから、学生に対して控除をしないといふこと、これは学校に行けない人もあるのだからといふことで、なかなか反対はあります。ただ、人生何びとも通る過程において修養しなければならぬ。それは独学でも学校で勉強するのでも同じであります。そういう意味で、いわゆる修養費、勉学費といふようなことで学生とか区別しないで一定の控除ができなかつたといふことは、私も大蔵大臣時代からずっと考へ続けてきておる問題でございます。十年の余たつても結論が出ないといふのは、はなはだ遺憾なことでございますが、抜本的な改正といふ場合には、そういう面から取り上げるべき問題だと思ひます。そうでないと、未成年なるがゆえにといふても、憲法上とかいろいろ問題が未成年といふことも違つておりますから、そういう区別を税法上一体どうできるのかといふ問題もありませんので、未成年者、成年に達せざる人といへば、修学している人も修学していない人も、一様にどのような控除の制度があるかといふことが勉強課題であらうと思ひます。

法人税率が低い、これは先ほどから申し上げておるとおり、現在の暫定税率一・七五を加えて三六・七五になつてゐるわけでありまして、来年の四月三十日にはこれは切れるわけでありませう。そういうことでございますので、来年度の問題は

当然検討するべき問題である、こう考へております。暫定税率を基本税率に繰り入れるといふ問題も一つございませうが、それだけで済むのか済まぬのかといふ問題も当然あります。暫定税率がある現状に対しては、御不満があるわけでございますし、また歳出の必要性も増大するわけでありませうので、そういう面では考へていかなければならぬ問題だと理解しております。

法人税に対して累進税率を採用せよといふ議論がたくさんございませうが、これはなかなかむずかしいのです。大体法人税にはなじまないのです。相続税とか個人の所得税とかいふものに対しては、これは所得の再配分といふことで考へられる問題でございますが、法人は株主も非常に多様でありますし、法人自体に累進税率をかけることは、制度上なかなかなじまないといふことがあることをひとつ御理解いただきたい。

それから、財政と税制といふものに対する政策上の問題に対しての御質問が第五点でございますが、これは私は常に言つておるわけでございますが、財政といふ現ナマ中心主義といふものは、はつきりいふと撤回する方式でございます。だから、財政でやらなければならぬものは、社会保障とか、直接お互いの税金によつてまかなわなければならぬ重度心身障害児とか寝たきり老人とか、社会連帯の公の責任で必ず責任を果たさなければならぬといふものは、これは財政でやる以外にはないのですが、その他のものはだんだん補完的な任務を持つといふことで、金融を合わせてまいつておるわけでありませう。そこで財政制度ができたわけでありませう。そういう意味で、財投も大きくなつたので、今度は国会の議決事項にしようといふふうに転換してきておることは御承知のとおりでございます。

ですから、国が全部土地を買つて宅地を提供する、うちをつくつてやるよりも、土地を持つてゐる人やその上に借地権を持つてゐる人が、みずからの力でもつて貸し家や分譲住宅を提供できるとすれば、同じ金で倍の戸数が提供できるわけございませうから、先進工業国においてなすことは、財政中心主義よりも他の方法も加味していくべきであるといふことは、これはもう避けがたい事実であるし、当然の方向だと思ひます。

そういう意味で、税は財政の補完的任務だといふことが長らくいわれてきましたが、今度の国土改造政策を行なうような場合には、やはり税を財政といふものは二本の柱になり、金融を入れれば三本の柱になつて、その優劣はつけがたいような状態である。場合によつては、税が先行しなければならぬといふこともあり得る。これは過去において、輸出力増強などについては、財政ではなくて税制が主体になつてきて、今日の国際競争力のできたわけでありませうから、そういう意味から考へてみても、税といふものはいままでの財政の補完的な任務ではなくて、税が先行する場合もある。

そうであつたならば、なぜ追い出し税をやらなかつたかといふことでありますが、追い出し税は受けざらなくなつたので、受けざらなくなつて取るとすれば苛斂誅求になるわけでありませう。これは全くそういうことになるわけでありませう。ですから、国土開発庁や国土総合開発法やいろいろなもので受けざらをつくつておいて、それでもなおおいでにならないならば、こちらのほうで追い出し税といふものではないかと思ひます。これは追い出し税が先行すべきではないかと思ひます。これは追いつたわけでありませう。もう一つは、自治省は事務所税をかけたといふいろいろな大都市における財源確保の問題がありまして、そういうものと紛淆しては困るというところで、これを見送つたわけでございますが、こういう問題は、効果が出ない場合には罰を加えるような税制よりもやはり補助するような税制が先行するほうがよいといふことでございまして、実効があがらなければ当然公害税といふ問題も出てまいりますし、同じ思想でありますから、そういうことになつていくと思ひます。

誘導税や禁止税といふものは各国で使われております。これは自動車の税金についても日本より

も十倍もよい取っておつて、中距離の貨物は鉄道に移すように西ドイツはやつております。遠距離は船に移すように、日本の遠距離運搬というところの逆の遠距離運搬制度をとっているわけでございます。それから税制が誘導、禁止税に入つていく、こういうことでありまして、日本もそういう方向をとらざるを得ないという事は言うまでもないことだと思ふわけでございます。ですから、今度工場の追い出し税をやらなかつたからということすべてを律しないで、これからひとつ御理解を賜りたい、こう思ふわけでございます。

最後は、特別措置の問題でございますが、特別措置は、四十八年度において千六百七十二億円でございまして、これは企業分でございますが、そのうちに大企業は三百十六億、一八・九%、個人及び中小企業は千三百五十六億、八一・一%でございます。中小企業や個人に対して代がえをするわけにはまいりませんから、もう少し事態を見ていかなければならない、場合によっては付加しなければならぬものもあります。しかし大企業に対する特別措置は漸次改廃の方向にあるということは御理解いただけると思ひます。

特別御指摘のございました海外市場準備金というものは、中小企業だけを残して、あとは経過措置を講じておるといふのが現状でございます。

○広沢委員 時間ですから終わります。

○鴨田委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 最初に私は、要望を一つ申し上げておきたいのでありますが、先ほど来、未成年者に対する控除なり税負担の免除といったことについて、同僚議員からいろいろ意見が出ておりますから、私は結論だけでございますが、民社党は、四十三年以来このことを主張してまいりまして、四十四年の党大会においては、党の政策としてこれを決定いたしました。と申しますのは、われわれの關係の全職同盟あたりは、多くはみな中学校を出てそのまま工場に入ってきた人が多いわけですし、こういう人はまことにお気の毒だといふこともありまして、未成年者控除の制度を設け

るようになつていふことを主張してまいつたわけでございます。もちろん、これに對しましては最低の課税標準を上げるとか、いろいろなほかの方法も考えられますけれども、いずれにしても、中学校を出て働いておる未成年の人たちに初めから税負担をぶつかけるといふことについては、そういうことのないように、ぜひひとつこれは前向きに取り組んでいただきたいと要望を申し上げておきたいと思ひます。

それから第二はといひますか、これは本論のほうに入りますが、法人税の問題につきましても、すでに同僚議員からたいへん議論が出ておりますので、結論だけであつてこうなんですけれども、これは、三六・七五%の問題。期限が参りますと、これはもう一ぺんそのまま三六・七五%の措置を引き延ばすといふことは、またそれを軽減するといふこともない、いずれにしても、方向としては法人税に對しては引き上げの方向である、引き上げの方法は別といたしまして、それをそのまま継続したり、軽くしてもとの三五%に返すといふことだけは少なくともないんだ、こう理解してよろしうございませうか。

○田中内閣総理大臣 いま、三五%プラス一・七五の暫定税率を含めて三六・七五%でございますから、四十九年の四月三十日までの暫定税率は切れるわけでございますが、これを本税率に繰り入れるといふことは最低のことだと理解していただけてつこうです。ですから、その上に幾ばくかの付加が行なえるかといふような方向で検討を進めるといふことで御理解いただいてもつこうでございます。

○竹本委員 そこで一つ提案があるのですけれども、先ほど総理大臣は、法人税の累進という考え方はなかなかない面が多いとお話がありましたけれども、私も若干同感できる点があるのですけれども、実は、御承知のように、今度の事業主報酬の制度というものは、いろいろ御努力をいただいて新しく実現することになりました。みなし法人といふようなこともありまして、法人とい

うのは、それらも含めてまことにピンからキリまであるわけですね。これを三百万円から上と下とか、一億円から上と下といたつたように、二つに区切つて、それで法人税をかけるということ自体にほくは無理があると思ふのですね。だから引き上げるとか引き上げないとかいふことでもいろいろ議論が複雑になります。私は、これを法人の資本の規模に従つて、三段階に分けるか五段階に分けるか別といたしまして、多段階に、少なくとも三つないし五つの段階ぐらいのグループに分けて、その段階、段階に応じた税率をきめる、これなら一億円以上の会社にこういう税はともなう少な過ぎるとか、あるいはこういう小さな法人にこれだけの税は重過ぎるとかといふことが、より具体的に議論ができると思ふのです。そういう意味で、今度法人税を再検討される場合にはぜひ多段階の方式を取り入れるという方向で検討していただつたらどうかと思ひますが、御意見いかがでございますか。

○田中内閣総理大臣 まあ、これは御専門のあなたは十分承知しての一つの知恵でございますが、第一、そういう段階をつけるということ自体がなかなかないといふことが原則になつておるわけでございます。法律をつくることとやっぱ法律を適用しまして、いままで十億円であつた会社が、二億円までは低税率であるといへば、商法上の規制がないわけでございますから、これは各々がみんなな会社に分裂していけばいいわけですね。それでみんな一億九千九百九十九円という会社が五つできて低税率の税を適用を受ける、その程度の知恵はみんな持つてゐるわけですね。

そういうわけで、段階的に、大きな会社、企業の形態が大きいから、資本金が大きいから高率なといふふうに税で段階区分はなかなかむずかしい。これは過去にも、昭和十九年でございましたが、二十万円以下といふ、十九万五千円といふ会社が軒並みにできたわけでございます。そういうようなこともありまして、いずれにしても、段階を設けるといふよりも、やはり法人税率とい

ものは大きく二つくらいに分けられる。この二つの分け方というものは時代によつて相当変わつてまいりますが、中小と普通の企業といふふうに分けて、何か大きな会社といふものはみんな悪人であるといふような意味の懲罰的な税制を適用するといふようなことというのは望ましい姿ではないし、実効をあげ得ない、こういう考えでございます。

それで、これは言はずもなでございますが、自己資本比率から見ますと、企業が大きいというのは、みんな株主がほとんど全国的に網羅されてゐるといふことであつて、これは六〇%の支配力を持つておるとか三分の二を持つておるとか、外国の企業の例とは違つてゐます。ですから、そういう意味で、へたをするとか大衆課税になつていふ面もございまして、にわかに賛成できないといふことは遺憾でございます。

○竹本委員 いま総理が言われた点は、二つに分けるか三つに分けるか、あるいは私は五つに分けるかといふことを言つてゐるわけですが、現に一億円から一億円を線引いてゐるわけでしょう。その場合に、いまおつちやつた矛盾はそのままあるわけですね。だから極限の場合を言へば切りがないのです。だから極限の場合をとつて針小棒大に言つて、そして、そういう多段階制を全面的に否定するといふことはどうもおかしい。これはもう少し具体的にあと別の機会に議論しなければならぬと思ひますが、どうしても私は、段階を分けて、それはみなし法人で、個人がやつてゐるものをみなし法人としたらうといふ法人と、それから二千億円の資本金のものと、一箱じゃありません、線が引いてありますけれども、それを二つに分けるといふことはあまりにも荒つて過ぎて、これは頭が複雑ですよ、そういう考え方は、もう少しきめこまかく考え得るのだから、それは考えてもらいたい。時間がありませんから、要望だけいたしておきます。

次に、教育費控除の問題でございますが、これもすでに野党からたびたび議論になっておりますし、私も特に強調したいのは、教育費控除につきましても、個人的事情、個別的事情を税でそこまですんしゃくできないとか、あるいは公の学校をたくさんつくることのほうが先だとか、これは確かにいろいろ議論があります。それぞれまた理由もありますが、私が特に指摘したいことは、やはりこれからはいわゆる物の時代、GNP中心の時代を通り越して、われわれはこれから福祉国家といふか、その福祉国家も、ただえさだけたくさん与えればいいというのじゃないかと思うのです。もつと人間的な教養とか心の豊かな精神的な充足感のある人をつくっていくということ、これが政治の根本問題です。そうしますと、その教育のためには特別な傾斜した配慮をするということも、教育国家への一つの意思表示だと思っております。

私は、いまいわれている今日の世相の大部分の問題は、精神の問題だと思っております。この精神の問題を解決することなくしては次の政治の展開はできないのだというところに立てば、教育国家の建設ということは、私の党でも党是としてきめておりますが、しかし、きめる、きめなにかかわらず、これからは、そういう精神的な充足、精神的な内面性ということが大事なんだから、一人でも多く、頼んでも学校へ行ってもらわなければならぬ。もちろんいまの学校の教育方針については非常に異論がありまして、意見がありますけれども、それは別の問題として、とにかく学校には頼んでも行ってもらわなければならない、社会的な必要からいっても、教育には力を入れていかなければいかぬ。

私は、一昨年ですか、アフリカのタンザニアに参りまして、ちょっと感心しましたのが、下のほうは、小学校から始まって、希望者だけが入る。上のはうは、大学、高等学校は、全部国営で国がまかなっていくのです。理由を聞いてみたら、下

のほうまで全部国有国営にしてやったら財政が破綻する、しかし上のほうはいわゆる国家の人材をつくるのだ、だから国が全部めんどろを見るのはあたりまえだ、そのかわり出た人にはナショナルサービスを二年なら二年義務づける、こういうことをやってやった。これも一つの行き方だと思っております。

いづれにしても、個人の社会的な必要からいっても、いまは半ば強制的にでも学校は行かなければならぬ。国の必要からいっても、行ってもらわなければならぬ。こういう日本の立場から、ある意味においては成功し、ある意味においては失敗した今日の段階では、教育を奨励すること、飛越していくということに大きな政治の判断がある。そういう意味から、教育費控除の問題は、ぜひ早い機会に積極的に取り上げていただきたい。総理の御見解を承りたい。

○田中内閣総理大臣 これは毎々申し上げておるのですが、これを税制の中でやろうとすると、先ほど申し上げたように、教育と勤労者というものを分けしないで、未成年者をどうするかというような措置をする以外に、これは私は修学を設ける学生だけに、その家庭に対して控除制度を設けるということには、どうしても賛成できません。それは行きたくても行けない家庭の子弟があるのです。そういうものと対立感情を起こします。これは理想とは遠い姿になるということで、これはやはりやるとすれば画一、一律的に、修養費であるとか勉強費であるとかいうような、青少年に与えるようなものでなければならぬのであって、個別的な特例を設けるということは害があつても益がないという感じを私は長く持っているのです。

ただ、教育の必要性はわかります。これはあなたがいま指摘したと同じように、明治初年から今日までの官立、公立の教育はみな人材養成でありました。これは国の指導者を求めるということであつたわけでございますが、その後やはり私学が必要であるということで変わってきております

し、戦後は教育の機会均等ということに教育方針は変わつておるわけでありまして、生涯教育というこに変わつておりますから、私は明治初年に考えられたような指導者を育成するために国民の税金を使うということが万端であつてはならないのであつて、それとやはり情勢が違ふということでありまして。

ですからやはり学生に対しては、いまでも修学を奨励するようにいろいろな制度が行なわれております。今度は私学に対する経常費の補助まで行なわれておりますが、私は、ほんとうから考えますと、もつと広範な意味での育英資金を活用すべきだと思つております。とにかく四年間だけ、働くまで待つて下さい、そのかわりにきょうだいの中から一人四年間だけは全部まかなえるような奨学の資金を国家が与える、そうして貸与されたものは学校を出てから必ず返済する。いま貸与された育英資金の返済率が非常に悪い。こういうことはけしからぬじゃないかと私は思つてゐるのです。実際そういうことはよくないと思つてゐるのです。ですからやはり実情というものを把握して、ただ修学というものが是なりということだけではだめなで、内容に適合するような制度の拡充とあることが必要である。だからほんとうに能力のある人が——能力のない人が何千万円も金を積んで医学部に入る、これは実際そういう人にもみても、そういうことを考えたらたいへんなことであらう。そういうことを是正しながら、真に國家有為の人材になれるというふうな素質を持った人は制度上救済してやるといふのが正しいのであつて、画一、一律的な修学者に対する控除といふものはやはり十分慎重に考えなければならぬ。ケースの問題だ、こう理解しております。

○竹本委員 行きたいのに行けない人がある、いま総理のおっしゃつたように、これは育英施設が十分でないという問題なんですね。私が言つてゐるのは、とにかく自分で親ががんばつて行かせるという場合、それを國家の意思表示の一つとしてやはり奨励をしておるのだという意味の最低限度の教育費控除、額は幾らでもないのです。ただ問

題は、老人扶養控除の制度をわれわれも主張いたしましたして実現していただいた。これも私は、その金額なんかほとんど問題にならないと思つてゐる。十六万が十九万円です。しかしそれでもやはり老人を大切にしようといった一つの意思表示が法律を通じて行なわれるのです。教育についてもそういう意思表示、われわれは教育をいかに尊重するかあるいは精神面をいかに尊重するかといふことの具体的な意思表示としてひとつ検討してもらいたいと思つてゐる。いろいろ議論のあることは私も承知しておりますが、きょうは要望だけにとどめておきます。

それから、総理はかつて、私の記憶に間違いがあるかもしれませんが、予算その他について暦年制を言われたと思うのだけれども、それはその後どうなつておるかということが一つ、それからあわせて国の予算、あるいは税制もそうですけれども、予算ですね、これもみな四月一日から出発するわけですね。ところが國のあり方を受けて地方は出発するわけですね。それが同時に四月一日といふところに非常に無理があると思つてゐるのです、中央と地方のスタートにおいて、この点についてどういふお考えであるかということをお聞きしたいと思ひます。

○田中内閣総理大臣 四月—三月年度といふのは、明治からの長い歴史の上に立つておりますから、いろいろな面から暦年制に変更することは相当影響がありますので、こういうことがお断わりのことばになつております。しかし私は暦年制論者であります。論者であつて、ただ無制限に暦年制を言つておるのじゃありません。これは北半球にありまして、日本の四九・五〇は降雪地帯であるといふことを考えますと、これは四月—三月年度というのが最良の年度ではないといふことは、もう学問的にも指摘をされておるところでございます。これは歴史上やむを得ず——四月—三月年度を採用している國はごく少数であります。みな別なものをやつてゐる。別なものの中で何がいかといふと暦年制が一番いいのです。これは國

際統計が暦年制である。四月―三月年度を全部暦年制に変えて国際統計をやっているわけですから、その間に議論が起るわけでありませう。いままで暦年制に反対があつたのは、学校の就学児童が四月一日、春ともなれば学校に通うというのに、ふぶきの中を通うというのはいくつかあることがおこなふ理由であります。それだと六歳入学とか五歳入学ということは吹っ飛んでしまふわけでありませう。そんなことは問題になりませう。

そういう意味で暦年制というものを採用しなくとも、継続費制度の問題とか、繰り越し明許制度とかいろいろなものがあるが、実際に支障は来ましておりませんというけれども、この間参議院で御指摘がございましたように、一年おくれで実績は進んでおるわけでありませう。去年の予算の三分の二は繰り越されてこと行なわれている。そうすればことしも財投の三分の二が繰り越され

るというのでございませうから、だからこんなに国際的な変動が起つた場合、締めようとしても去年の予算が執行されておるのですから。それは何かという、あなたがいま御指摘になつたように、これは四月予算が三月の末に終わるわけでありませう。いろいろな内示をしたりやつておるでしようけれども、府県は継続事業に対しては六月県会でやつておるわけですから、新規事業は九月県会でやつておるわけですから、しかも自治省の起債などは地方銀行等の借りかえを行なつておるに、実際資金運用部からの資金を求めるといふ段階で全国的な計画を内示するわけですから、これも一月二月になるわけですから、ほんとうの新規の事業は二月県会できまるわけですから、それで全部年度を繰り越すのは当然のことなんです。そういう意味で半分もあるところの日本の降雪地帯というものはちょうど公共事業の執行が雨季に入る、九月、十月ごろから行なわれる。これは労働賃金の高騰をもたらすものであるし非常に非効率である。これは論をまたないところでありまして、こ

れは自由民主党でも暦年制採用は党議としてきまつておるわけでありませう。一応権名調査会長が外国を見てまいりまして、――党議として正式にきまつておるかどうか、これはまた訂正を必要とするところですが、いづれにしても政調の機関としては結論が出ておるわけですから、しかし、まあ長い歴史の重さでも申しましようか、実害はないんです。中には予算編成を八月の真夏にやらなければいかぬとか、いろいろな議論が存在いたしますが、国益を優先して考えると、これはやっぱり真剣に考えなければならぬ問題だと、私は真にそう考へております。

○竹本委員 最後のほうは歴史の重さという文学的表現で終つたのですけれども、これはやはり決断と実行で考えるべきものはもう少し検討していただいたらどうかと思ふのです。

時間がなくなりましたから、最後に一口だけですが、例のワシントンにおける通貨制度改革にまつわる蔵相会議の問題ですけれども、これはみな基調発言に終始しまして、改革論議はほとんど次にまかせる、蔵相代理会議にまかせるということになつたと新聞で拝見しておるわけですが、私は非常にこれは遺憾である。一口だけ申し上げるわけですが、日本はフロートにいま移つているのですけれども、フロートあるいは半永久的フロート、永久的フロート、いろいろ考え方はあるが、いづれにしてもフロート体制にあるといふことは日本の国益から考へてあまり利益でない。その理由は、日本はいまの情勢からいって全くすべてが大体受け身に立つておる。それからいざといふことになつてみれば、最後に日本だけがみんなから、ことばは悪いですが、袋だたきになるか孤立化するか、そこまで心配しなくてもいいとおっしゃるかも知れぬが、いづれにしても日本にほんとうの意味で味方をしていく考へを持つておる国といふのはあまりないと思ふのです。だから長引いてくれればいろいろあげ足をとられて、い

しかもフロートしておれば、日本のあれは幸いにして――実は私は二月十八日だつたと思ふのですが、国会討論のときに、二百六十円から二百六十五円、その辺で日本が早く固定に移つたほうがいいといふことを私は主張いたしました。その後ろがこれはフロートとして、アメリカのほうは今度あまり積極的な態度を示さなかつたようなことが新聞に書いてあつた。これはアメリカからいへば当然なんだ。日本はフロートさせておけば輸出が超過しているのだからだんだん円が強くなるのはきまつていますよ。よその国とは事情が違ふ。そういう意味で日本はドル建てがほとんど大部分であるといふこと、しかも輸出が超過しておるといふこと、これらを考えれば、フロートさせておけばアメリカは別に困らぬが日本はだんだん不利になる、こういう大きな読みがあるかもしれない。あれこれ考へてみますと、フロート制に立つて日本が特に得になるというものは何もない、むしろ逆に損になるほうが多い。

しかも今度は外国のほうの立場を考へてみますと、今度改革論議が具体的日程にのぼらなかつたといふことは、日本の責任とは私申しませんが、日本にももう少し打つ手があつたんじゃないかといふことを言うわけですから、いづれは、アメリカは一〇%切り下げた。アメリカ人に言わせるとおれのやることはもう大体済んだのだ、こう思つてゐる。ヨーロッパは共同フロートをやりドイツは三%切り上げた。ドイツからいってもわしの任務は大体これで終わった、こう思つてゐるでしよう。

だから、だれが考へても、次に具体的な結論を出すのは日本の番です。日本が、ドイツが三%切り上げたのだからその上を五%というかあるいは三%と考へるか、それは別として、アメリカが一〇%下げた、ドイツは三%上げた、世界の常識は、それに日本がプラスアルファを上げて、そこで一つのとりあえずの第一ラウンドの終りとしてのレート調整ができる、そのレート調

整ができた上に立つて今度は過剰ドルをどうするかとか交換性をどうするかとか、為替相場の動きをもつと弾力的に動かすようにするとか、こういう問題が出てくるわけですから、ところが日本が結論を出さずにおるのだれも出せぬのじゃないですか。だれが出しますか。日本が出さなかつたらアメリカがもう三%切り下げるといふわけにもいかぬ、ドイツがもう三%上げるわけにもいかぬ、イギリスとイタリアは固定相場制にも組みはづれにならざるを得ないような弱い事情に立つておる。こうなると新しい通貨のレートをまづきめてそれから次の段階へ入っていくのに、それが第二ラウンドになると思ふのですが、第一ラウンドの終りには日本が切り札を切らなかつたらだれが切るかといふことですね。

私はその点、国際関係からいろいろデリケートな問題があることもわかりますけれども、この辺で日本が一つの腹をきめて、御承知のように、アメリカはパッケージ政策で通貨の問題と通商の問題と軍事負担の問題と三つからましてこよう、こいうのだから、そのうちどれにも手を打たなかつたらだんだん追い込まれてしまふ。だから通貨はここの辺で、あとは次で通商の問題でも考へましようとか何とかいう形で、私はパッケージ政策についてはまず通貨問題を片づけるべきである。通商あるいは軍事、それはもちろん相関関係がありますよ、これだけ切り抜いて孤立させるといふ意味じゃありませんが、相関関係を考へながら、全体を考へながら、とりあえず具体的な処置としては通貨からいかなる得ない。

しかも通貨は、アメリカが手を打ちドイツが手を打ちヨーロッパがこいう動きをした、日本はフロートしただけじゃないか、あとは何がありますか。結局どうしても日本はこれで行きたいのだ。愛知さんの演説にあつたと思いますが、国際協調のワクの中で自主的にきめる、こいうことを言つておる。これはことばとしては非常によくわかるけれども、これはことばだと思ふのでございませうが、しかし政治的に判断すると、私は順序が逆

だと思ふのですよ。日本が切り札を切らなければ国際協調のワケ組みができませんよ。そのワケ組みができた中で今後の問題はいろいろ考えなければならぬ、これはそのとおりです。しかし問題は、いま日本が何と言わぬでおれはフロートしては、いまだ第一ラウンドは終わらなかつたという幕の引きようがないんですね。だから、私はこの点について、日本がフロートで得をすることはまずあまりない、したがって、日本はやはり言っておられるように弾力性のある、幅のある固定相場制を指向するというのが当然でありましようし、しかもそれは早いほうがいいのだ、おそくなるほど損になる、そういうことを考えれば、この辺でもう一歩進んだ手を打つべきではなかつたか。私は全部が日本の責任と申しておるわけではありませんが、もつと手を打つことが考えられてしかるべきではなかつたかと思ふが、この点についての総理の考え、これからの通貨問題は、日本としてはやはり人が出てくるのを待っておつてみるだけ、フロートでいく以外にない、こういうお考えかどうか、その点だけ政治的に決意を聞きたい。

○田中内閣総理大臣 この問題に対してあなたのような見方もございますが、逆の見方もあると思ひます。日本は、私は結果的に見まして、ヨーロッパに起こつた事態に対してフロートしてきたということは結果的には数字の上から見ても非常に成功だつたと思ひます。一時は、報道されたものは二百五十円になるかもしれないというような不安材料がございましたが、しかしその後西ドイツが三割の切り上げを行ない、ヨーロッパが共同フロートに入つても日本はクリーンフロートをやつておつて日銀が一億ドル余も売らなければならぬ、それでも二百六十五円を維持しておるというの、これは実勢相場というものが出てきたわけでありまして、これはその意味では私は一応の成功であつたといえると思ひます。

ただ第一の段階において、今度愛知大蔵大臣が二十カ国蔵相会議に出席をしながらも何らの結論を得ることができなかった。これは第一回の西ドイツが切り上げなかつた当時の状態であれば、これは二十カ国蔵相会議のウェートというものは強かつたと思ひますよ。ところがその後は切り上げないといつた西ドイツが三割の切り上げを行ない、欧州全体が共同フロートに踏み切つたといふこと。これは一月一日に拡大ECに入つてその去就を注目されておつたイギリスもついに参加せざるを得なかつた、こういう事態から考えますと、私は今度はやはり第二ラウンドというものがあつてしかるべきであつて、これはやはりアメリカや各国が通貨基金体制をどうするか、それから固定相場制に移る場合には一体どうするかといふことをお互いに、第二のスミソニアン体制と同じ状態で結論を出すといふことではないと、日本だけでできる問題ではないと思ひます。

もう一つは、アメリカはパッケージ政策をとつておるといふすけれども、私はパッケージ政策の中でも通貨問題の切り札を出したのではなかつて、通貨は通貨でやりながら、通商問題は別な国際收支対策として出てくるのではないかと思つておるのです。だからそういう見方は、これは向こうから聞いたわけじゃありませんし、それは協調しながら国益を守らなければならぬという立場から言ひますと、これは私は、簡単に、固定相場制に日本の主導で、日本だけでも固定相場制に復帰するといふことは国益を守るゆゑんではないと思ひます。これは結局固定相場制を一番求めておるのはアメリカだと思ひます、一〇〇〇切り下げたのですから、ヨーロッパも共同フロートに入つたのですから、そういう意味でこちらでもつておるといふ思ひます。思ひますが、他にいろいろ問題もありまして、国際通貨の問題が收拾できるような見通しのないときに、日本がフロートから固定相場制に移るといふことはまだ時期が早いと思ひます。私はそういう意味で、やはりヨーロッパともアメリカともいろいろな問題に關して協議ができて、相当な見通しができたときに固定相場制に移るべきである。変動相場制が不安定であるといふことは、それはもう御指摘を待つまでもなく、そう思つておりますが、私は、そういう意味で日本が主導的な立場で固定相場制を主張する立場にはいまない、こういう、ちよつと食い違ひがあります、これは見方の相違でございますので、これはひとつわれわれも国益を守りながら国際協調の実をあげていこう、こういう考えに立つておるのでありますから、時に触れ専門家の御意見はぜひひとつお寄せくださることを、そして政府も間違ひない施策を進めなければならぬのでございまして、各党の御意見を十分承りたい、こう考へております。

○竹本委員 終わります。

○鴨田委員長 広沢直樹君。

○広沢委員 課税最低限の問題で中途になりましたので、そこから入りたいと思ひます。

そこで、いま総理からもお答えがございまして、課税最低限をきめる基準というものは、一応やはり最低生計費には課税しない、これはつきりおつておられるわけですね。その点いままでも、ずっと局長を中心に論議を重ねてまいつた中で、諸外国の例、いろいろなことを出されてその点の食い違ひがあつたように思つたわけですが、その点いかがですか。

○高木(文)政府委員 ちよつとお答えのしかたがやや不正確でございまして、いろいろ問題を起こしました、先ほど広沢委員がおつしやいましたように、かつて政府側から御説明しましたような三つの基準というものが、課税最低限を考へる場合の基準として考へられてきたといふことはおつしやるとおりでございまして。

そこで問題は、それじゃ生計費といふものをどのようにして考へるかという問題があるわけでございますが、過去におきましては、いわば標準的最低生計費といふようなものをいろいろ計算をしたことがございまして、それを一つの基準にして課税最低限の目安にしたことがございまして。今日ではそのような作業をしていないわけでございます。なぜそのような作業をしていないかという点

は、課税最低限をきめます場合に、きのうもお話でございましたように、まず家計費、生活費非課税の原則というものを考へてスタートするといふことでございますと、そこでいかなるものが生計費かという議論をする必要があるわけでございますが、いまは課税最低限が五年前、十年前と比べますとかなり改善されてまいりましたので、現在はそういう作業はしないで、もちろん総理府の家計調査等は横に見ておりますけれども、それを直接基準としておるといふことはないわけでございます。その意味で先ほどちよつとお答え申し上げましたが、家計費、最低家計費と申しますか、その辺の概念は非常にむずかしいわけでございますが、それが課税最低限の一つの目安であることはおつしやるとおりであるといふふうに、不明確な答弁をしました点を訂正してお答え申し上げます。

○広沢委員 そこで、基準がある程度明確になりましたので、

「委員長退席、森(美)委員長代理着席」

まずその最低生活費といふのは、いわゆる憲法でいう文化的な最低生活を保障しているわけですから、それではなければならぬと思つたわけですね。そこで来年度の改正では、初年度で約百二十万円までは標準世帯について非課税、こういうことになるわけでありまして、しかしながらいまの総理府の統計によりまして、さらに民間のそれぞれの立場において計算したところによりまして、やはりこれをはるかに上回つてゐるわけですね。これが標準なのか最低なのかといふことは問題になりますけれども、一つの例をあげると、電機運の標準生計費調査でも四人世帯で消費支出は年間に百九十九万四千七百円、ざつと二百万円。少なくともこの程度まで免税点を上げるといふ議論があります。しかしわが党は、御存じのように、まず百五十万までは課税最低限を引き上げるべきである、こう主張しておるわけですね。確かにいろいろな面から考へてみましても、今日毎年十万円程度課税最低限を引き上げてきただけでは

現実には追いつかない問題があるのじゃないかと思
います。

そこで、この最低生活費の基準になりますと、
いまもお話がありましたように、かつては大蔵メ
ニューなんというものもありましたけれども、こ
の点ではやはり大蔵省としては、ただ各民間とか
あるいは各省のそういう部門で調べたものを横目
ににらんでいるだけではなくて、そういうものを
具体的に検討して見る必要があるのではないかと
したがって、絶えず税制改正で問題になります課
税最低限の引き上げの基準としての最低生計費と
いうものはこういうものであるということをお出
しになる考え方はないかと思うわけですが、いか
がでしょうか。

○高木(文)政府委員 先ほどもちよつと申し上げ
ましたように、過去におきましては、いわば最低
生活費と申しますか、衣食住のぎりぎりのところ
はどのくらいのところであらうかというようなも
のをつくってあった時代があるわけでごさいます
。それはその当時課税最低限がまだ非常に低い
水準にごさいます、かなりぎりぎりの生活とい
うものと課税最低限とがいわばすれすれのところ
にありましたので、毎年の改正の際にそれを一つ
の目安にしておいたわけでごさいます。現在の段
階では、家計費調査の結果を見てもおわかりいた
だけますように——と申しますのは、

〔森美)委員長代理退席、委員長着席〕

生計費調査というのは実際の家計の支出の実績で
ございますから、その実績の数字は必ずしも最低
生計費というものの概念とはふち当たらないもの
でごさいます。そうでなく、実際の実績があらわ
れてくるわけでごさいます、その実績があらわ
れてまいりますところの総理府家計調査による消
費支出の水準で見ましても、現在課税最低限はま
あまあの水準にあるというところは言えるわけでご
さいますので、私どもとしては、現在の段階では
必ずしも、これとまた別に何か私どものほうだけ
で特別な調査をするなり作成をするなりというこ
とを通じてその調査をする必要の緊要性というも

のを、五年前、十年前ほどには感じていないわけ
でごさいます。しかし、先ほど来のお話もござい
ますから、何らかの意味において、私どものほう
で調査をいたしませんでも、いろいろなありますと
ころの調査等を参考に処理をしていくというこ
とでよろしいのではないかとというふうに考えて
おります。

○広沢委員 政務次官、いま局長から答弁があり
ましたけれども、今回、課税最低限を標準家庭で
初年度百二十万円で引き上げたということで、
まあまあ線だ——とにかく基準はつきりしな
いでこういう議論をしておつても始まらないわけ
です。大蔵省自身にそういうことを調べてこい
言つても、それはいろいろ問題がありましようか
ら、総理府の統計だとか、同じ政府部内で出され
ている家計調査というものを基準にして、先ほど
言つた最低生活費の基準というものは大体こうい
うところをめどにしてやっているのであるという
ことを示さなければ、課税最低限の引き上げの基
準は大体どの辺であるかということをはからな
いわけですね。したがって、課税最低限を引き上げ
るめどとして、最低生活費はここがめどである
というものをやはり大蔵省当局としても示されるべ
きであると思うのですが、いかがですか。

○山本(幸)政府委員 生計費をどういう調査方法
でやるか、それではたして的確なものが得られる
かどうかというように、いろいろ問題があると私
は思ふのです。いま総理府でやっております生
計費にいたしまして、あるべき姿というよりは、
現在ある姿をやつておる。したがって、たと
えば耐久消費財のようなものも入つておる、あ
るいは若干のレジャー費みたいなものも入つてお
る、こういうことであります。いまのお話で、こ
れが日本における標準家庭のぎりぎりの生計費だ
というものを技術的にうまく出すことができるも
のかどうかという点を非常に心配をするわけであ
ります。しかし、いまやっておりますものも、
生計費を無視しておるわけではない。生計費とい
うものを頭に置きながらやっております。な

るほど、前に大蔵メニューというものがあつたこ
ともありますが、これもあまり——成功したかど
うか、私も寡聞にしてその辺知らないわけであり
ますけれども、苦心をしてもなかなかうまくでき
なかつたのではなからうか、こう思うのでありま
す。これは、各方面からいろいろなデータをちょ
うだいしながら、おおよその基準というものをね
らいながら、いろいろな控除を考えながらやるわ
けですから、その控除に振り分けながら結論とし
ての課税最低限を出すことが、いま大蔵省として
やり得る道ではないだろうか、こう理解するわけ
です。

○広沢委員 そういうことで、この免税点の問題
を論じてみても、やはり平行線なんですよ。そ
こにまず基本になるもの、論じ合えるようなもの
を出してこなければいけない。その上に立つて、
今回の免税点はこの程度までだ、最低生活費には
課税しないというのはこの限度までだというめど
をはつきりつける必要があるんじゃないか、その
点が今日まであいまいになつてきておるんじゃない
かと思うわけですね。したがって、先ほども私、
議論の中で申し上げたとおり、減税になつたとい
いはないが、実際は名目所得がふえた、物価上昇
だとかそういう関係でふえたということだけで、
税負担はふえている、こういう結果が出てきてい
るわけですから、いつまでたつても国民は重税感
から抜け出せないことになるんじゃないかと思
うわけですね。もちろん、何でも減税すればいいとい
うのではない。適正な負担というものは必要な
です。

そこで、ほかの政府部内のいろいろな統計を基
準にして標準生計費が出ておりますので、その中
からレジャーの問題とかいろいろな問題を省いて
も、どうしても最低これだけは必要だ、たとえば
生活保護の関係をとらえていっても、これだけで
は十分ではないわけですね。毎年毎年一四％ない
し一五％の引き上げを行なつていっているわけ
です。しかし、それも食べるだけでは、やはり憲法で保障
されたいいわゆる文化的な最低生活というものは保

障されないわけでありまして、ある程度その中
にどうあるべきかというめどをはつきりさせるべ
きではないかと思ひます。またそれに対して努力
してみよう——一ぺん大蔵メニューを出されて、
そんな考え方はどうだということ議論が集中し
て問題になつたら、それを引つ込めちゃつた。そ
れで、毎年毎年、歴年的に十万円程度課税最低限
を引き上げていく、物価調整減税であるとかなん
とか調整的な意味合いをもつてやつていくとい
うことでは、税制改正の上においてもはつきりし
ためどというものは出てこないと思ひます。そ
ういう面でもう一ぺんそれをお考え願ひたいと思
ひます。

○高木(文)政府委員 現在、実はある種のことは
やつております。そのやり方は、家計費調査をも
とにいたしまして、人事院がいづれ人事院勧告を
出しますときに算定をいたします標準生計費とい
う方式でごさいます。これは、人事院が毎年の公
務員給与の勧告をいたします際に、生計費との関
係を考慮しなければいけないということ、家計
費調査のまあいけば個票のようなものを当たりま
して、それをベースにして標準生計費を算定して
いるわけでごさいます。それは一般に人事院勧
告のベースとして使われているものでございま
す。それで、その数字がだんだん毎年毎年歴年的
に固まつてきておりますので、たまたま過去にお
きまして私どものほうでやつておりました方式を
やめましたことも関連いたしまして、実は主と
してこの人事院勧告のベースになりました標準生
計費というものを一つの参考にいたしておるわけ
でごさいます。それに比して、四十七年は
標準生計費に対して一五％課税最低限が上つて
おります。四十六年は年内減税前で一六％上つて
おります。四十五年は二〇％上つておりま
す。こういうような数字になつております。しか
し、標準生計費のほうは税制改正よりもあとから
出てくるわけでごさいます、結果としてチェッ
クができるという意味の数字になるわけでごさ
います。そこで、前年をベースにして、前年に標準

生計費と課税最低限との間にいわば余裕がありますれば、そして物価その他を考慮した課税最低限の上昇をとりますれば、大体ある程度の目安がつくではないかということをやっておるわけでございます。

ただ、この人事院の標準生計費というものは、一方において民間におきまします給与を一つの基準とし、同時に、一方において参考資料として人事院がとっておられるものでありますので、課税最低限の場合の一つの目安として直ちにこれによろしいかどうかという点は、ただいま御指摘のような点からいましてもお問題が残ろうかと思ひますが、現在においてはそれが一つの目安となっております。ということば、家計調査が実際の支出額の調査であるのに対して、これは家計調査をベースにしてあるべき標準生計費というものを一応推定を出しているという意味のものであり、かつ給与の算定の際の参考になっておることでございますから、ある意味で権威のあるものとして使わしていただいているわけでございます。

○広沢委員 時間もあまりありませんから、この問題だけにこだわっているわけにいきませんけれども、一応いまま局長おっしゃったように、これはベターなものではない、一応の基準であるところおっしゃいましたが、私、先ほど一つの例を出したように、総理府の統計あるいはまた民間のそういういろいろな計算方法によつても違つてきているわけです。課税の考え方に立つならば、一つだけの基準じゃなくて總体的によく検討した標準的なものをとらえて上げた上で検討すべきじゃないかと思うのですが、これはまたの機会にまたいろいろ問題としてお伺ひしてみたいと思ひます。

次に、税率の変更の問題ですけれども、いま現行税率では、まず課税の所得金額が四十万円以下一〇%から始まつて一応七五%まで十九段階になつております。この刻みを見ますと、四十万円以下から二百万円までは、所得が四十万円の開きで税率が二%の区切りになつております。それから

二百六十万円から五百万円まではそれぞれ六十万円区切りで三%の区切り、二千万円以上になると五%の区切り、こういうふうになつておりますね。

先ほど私は弾性値について指摘申し上げたのですけれども、負担が急上昇する傾向になつていくわけですが、やはり所得の増加に伴つて税率を変更する必要があります。税率の区分を高位の所得部分で急上昇する方向に改めていかなければ、先ほど総理がお見えになる前に指摘した、弾性値の面としてはやはり低所得者に税負担の増加というものが大きくあらわれてくるという結果になつておるわけですが、今回の税制改正では税率の改正というものは見送られた。したがつて、それは給与所得控除というものを大幅にしたために、それで見送つたということでありまが、いま言った矛盾が出てくるわけでありまが、税率改正の方向としてどういうふうにか考へておられるのか伺つておきたいのです。

○高木(文)政府委員 先ほど申し上げましたように、ちよつと私もいま、計算をやつてみませんと、混乱しておりますので、弾性値といふのブラケットの幅の關係が私自身よくつかめておりませんから、その点は一べん、直ちに計算をやつてみてお答えをいたします。ただ、税率の幅の問題、ブラケットの幅の問題につきましては、しばしば申し上げておりますように、所得税は控除と税率との組み合わせでできておりますから、本来ならば、所得税を直しますときには、控除を直します際には税率もある程度手直しをするのが本来のやり方であると思つております。ただ本年は給与所得控除の幅を、いままで四百十三万円まで効果が及ぶことになつておりましたのを六百十六万円のところまで広げましたのですから、もしそれと税率の手直しと一緒にやりますと四百万円から六百万円のところまで非常に有利に働くということになりますので、そういうこともあつて給与所得控除を約五割、ブラケットをこつちに持つてきました關係もありまして、税率の手直しを見送つたという事情でございます。

それからもう一つには、事業主報酬の問題があるわけでございます。事業主報酬制度との関連でサラリーマンと事業主とのバランスがどうなるかということがあるわけでありまして、これは選挙でございまして、もし青色申告者の中で事業主報酬制度を選択する方は、選択のほうに有利だからということで選択が行なわれるわけでございます。そういうことを考へてみますと、今年の場合には税率を直すのはいかにかという感じがあつたという事情があるわけでございます。

なお、冒頭に申し上げましたように、そのブラケットの幅の問題と弾性値との關係の問題については、よく計算をして、後日お答えを申し上げます。

○広沢委員 それは、いまおっしゃっていることはわからぬでもないですけれども、いま申し上げたようにその低位の所得層の刻みですね、こういう關係がありますので、刻みが非常に、二%とか三%、大きくなるに従つてこの額も、あるいは区切りのパーセントも大きく開いてきているわけですから、少し改正しても、やはり低位所得層には、税率の改正がない限りはやはり弾性値は上がつていくんじゃないか、こういうふうに考へられるわけ、当然そういう意味からすれば、いまお話があつたように、課税最低限を引き上げると同時に税率を変更すべきじゃないかと、こういうふうに思ふわけです。

たとえば年収二百五十万円の、ここにいろいろな例が出ておりますけれども、これも新聞によく出ておりますが、二百五十万円の年収の人が一五%四十八年度において給与がふえた、その場合は、四十七年度の税負担率というの九・三六%、四十八年度一五%ふえて二百八十七万円になつたときには九・八九%、その差というの〇・五三%負担率がふえるわけですね。したがつて、先ほど申し上げたように、所得弾性値の面で見ますと、五十万円二・八一、百万円二・一九、二百万円二・〇七、五百万円一・五九というふうに、所得の低い層のほうほど高いん

じゃないかと、こういうふうな關係が出てきておりますので、やはり税率の改正というものはともにあわせてやるべきじゃないかと私は思ふので、減税という立場に立つて考へていくならば、でない、低所得の層ほどそういうふうな、少し名目所得がふえただけで、減税はしたというけれども、減税しなかつたらこうだというのはありますけれども、減税してもやっぱり少し増税になつてくるという感じがぬぐえないんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 ただいまの階層別の弾性値の議論は私よくのめ込めませんので、計算をしてお答えをいたします。ただ、いまのお話の中で、給与が一五%上がったという前提の場合に、かなりの減税をいたしましても納めていただく税額が前年よりふえることがあるというところは、簡単に申し上げます、給与が一五%ふえる場合に控除も税率も一五%ずつというにすれば、それは前年と同額で済むわけでございますが、それを今回のように、課税最低限は大体八%強の引き上げでございまして、それとベースアップ率が一五%とした場合とでは、やはりどうしても納めていただく税金が前年度よりはふえる。税率が上がつた、改正しなかつた場合に比べればもちろん減りますけれども、ベースが上がつたのに応じてふえるという關係になつていくわけでありまして、それが全くふえないようにするためには、簡単に申し上げますと、ベースの上昇率だけ減税を行なえばよろしい。そうしますと、国民所得の伸びがありまして所得税収は前年と同じになつてしまふというところで、どういふふえてまいります財政需要に対応するだけの財源を調達してまいれないということになるわけでございます。

ですから、先般も御議論がございましたが、減税とは何ぞやといふことで御議論ございましたが、私どもは、やはりある程度給与水準が上がつていけばそれだけ負担能力がふえるのでございまして、若千の負担増があることはこれはがまんをしていただかなければならぬというふうに考へてい

るわけでございます。ちょっと御質問と答へが食い違っているかもしれませんが、その点はもう一べん階層別によく詰めた上で答へをいたします。

○広沢委員 それではもう時間がありませんので、最後にお伺いしておきたいのは、所得控除の内容については、基礎控除とか扶養控除とかあるいは配偶者控除、いろいろな議論があります。私も、毎年一万円ずつ上げる基礎控除、こういうのも一つ大きな問題だろうと思ひますが、きょうは給与所得控除についてお伺いしておきたいのです。

給与所得控除については、その中身というのは一体何なのか。先日、北野参考人からは、一応四項目に分けてこの内容を申しておりましたけれども、所得者の概算経費控除、いわゆる必要経費的なもの、それからいわゆる給料から毎月天引きされる関係で利子控除も含まれているんだらう、さらには担保力の低さを考慮された分も含まれているんじゃないか、あるいは把握控除分である、こういうふうな内容的にはなっているということでもあります。したがって、先ほどこの点に關しては、事業主報酬制度の件で総理にお伺いしたときに、やはりその不公平を是正する意味においては、総理はある程度個別に必要な経費的なものを考えなければならぬということを検討されている、そうなんですけれども、一応この給与所得の、内容的にいろいろ含まれておりますが、これを分類別に控除を分けてはつきりしない、全部この中へはより込んでしまつて、そうして毎年毎年これを少しずつ上げていくことによつてはかとの均衡が保たれるというように解釈すると、これまた問題が出てくるわけですね。その点はどういうふうにお考えになつていらつしやいますか。

○高木(文)政府委員 従来政府が説明してまいりました給与所得控除の性格は、ただいま御指摘の四点のうち第四点を抜いたものでございます。給与所得控除について、要するにその把握の程度ということが給与所得控除の中に概念として入つて

いるんだということになりますと、今度は他の所得者においてはいろいろな問題が出てまいります。

そこで、私どものいまの理解いたしておりますところでは、ただいま御指摘がありました必要経費の概算控除ということと、それから所得の不安定性あるいは担保力の弱さという面と、それから三番目には源泉徴収にからむ前払い利子相当額というふうなものが、こゝ然一体となったものではないかというふうな理解をいたしておるところでございます。

そこで、それを分けてはどうかという御議論でございますが、これはよくある議論でございます。またこの中には、給与所得についての資産所得と区分しての勤労性を考慮した部分があるではないかという御議論もよくある議論でございます。しかしながら、現在のところ、この給与所得控除を分けることはほとんど不可能でございます。もしたとへば、必要経費部分がどのくらいあるだらうかということになりますと、現在の定額控除の十六万円なり、二割なり一割なりという定率部分の額は少し大き過ぎる、平均的給与所得者の必要経費としては、十六万円なりあるいは所得の二割なりという額が必要であるという説明はなかなかできないのではないかと、いふふうに思っております。もしこの必要経費部分が、どのくらいあるかというところが十分行き届いた説明ができるようであれば、分けて、それを除く部分が第二、第三の部分だということがいえるのかも知れませんが、私どもは、いま持つております感觸では、サラリーマン特有の必要経費といふものがそんなに大きな額になるものとは考えていないわけでございます。そういう意味で、これを分解してしまふということは制度的に非常にむずかしいことになるのではないかと、いふふうに思っております。

勤労性の問題につきましても、これも他の事業所得につきましても十分勤労性の部分があるわけでございます。勤労性所得の特殊性ということ、所得の十分額の中、給与所得だけに特有なものと考えることはできないわけでございます。

の考えることはできないわけでございます。

そこで、まことに恐縮でございますが、現状におきましては給与所得控除の性格というものは非常にばく然としたものになり、先ほど来御指摘を受けております基礎控除、配偶者控除、扶養控除等、人的控除の水準のあり方の問題以上に、給与所得控除のよるべきものというものはなかなか見出すことがむずかしいという現状でございます。これこそ過去の積み上げと申しますか、毎年毎年におきまして、現行制度に比べてどの程度給与所得者の負担を軽減すべきかというほうの結論的なものから、漸次給与所得控除制度を直してきつたという長い、いわば十年以上にわたる積み上げの結果であるということになっておるわけでございます。

○広沢委員 事業所得は一応実額控除制度になっておる。給与所得の場合は一応いわゆる概算なんですね。所得控除そのものが、いまあなたが話した給与所得控除についても、いまあなたが話した給与所得控除についても、すべて概算なんですね。そこはなつたように、すべて概算なんですね。そこはやはりこのたびの事業主報酬制度というものが設けられた段階においては、必要経費というものが、いままでも議論が続いてきたのですが、より一はつきりされてきたわけでは、何らかサラリーマンに対しては、さういふものをもう煮詰めて考えなければならぬ段階に來ている、こういうことになってきているわけでしょう。先ほど総理から、さういふ面からある程度考慮しているというお話があつたわけですね。したがつてやはり私は、これは一挙にその実額控除制度にしてみても、これは繁雑やいろいろな問題があつて、これはきめがたい。概算経費控除とそれから実額控除制度というものを選択的にやりになるようなことはできないものか、こう考えるわけです。いかがですか。

○高木(文)政府委員 諸外国の立法例でも選択制度がある場合もございます。過去においても、わが国におきましても選択制度はしばしば主張をされております。私どもの中でも選択制度を採用し

てはどうかということはこの検討の過程に入っておりますし、さればこそ税制調査会にも一応御相談はしております。しかしどうも、確かに概算控除と実額控除制度の選択制を採用いたしますことは相当メリットがある場合もあると思ひますが、反面において相当デメリットが出てくるのではないかと。

と申しますのは、いかなる基準によつてその給与所得者の実額控除のベースとなるべき必要経費を認めるか。つまり、サラリーマンにはいろいろな必要経費がかかりましようが、それは何と何、どういふものを認めるか。たとえば衣服代等につきましても、一体どこまで認めるか。サラリーマンでなくても衣服は必要でございますので、サラリーマン特有の衣服代というものがよく計算できるかどうか。それが一人一人の方が主張された場合に、税務署がそれをいふば、ことは悪いですが査定をするというふうな現象が起こらざるを得なくなる。また、その査定をするのについて基準となるべきものがなければならぬということ、よやうなことになってまいります。またその給与所得者といひましても、実にいろいろございまして、同じ衣服代でも、当然よけいにかかつてしかるべき方、そしてそれが所得の稼得につながる場合とそうでない場合と、いろいろあります。どこまでが所得を得るための衣服代であるか、どこまでがいわば趣味なりたしなみ、身だしなみの問題であるかというふうなことが出てまいります、ということ、なかなかこの基準がつかれないのではないかと、いふ点が一点でございます。

第二点は、全般的でなくともおつしやいましたけれども、さういふ制度を設けまして、その選択があつた場合に、その選択に対して税務署との間でやりとりしても一種の折衝が行なわれることになりまふ。その折衝ということになりまふという、何ぶん現在の給与所得者の数は三千万に近い数でございますので、そのうちのどの程度の方が

○広沢委員　最後に、一応勤労者の生計費は、所得を得るために必要な費用ですね。その性格の経費としてこれを扱っていくべきじゃないかと、これは私も思いますし、負担公平の原則または法ののもとに平等という関係から、こういう問題が改

○鴨田委員長 次回は、明二十九日木曜日、午前
十時理事会、十時三十分委員会を開会することに
し、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会

昭和四十八年四月七日印刷

昭和四十八年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A